しあわせ信州

長野県地域防災計画

風水害対策編

令和７年度修正

（令和８年３月）

長野県防災会議

□□□　風水害対策編　□□□

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨・・・

第33節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
第34節　災害復旧・復興への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
第35節　自主防災組織等の育成に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
第36節　企業防災に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
第37節　ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
第38節　災害対策基金等積立及び運用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
第39節　風水害対策に関する調査研究及び観測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
第40節　観光地の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
第41節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・179

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害直前活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
第２節　災害情報の収集・連絡活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第３節　非常参集職員の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230
第４節　広域相互応援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250
第５節　ヘリコプターの運用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・257
第６節　自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・263
第７節　救助・救急・医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270
第８節　消防・水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・276
第９節　要配慮者に対する応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・280
第10節　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284
第11節　障害物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・290
第12節　避難受入及び情報提供活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・294
第13節　孤立地域対策活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・311
第14節　食料品等の調達供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・315
第15節　飲料水の調達供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・318
第16節　生活必需品の調達供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・321
第17節　保健衛生、福祉、感染症予防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・323
第18節　遺体の捜索及び対策等の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・327
第19節　廃棄物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329
第20節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・331
第21節　危険物施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・333
第22節　電気施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・340
第23節　都市ガス施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・343
第24節　上水道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・345
第25節　下水道施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・347
第26節　通信・放送施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・349
第27節　鉄道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・354
第28節　災害広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・358
第29節　土砂災害等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・361
第30節　建築物災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・366
第31節　道路及び橋梁応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・368
第32節　河川施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・370
第33節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・372
第34節　ため池災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・380

第35節　農林水産物災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・381
第36節　文教活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・384
第37節　飼養動物の保護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・388
第38節　ボランティアの受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・390
第39節　義援物資及び義援金の受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・393
第40節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・395
第41節　観光地の災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・398

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・400
第２節　迅速な原状復旧の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・401
第３節　計画的な復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・404
第４節　資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・407
第５節　被災者等の生活再建等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・408
第６節　被災中小企業等の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・416
第７節　被災した観光地の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・418

第１章

総　　則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成７年の梅雨前線豪雨災害や、平成18年７月豪雨災害、令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

３　計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

４　長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靭化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靭化に関する部分については、長野県強靭化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である。

（１）人命の保護が最大限図られること
（２）負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
（３）必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
（４）必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること
（５）流通・経済活動が停滞しないこと
（６）二次的な被害を発生させないこと
（７）被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

５　長野県広域受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の設置（資料編参照）や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「長野県広域受援計画」とともに防災対応を実施するものとする。

第２節　防災の基本理念及び施策の概要

本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。

１　防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

（１）周到かつ十分な災害予防

ア　災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

（イ）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

（ウ）災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

イ　災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

（ア）災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。

（イ）事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

（ウ）県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により県民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

（エ）防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

（オ）災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を講ずることとする。

（カ）効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ・ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

（キ）過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

（２）迅速かつ円滑な災害応急対策

ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

（イ）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

（ア）災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

（イ）災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

（ウ）被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

（エ）円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

（オ）被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

（カ）被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

（キ）被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

（ク）指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

（ケ）感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所

における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

（コ）防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

（サ）応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

（シ）ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

（３）適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア　災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ　災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

（ア）被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

（イ）物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

（ウ）災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物を処理する。

（エ）再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

（オ）被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

（カ）被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ　県、市町村、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

２　県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。

（１）要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

（２）地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

３　県民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平時から講ずるものとする。

４　どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　県

県は､市町村を包括する広域的地方公共団体として､県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

２　市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに､県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告､指導助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	（１）長野県防災会議に関すること。 （２）防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 （３）水防その他の応急措置に関すること。 （４）県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 （５）被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （６）災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 （７）その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 （８）市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 （９）自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

２　市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	（１）市町村防災会議に関すること。 （２）防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 （３）水防その他の応急措置に関すること。 （４）市町村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 （５）被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （６）災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 （７）その他市町村の所掌事務についての防災対策に関すること。 （８）市町村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

３　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）関東管区警察局	ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ　災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
（２）関東財務局 （長野財務事務所）	ア　地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
（３）関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。
（４）関東農政局 （長野県拠点）	ア　災害予防対策 （ア）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 （イ）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ　応急対策 （ア）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （イ）災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （ウ）災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 （エ）災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （オ）土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ　復旧対策 （ア）災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （イ）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（５）中部森林管理局	ア　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　災害応急対策用材の供給に関すること。
（６）関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。
（７）中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
（８）関東東北産業保安監督部	ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
（９）中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
（10）北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
（11）東京航空局（東京空港事務所松本空港出張所）	ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
（12）東京管区気象台（長野地方気象台）	ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
（13）信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
（14）長野労働局	ア　事業場における産業災害の防止に関すること。 イ　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（15）関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア　災害予防 （ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ウ）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ　応急・復旧 （ア）応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 （イ）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （ウ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （エ）所管施設の緊急点検の実施 （オ）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
（16）中部地方環境事務所	ア　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
（17）関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ　災害教訓の伝承に関すること。
（18）第九管区 海上保安本部	災害時における救助及び援助に関すること。
（19）長野行政監視 行政相談センター	ア　被災者への生活支援情報の提供に関すること。 イ　専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 ウ　特別行政相談所の開設に関すること。

４　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	（１）災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 （２）災害時における応急復旧活動に関すること。

５　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）日本郵便㈱ 信越支社	ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。
（２）ＪＲ会社	（東日本旅客鉄道㈱（長野支社）、東海旅客鉄道㈱（東海鉄道事業本部）、西日本旅客鉄道㈱（金沢支社）） ア　鉄道施設の防災に関すること。 イ　災害時における避難者の輸送に関すること。
（３）日本貨物鉄道㈱ （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
（４）電気通信事業者	（ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱） ア　電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（５）日本銀行 （松本支店）	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
（６）日本赤十字社 長野県支部	ア　医療、助産等救助、救護に関すること。 イ　日赤医療コーディネーター及び医療救護班の派遣に関すること。 ウ　地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 エ　義援金の募集に関すること。
（７）国立病院機構 （関東信越ﾌﾞﾛｯｸ）	医療、助産等救助、救護に関すること。
（８）日本放送協会 （長野放送局）	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること。
（９）日本通運㈱ （長野支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
（10）電力会社	（中部電力㈱、中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱、東京電力ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱、関西電力㈱、東北電力㈱） ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。
（11）独立行政法人 水資源機構 （愛知用水総合事業部 牧尾支所）	ダムの地震防災に関すること。
（12）東日本高速道路㈱ 中日本高速道路㈱	（東日本高速道路㈱） 上信越自動車道、長野自動車道（安曇野ＩＣ～更埴ＪＣＴ）、中部横断自動車道（佐久小諸ＪＣＴ～小諸御影ＴＢ）の防災に関すること。 （中日本高速道路㈱） 中央自動車道、長野自動車道（岡谷ＪＣＴ～安曇野ＩＣ）、安房峠道路の防災に関すること。

６　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）土地改良区	ア　ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ　排水機場の改良及び復旧に関すること。
（２）ガス会社	（松本ガス㈱、上田ガス㈱、諏訪瓦斯㈱、大町ガス㈱、信州ガス㈱、帝石パイプライン㈱、長野都市ガス㈱） ア　ガス施設の保全、保安に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
（３）鉄道会社	（長野電鉄㈱、アルピコ交通㈱、上田電鉄㈱、しなの鉄道㈱） 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
（４）路線バス会社等	（長電バス㈱、アルピコ交通㈱、千曲バス㈱、信南交通㈱、伊那バス㈱、おんたけ交通㈱、草軽交通㈱、㈱関電アメニックス、（公社）長野県バス協会） 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（５）貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
（６）放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight) 気象予警報等の放送周知に関すること、、災害情報等広報に関すること。
（７）長野県情報ネットワーク協会	気象予警報等の放送周知に関すること、、災害情報等広報に関すること。
（８）医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
（９）薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10)（一社)長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11)（一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12)（社福)長野県社会福祉協議会	ア　災害ボランティアに関すること。 イ　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること。

７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）農業協同組合	ア　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ　農産物の需給調整に関すること。
（２）森林組合	ア　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　木材の供給と物資のあっせんに関すること。
（３）漁業協同組合	ア　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
（４）商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ　災害時における物価安定の協力に関すること。 エ　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
（５）病院等医療施設	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
の管理者	イ　災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ　災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ　災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
（６）社会福祉施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
（７）金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
（８）学校法人	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における教育対策に関すること。 ウ　被災施設の災害復旧に関すること。
（９）危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア　安全管理の徹底に関すること。 イ　防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会等	県、市町村が行う災害応急対策の協力に関すること。

第４節　長野県の概況

１　県　域

本州の中央に位置し、周囲が８県に隣接する内陸県であり、東西約120㎞、南北約212㎞に及ぶ南北に長い総面積13,562k㎡を領する。

２　地　勢

面積78%が山地を占める山国であり、中央日本の水源地帯を形成し、いわゆる日本の屋根と呼称される。標高1,000m以上の地帯は、全面積の55%を占め、地形は極めて複雑急峻である。

３　地　質

糸魚川静岡構造線と、この構造線の諏訪湖の南を起点して、天竜川の東側に沿って平行して通る中央構造線の２つが、本県の地質分布を特徴づけており、西南日本内帯、西南日本外帯及びフォッサマグナ地帯という３つの大きな地質区に大別され、非常に複雑な地質構造となっている。

４　気　候

海洋から遠く隔たった内陸であり、高い山脈の間に点在する盆地性の地形のため本県の気候は極めてはっきりした内陸性を示し、高冷地性気候の特色が現われている。

また、南北に広がる広大な県域と地形の複雑性とから気象も一様でなく、地域による変化も多様であるうえ、局地的な特異な気象現象が発現する。

第２章

災害予防計画

第１節　風水害に強い県づくり

第１　基本方針

県及び市町村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第２　主な取組み

１　交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い県土を形成する。

２　総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

３　気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第３　計画の内容

１　風水害に強い県土づくり

（１）現状及び課題

県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

（イ）基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

（ウ）住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

（エ）風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

ａ　河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。

ｂ　土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

ｃ　台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策

と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

ｄ　治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

（オ）老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

（カ）気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

（キ）大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

（イ）基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

（ウ）住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

（エ）風水害に強い市町村土の形成を図るため、ア（エ）の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

（オ）老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

（カ）大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

２　風水害に強いまちづくり

（１）現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

（ア）風水害に強いまちの形成

ａ　治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

ｂ　洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

ｃ　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

ｄ　宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

ｅ　広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

　また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ｆ　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

ｇ　アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

ｈ　以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

（ａ）溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

（ｂ）住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供

（ｃ）河川、下水道について、築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進

（ｄ）出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保

（ｅ）河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減

（ｆ）防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

（ｇ）洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村長への通知

（ｈ）役場等の所在地に係る河川について、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いての、市町村等への浸水想定の情報情報提供

（ｉ）洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

（ｊ）土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

　特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

（ｋ）高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

（ｌ）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。

（ｍ）土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

ア　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ　勧告による移転者への融資、資金の確保

　なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住

居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。

（ｎ）山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に､尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大､流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

（ｏ）農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

（ｐ）災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

（イ）風水害に対する建築物等の安全性の確保

ａ　浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

ｂ　不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

ｃ　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ｄ　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

ｅ　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

（ウ）ライフライン施設等の機能の確保

ａ　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

ｂ　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

ｃ　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

ｄ　ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

（エ）災害応急対策等への備え

a　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

b　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

d　防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）

e　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

　また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

f　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

g　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

　また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h　災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

i　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

j　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

k　電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）風水害に強いまちの形成

a　治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

b　市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

c　土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

d　洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など，様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

e　立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

f　特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

g　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

h　宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

i　道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

j　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

k　アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

l　以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

（ａ）溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

（ｂ）住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供

（ｃ）河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進

（ｄ）防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

（ｅ）浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める

（ｆ）浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定める

（ｇ）名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める

（ｈ）浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる

（ｉ）洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な市町村土利用の誘導、風水害時の避難体制

の整備の促進

（ｊ）洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

（ｋ）土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

（ｌ）高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

（ｍ）土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

（ｎ）山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

（ｏ）農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

（ｐ）災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

（イ）風水害に対する建築物等の安全性

ａ　浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

ｂ　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

ｃ　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

ｄ　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

ｅ　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるも

のとする。

（ウ）ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

（エ）災害応急対策等への備え

a　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

b　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

d　防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）

e　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

f　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

g　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等

との災害協定の締結を推進するものとする。

i　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

j　平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

（イ）ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c　ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

d　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

e　災害拠点病院は、通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時から病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、 非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講ずるものとする。

（ウ）災害応急対策等への備え

a　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わら

ない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

d　地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）

e　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

f　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

g　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

エ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）風水害に対する建築物等の安全性

a　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(㎡)
						活動拠点※1	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	佐久市	○		11,240㎡
2	佐久市甲2177番地1	ほっとぱ～く・浅科	(国)142号	一体型(県)	長野県	○		3,195㎡
3	佐久穂町大字畑1190番1	八千穂高原	(国)299号	一体型(県)	長野県	○		8,450㎡
4	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600㎡
5	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白樺湖小諸線	一体型(県)	長野県	○		4,290㎡
6	長和町古町2424番地19	ﾏﾙﾒﾛの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	長野県	○		9,000㎡
7	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	長野県	○	○	2,909㎡
8	富士見町落合1984番地1	信州蔦木宿	(国)20号	一体型(国)	国土交通省	○		9,000㎡
9	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	長野県	○		4,540㎡
10	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	長野県	○		4,727㎡
11	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	南箕輪村	○		8,728㎡
12	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	飯田市	○		3,705㎡
13	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	長野県	○		3,637㎡
14	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	国土交通省	○		9,250㎡
15	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	大鹿村	○		2,800㎡
16	木祖村大字薮原163番地1	木曽川源流の里 きそむら	(国)19号	単独型	木祖村	○		2,130㎡
17	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		2,810㎡
18	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂田公園	(国)20号	単独型	塩尻市	○		8,900㎡
19	塩尻市大字木曽平沢2272番地7	木曽ならかわ	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		3,990㎡
20	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曽の大橋	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		4,260㎡
21	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	長野県	○		2,090㎡
22	小谷村大字北小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	長野県	○		5,520㎡
23	小布施町大字大島601番地	ｵｱｼｽおぶせ	(一)村山小布施停車場線	単独型	小布施町	○		15,000㎡
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	長野県	○		3,100㎡
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○		5,190㎡
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	小川村	○		2,000㎡
27	中野市永江2136番地	ふるさと豊田	(国)117号	一体型(県)	長野県	○		2,780㎡
28	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	長野県	○		4,660㎡
29	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	野沢温泉村	○		3,900㎡

※１　活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ）等の活動拠点

緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等移動先等

第２節　災害発生直前対策

第１　基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第２　主な取組み

１　気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
２　住民の避難誘導体制を整備する。
３　災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第３　計画の内容

１　住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第３章第１節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

ア【県が実施する計画】

気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図るものとする。（長野地方気象台）

２　避難誘導体制の整備

ア　県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

イ　市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ　県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

エ　市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

オ　県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
第11節「避難の受入活動計画」参照。

カ　市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等

の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

キ　市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ク　市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。

ケ　市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

３　災害未然防止活動

（１）県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

（２）県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

（３）県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

（４）河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。

ア　所管施設の緊急点検体制の整備
イ　応急復旧のための体制の整備
ウ　防災用資機材の備蓄
エ　水防活動体制の整備（水防管理者）
オ　ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）
カ　災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

（５）水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第３節　情報の収集・連絡体制計画

第１　基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第２　主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。

２　県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

３　情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第３　計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第３章災害応急対策計画第２節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部）

また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。（全部局）

（イ）円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部）

（ウ）市町村に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができるよう体制の整備を行う。（危機管理部）

（エ）関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。（建設部）

（オ）目視、撮影等により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。（全部局）

（カ）道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）

（キ）毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部）

（ク）情報を一元的に収集伝達する「長野県防災情報システム」の効果的運用を推進する。（危機管理部）

（ケ）「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。（危機管理部）

（コ）国関係機関、市町村及び指定公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）や新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するも

のとする。（全部局）
（サ）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。（危機管理部）
（シ）発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】
（ア）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
（ウ）公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
（エ）総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
（オ）「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
（カ）国関係機関、県及び指定公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）や新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。
（キ）雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
（ク）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】
（ア）被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
（ウ）県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

２　情報の分析整理
県及び市町村は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。
また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

３　通信手段の確保
（１）現状及び課題
過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情

報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や浸水する危険性の低い堅固な場所への非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い、円滑な通信の確保を図る。（危機管理部）

（イ）電気通信回線は災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保を行う。

（ウ）災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。（危機管理部）

（エ）通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）

（オ）衛星携帯電話、携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）

（カ）ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

　また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

（イ）非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置に努めるものとする。

（ウ）災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。

（エ）通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

（オ）衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

（カ）ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

　また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第４節　活動体制計画

第１　基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。

第２　主な取組み

１　職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。

２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。

３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。

４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。

５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第３　計画の内容

１　職員の参集・活動体制

（１）現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

（ア）発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

（イ）風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。

（ウ）職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第３章第３節非常参集職員の活動に掲載）

（エ）大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。

（オ）災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

（カ）応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

（キ）過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討するものとする。

また、体制の見直しについては、訓練等を通じＰＤＣＡサイクルの観点から改善を図る。

（ク）発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

（キ）災害対応業務に従事する職員の健康管理等の徹底に努める。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。

（イ）職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

（ウ）災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

（エ）応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

（オ）発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

（カ）災害対応業務に従事する職員の健康管理等の徹底に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

（ア）職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

（イ）応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

（ウ）ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

２　組織の整備

（１）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

（イ）災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第７条第４号及び長野県防災会議条例第４条１項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

イ【市町村が実施する計画】

災害対策基本法第 16 条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

エ【河川管理者が実施する計画】

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

３　防災中枢機能等の確保

（１）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。（総務部）

（イ）県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。（危機管理部、総務部、警察本部）

（ウ）災害時に拠点となる施設等の浸水対策を検討する。（総務部）

（エ）県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。（危機管理部、総務部）

（オ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。（危機管理部、総務部）

（カ）緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。（警察本部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

（イ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

４　複合災害への備え

（１）現状及び課題

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

（２）実施計画

【県（危機管理部）、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに､外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

５　業務継続性の確保

（１）現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

（ア）災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を

踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

（ウ）災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも知事不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

（ア）災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

（ウ）災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第５節　広域相互応援計画

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第２　主な取組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
２　県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
３　県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
４　県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。
５　公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
６　県と市町村が一体となって、他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
７　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第３　計画の内容

１　防災関係機関相互の連携体制整備

（１）現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

（２）実施計画

【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

ア　広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。（危機管理部）

イ　応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。（危機管理部）

ウ　災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。（危機管理部）

エ　国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。（県・市町村）

オ　応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。（県・市町村）

カ　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう、ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーやＴ

ＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。（地方整備局）

キ　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。（市町村）

ク　訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。（県・市町村）

２　県内全市町村間の相互応援協定

（１）現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

このほか県内市町村が､他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、令和４年９月１日現在、215協定である。

今後は、これらの協定に基づき平時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

（イ）相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制を、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

（ウ）備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努めるものとする。

（エ）「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県内各消防本部、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

３　県内外消防本部間の消防相互応援体制

（１）現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成８年２月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成７年６月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年６月に消防組織法が改正され、平成16年４月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア）県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

（イ）緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。

（ウ）市町村、代表消防機関等と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や、迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。

（イ）各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平時から連携強化を図るものとする。

（ウ）県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

４　他の都道府県等との相互応援協定

（１）現状及び課題

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する１都９県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する９県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」及び富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県と「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在す

る都道府県等との間の協定締結を検討する。

（２）実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア　相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ　関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ　迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

エ　広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平時から体制整備を図る。

オ　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

５　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

（１）現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

６　県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

（１）現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

（２）実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平時から連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

７　広域防災拠点の確保

（１）現状及び課題

大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定（資料編参照）や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア）県は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、関係計画の修正や本県の情勢、関係機関の体制の変化、災害対応で得られた新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。

（イ）機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

（ウ）県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）市町村は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

（イ）機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第６節　救助・救急・医療計画

第１　基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１か所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第２　主な取組み

１　救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。

２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。

４　災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

（１）現状及び課題

令和７年４月１日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車121台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3％、救急自動車100％である。

これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平時からの訓練の実施も必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

（ア）消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。

（イ）市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。

（ウ）市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平時からの訓練の実施が行われるよう助言する。

（エ）警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

ａ　警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材

（ａ）スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図

（ｂ）照明用資機材
（ｃ）可搬式標識、表示板
（ｄ）チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
ｂ　警察本部で整備すべき資機材
（ａ）ａに掲げる装備資機材
（ｂ）レスキュー車、投光車、キッチンカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
（ｃ）生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
（ｄ）エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
　その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
（イ）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
（ウ）消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
　また、平時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班１個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）
（イ）赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）
（ウ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

２　医療用資機材等の備蓄

（１）現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下６か所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年３月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下２か所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量・箇所であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを行う。また、災害時における関係機関との連絡体制を確認する。（健康福祉部）

（イ）県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。（健康福祉部）

（ウ）被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

（エ）災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。（健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。

また､近隣市町村への供給体制についても､あらかじめ整備を図るものとする。

（イ）市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。

また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

（イ）長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

ａ　災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

ｂ　不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図るものとする。

ｃ　使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

（１）現状及び課題

阪神･淡路大震災を契機に示された､厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に１か所指定し、段階

的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を松本空港内の信州大学医学部附属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

（ア）国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に１か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・救護班・災害支援ナース（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

（イ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

（ウ）災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

（イ）長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

（ウ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（エ）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

４　消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

（１）現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）

（イ）県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）

（ウ）災害時に医療施設や避難所等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ24Ｈ）等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）

（エ）市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。（危機管理部）

（オ）市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）

（カ）被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

ａ　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
ｂ　最先到着隊による措置
ｃ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
ｄ　応急救護所の設置基準、編成、任務等
ｅ　各活動隊の編成と任務
ｆ　消防団の活動要領
ｇ　通信体制
ｈ　関係機関との連絡
ｉ　報告及び広報
ｊ　訓練計画
ｋ　その他必要と認められる事項

（イ）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
　また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
（ウ）災害時に医療施設や避難所等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ24Ｈ）等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
（エ）関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
（イ）（一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
（ウ）災害時に医療施設や避難所等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ24Ｈ）等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第７節　消防・水防活動計画

第１　基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第２　主な取組み

１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。

２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第３　計画の内容

１ 消防計画

（１）現状及び課題

令和７年４月１日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数94、消防職員数2,580人、消防団員数28,121人である。また、令和７年４月１日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員63.7%、消防団員85.7%、消防ポンプ自動車100.7%となっており、消防職員に関しては、いまだ充分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。（危機管理部）

（イ）市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。（危機管理部）

（ウ）市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）

（エ）消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（危機管理部、農政部）

（オ）機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

（ア）消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

ａ　消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。

（ａ）消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。

（ｂ）地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

（ｃ）消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

ｂ　広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

（イ）消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

（ウ）被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

（エ）消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

（オ）火災予防

ａ　防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

ｂ　防火管理者制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に

対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ｃ　危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

（ａ）可燃物と酸化剤の混合による発火

（ｂ）黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

（ｃ）金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

（カ）活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

（キ）応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

２　水防計画

（１）現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要があ

る。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

（ア）水防計画の策定
（イ）水防協議会の設置
（ウ）水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
（エ）大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
（オ）水防信号の決定
（カ）水防警報の発令及び伝達体制の整備
（キ）住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
（ク）水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
（ケ）水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
（コ）水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
（サ）水防団員の定員基準の設定
（シ）水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ならびに排水対策用の移動式ポンプ車の配備
（ス）水防活動に要する資器材等の費用への補助
（セ）水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
（ソ）指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施
（タ）洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
（チ）水防計画の策定に当っては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

（ア）水防組織、水防団、消防団の確立・整備
（イ）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
　ａ　重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
　ｂ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
（ウ）通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
（エ）平時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
（オ）河川ごとの水防工法の検討
（カ）居住者への立退の指示体制の整備

（キ）洪水時等における水防活動体制の整備
（ク）他の水防管理団体との相互応援協定の締結
（ケ）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
（コ）市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。
（サ）市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
（シ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
（ス）（コ）～（シ）に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の（セ）～（ツ）の事項を実施するものとする。
（セ）水防機関の整備
（ソ）水防計画の策定
（タ）水防協議会の設置
（チ）水防訓練の実施（年１回以上）
ａ　水防技能の習熟
ｂ　水防関係機関､自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
ｃ　災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
（ツ）水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。
（テ）要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）
（ア）防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
（イ）指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】
（ア）地下街等の所有者又は管理者が実施する計画
ａ　浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
ｂ　浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図

るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

（イ）要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a　浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

b　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

（ウ）大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a　浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b　市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

第８節　要配慮者支援計画

第１　基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

第２　主な取組

１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、支援体制の構築に努める。

２　在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

３　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

４　外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。

５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第３　計画の内容

１　要配慮者支援計画の作成

（１）現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

また個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市町村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。

また、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置

について定めるものとする。

市町村が、市町村地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

- 消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
- 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿の更新に関する事項
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる事項
- 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者の安全確保

（イ）避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。情報の把握及び名簿の作成にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね４時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

（ウ）個別避難計画作成の努力義務

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

（エ）避難行動要支援者名簿の提供

市町村地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

（オ）避難行動要支援者の移送計画

市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（カ）個別避難計画の事前提供

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

（キ）要配慮者への配慮

市町村は、個別避難計画が未作成の避難行動要支援者及び避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整、災害時住民支え合いマップの作成その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

（ク）地区防災計画との調整

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（ケ）個別避難計画作成の促進

市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

２　在宅者対策

（１）現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

（ア）指定避難所の整備

県及び市町村は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努

めるものとする。

（イ）防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県及び市町村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（ウ）応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

（エ）避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市町村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）緊急通報装置等の整備

市町村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

（イ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。

（ウ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。

（エ）支援協力体制の整備

市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　要配慮者利用施設対策

（１）現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者

の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

（ア）非常災害時の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

（イ）防災設備等の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも３日分、可能な限り１週間分程度)を行うよう指導するものとする。

（ウ）組織体制の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制､非常招集体制等の確立に努めるとともに､地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。

（エ）防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

（オ）応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等)、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

（カ）県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

（キ）県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

（ク）県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（ケ）ホテル・旅館等の確保

市町村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

（ア）非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（イ）防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うものとする。

（ウ）組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

（エ）防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（オ）応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で、避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

（カ）日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備について、あらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

（キ）医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など、防災体制の強化を図るものとする。

（ク）医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

４　外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策

（１）現状及び課題

外国籍県民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍県民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

（ア）外国籍県民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

県及び市町村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍県民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。

（イ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

県及び市町村は、外国籍県民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するものとする。

（ウ）防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識

の普及を図るものとする。（危機管理部）

（エ）応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。（危機管理部、県民文化部、観光スポーツ部）

（オ）観光客の安全対策の推進（観光スポーツ部）

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。（観光客安全対策推進会議の事業を推進する。）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）外国籍県民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍県民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍県民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

（イ）観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

（イ）医療機関においては、外国籍県民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

（１）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

県及び市町村は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体

制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。

また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市町村長へ報告するものとする。

第９節　緊急輸送計画

第１　基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

第２　主な取組み

１　緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
３　各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
４　緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第３　計画の内容

１　緊急交通路確保計画

（１）現状及び課題

本県の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）次により緊急交通路確保に関する計画を樹立する。（警察本部）

ａ　緊急交通路指定予定路線を指定する。（資料編参照）

ｂ　大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。（資料編参照）

ｃ　主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。

（イ）緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。（建設部）

緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。

ａ　第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路及び第３次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。

ｂ　応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。

ｃ　放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

（ウ）広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について、長野県農業農村整備長期構想（長野県土地改良長期計画）に基づき整備を推進する。（農政部）

（エ）市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。（林務部）

イ【市町村が実施する計画】

各市町村は、各警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

（１）現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として地域振興局ごと拠点ヘリポートを指定する。（資料編参照）（危機管理部）

この拠点ヘリポートについては、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える防災公園と連携を図り、防災機能の強化を図る。（建設部））

（イ）緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。（総務部）

（ウ）広域物資輸送拠点を県広域受援計画で指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）災害対策用ヘリポートを最低１か所以上指定する。（資料編参照）

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。

（イ）地域内物資輸送拠点を最低１か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）

なお、選定に際しては、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定するものとする。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

（ウ）拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（ヘリコプター保有機関）

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

３　輸送体制の整備計画

（１）現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア）災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図る。

（イ）ヘリコプターの活用については、第３章第５節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平時から連携を密にするものとする。

（ウ）交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

（エ）必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（オ）物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

（カ）輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておくものとする。

（イ）必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（ウ）物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

（エ）輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。

ａ　災害発生時の緊急輸送活動のため、平時から輸送能力を把握する。

ｂ　緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

ｃ　緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。

ｄ　緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

（イ）(公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画を、あらかじめ定めておくものとする。

（ウ）(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

４　緊急通行車両等の確認

（１）現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておくものとする。

（２）実施計画

【県が実施する計画】（警察本部）

災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認（資料編参照）により緊急通行車両等の確認を行う。

第１０節　障害物の処理計画

第１　基本方針

災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第２　主な取組み

１　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
２　障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送道路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物除去体制について市町村と事前に対応を検討する。

２　実施計画

（１）【県が実施する計画】（各部局）

ア　倒木処理に係る市町村の体制づくりを支援する。（林務部）
イ　緊急輸送道路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を行うよう市町村に対して助言する。（農政部）
ウ　災害時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。（建設部）
エ　建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
オ　レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
カ　集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

（２）【市町村が実施する計画】

森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

（３）【関係機関が実施する計画】（各機関）

ア　道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう、民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。
　また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（地方整備局）
イ　部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図るものとする。

第１１節　避難の受入活動計画

第１　基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生)、Ｋ：キッチン（食事)、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第２　主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。

２　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。

３　県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。

４　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第３　計画の内容

１　避難計画の策定等

（１）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア　【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

（ア）避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（イ）市町村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。

（ウ）県及び市町村は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。

（エ）浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に対して、

警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

（オ）県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

（カ）市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

イ【県が実施する計画】

（ア）災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

（イ）要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（県民文化部、健康福祉部）

（ウ）市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。（危機管理部、建設部）

（エ）帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

（オ）帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）

（カ）市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）

（キ）警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、及び避難経路、及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）

（ク）多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

ウ【市町村が実施する計画】

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ａ　市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、

日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

b　市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（イ）避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

a　避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

b　高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

（避難指示、高齢者等避難については第３章第12節を参照）

c　指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

d　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

e　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

f　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ａ）給食措置

（ｂ）給水措置

（ｃ）毛布、寝具等の支給

（ｄ）衣料、日用品の支給

（ｅ）負傷者に対する救急救護

g　指定避難所の管理に関する事項

（ａ）避難受入れ中の秩序保持

（ｂ）避難住民に対する災害情報の伝達

（ｃ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（ｄ）避難住民に対する各種相談業務

h　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ａ）平時における広報

・　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
・　住民に対する巡回指導
・　防災訓練等

（ｂ）災害時における広報

・　広報車による周知
・　避難誘導員による現地広報
・　住民組織を通じた広報

なお市町村は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を構ずべきことにも留意するものとする。

（ウ）避難行動要支援者対策

市町村は、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に

定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

（エ）帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

（ア）それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）

（イ）市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

（ウ）要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

（エ）指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

（ア）家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

ａ　災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

（ａ）指定緊急避難場所への立退き避難

（ｂ）「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

（ｃ）「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

ｂ　災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか

（テレビ、ラジオ、インターネット等）

ｃ　家の中でどこが一番安全か。

ｄ　救急医薬品や火気などの点検

ｅ　幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

ｆ　指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。

ｇ　避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。

ｈ　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

ｉ　昼の場合、夜の場合の家族の分担。

（イ）防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

（ウ）指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携

帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

（ア）帰宅困難者対策

ａ　公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

ｂ　空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

２　避難場所の確保

（１）現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（県有施設管理部局）

（ア）県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。

（イ）県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。

（イ）指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

（ウ）市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急

避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

（エ）指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

（オ）市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ　【関係機関が実施する計画】

（ア）管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）

（イ）要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　避難所の確保

（１）現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和４年３月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標を示すよう努めるものとする。（危機管理部）

（イ）県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。（県有施設管理部局）

（ウ）県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。（県有施設管理部局）

（エ）市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。（県有施設管理部局）

（オ）避難所の感染症対策については、第３章第 17 節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

（カ）指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

（キ）避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

（イ）指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（ウ）福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

（エ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

（オ）市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

（カ）市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（キ）市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（ク）市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

（ケ）指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

（コ）避難所の感染症対策については、第３章第１７節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（サ）指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

（シ）テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。

（ス）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品ほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

（セ）避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

（ソ）医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

（タ）公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

（チ）「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和４年３月改定）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

（ツ）マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

（テ）指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（ト）指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

（ナ）安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

（二）指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（ヌ）市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

（ア）管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。（全機関）

（イ）要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

４　住宅の確保体制の整備

（１）現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）

（イ）賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）

（ウ）賃貸住宅等の情報体制強化のため、（公社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）

（エ）災害救助法が適用された場合、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）

ａ　賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ｂ　（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。

ｃ　入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅

を提供する体制を整備するものとする。

（ウ）応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（エ）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

（オ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。

（カ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

５　学校における避難計画

（１）現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう、避難計画の一層の充実を指導する。

（ア）防災計画（教育委員会）

ａ　学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

ｂ　学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ｃ　防災計画には、以下の事項を定めておく。

（ａ）風水害対策に係る防災組織の編成
（ｂ）風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
（ｃ）県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
（ｄ）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
（ｅ）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
（ｆ）児童生徒等の帰宅と保護の方法
（ｇ）児童生徒等の保護者への引き渡し方法
（ｈ）児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
（ｉ）児童生徒等の救護方法
（ｊ）初期消火と重要物品の搬出の方法
（ｋ）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法

（ｌ）避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
（ｍ）防災訓練の回数、時期、方法
（ｎ）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
（ｏ）風水害時における応急教育に関する事項
（ｐ）その他、学校長が必要とする事項

（イ）施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

ａ　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用により、どのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

ｂ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ｃ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

（ウ）防火管理（教育委員会）

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ａ　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

ｂ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

（エ）避難誘導（教育委員会）

ａ　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

ｂ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

（ａ）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
（ｂ）全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
（ｃ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
（ｄ）登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

（オ）私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

６　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

（１）現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情

や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

（ア）保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。

（イ）指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。

（ウ）やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

（イ）指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（ウ）やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第１２節　孤立防止対策

第１　基本方針

長野県は県域の78%が山地であり、その間を８水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。

こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第２　主な取組み

１　災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平時から把握しておく。

４　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平時から地域住民の間で準備する。

５　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

６　孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第３　計画の内容

１　通信手段の確保

（１）現状及び課題

ＮＴＴ回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。

方式別	令和６年度末市町村数
同報系（一斉通報）	70（90.9%）
移動系（移動局）	49（63.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

（２）実施計画

ア　【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア）県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。

（イ）市町村における防災行政無線の導入について助言を行う。

（ウ）アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

（エ）ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
（イ）アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
（ウ）孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
（エ）ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。
　また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

２　災害に強い道路網の整備

（１）現状及び課題

元来､急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから､その全てについて、完全な災害予防対策を構じることは不可能であるのが実態である。
したがって、
・　主要路線優先の対策推進
・　複線化の推進
を図ることが必要である。

（２）実施事項

ア【県が実施する計画】

（ア）代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。（建設部）
（イ）迂回道路としての林道整備を推進する。（林務部）
（ウ）迂回道路としての農道整備を推進する。（農政部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

３　孤立予想地域の実態把握

（１）現状及び課題

県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。
大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握するとともに、孤立地域発生時に備え、救出救助を行う機関との情報共有を行う。（危機管

理部）
（イ）市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

イ　【市町村が実施する計画】
（ア）中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておくものとする。
（イ）平時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
（ウ）観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】
各地域においては、地区内の要配慮者について平時から把握するよう努めるものとする。

４　自主防災組織の育成

（１）現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で令和６年４月１日現在95.5%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）
組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】
（ア）全地区における組織結成を推進するものとする。
（イ）災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
（ウ）活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】
孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

５　避難所の確保

（１）現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低１か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。

（２）実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

６　備蓄

（１）現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

（２）実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

（ア）孤立が予想される地域の住民は、平時から最低１週間分の備蓄を行うものとする。

（イ）観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第１３節 食料品等の備蓄・調達計画

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間、可能な限り１週間（孤立予想地域にあっては最低１週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

（地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき）市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　住民が発災直後から最低でも３日分、可能な限り１週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。

２　協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録の他、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することに努めるものとする。

４　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

５　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第３　計画の内容

１　食料品等の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等

を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市町村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。

避難生活に必要な食料品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和６年10月11日付け６危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

また、県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。(危機管理部)

（イ）被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部)

（ウ）県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。(危機管理部)

（エ）長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。(県民文化部)

（オ）災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。(農政部)

（カ）県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。(農政部)

（キ）長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時等の応急生活物資等の調達・運搬及び帰宅困難者支援に関する協定書に基づき連携を強化する。（農政部）

（ク）協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、(一社)長野県ＬＰガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(産業労働部)

（ケ）株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)

（コ）株式会社デリクックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

（ア）平成25･26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、

　または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、市町村保健衛生部署管理栄養士等の関与の下、市町村地域防災計画等で定めるものとする。

（イ）食料品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

（ウ）他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。

（エ）非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

（オ）県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

（カ）住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

（キ）県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）農林水産省

ａ　農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章のⅠの第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。

ｂ　政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

（イ）米穀販売事業者

　「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。(資料編参照)

（ウ）卸売市場業者

　生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

エ【住民が実施する計画】

　自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

　また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、

各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

２　食料品等の供給計画

（１）現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市町村の食料備蓄の供給計画により、避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）市町村を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において、備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。（危機管理部）

（イ）流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

（イ）食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

第１４節　給水計画

第１　基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市町村は、被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。

また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。

２　給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

県下の上水道事業者及び水道用水供給事業者が管理する配水池のうち、緊急遮断弁の設置など、災害時用として整備されているものは２割に満たない。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）

（イ）応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）

（ウ）水道施設災害等相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部）

（エ）備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部）

（オ）ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。

避難生活に必要な飲料水等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。（危機管理部）

（カ）サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関

する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）

イ【水道事業者等が実施する計画】

（ア）県企業局が実施する計画

a　1,000㎥以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。

b　ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。

c　予備水源、予備電源の確保を行う。

d　「安心の蛇口」（病院や避難所等の重要給水施設（20か所）へ整備した応急給水拠点）を活用した給水訓練を地域と実施することにより、地域の防災を支援する。

（イ）市町村が実施する計画

a　配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。

b　住民が実施する事項への支援を行うものとする。

c　県が実施する事項に対する協力を行うものとする。

d　予備水源、予備電源の確保を行うものとする。

e　プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

f　住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。

g　飲料水を備蓄し、必要に応じて更新する。飲料水等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

（ア）風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

（イ）ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

（ウ）ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

（エ）自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

２　飲料水等の供給計画

（１）現状及び課題

県下の水道事業者（公営）には、給水車等の給水用器具類が整備されており、緊急時にはこれらの用具により飲料水の供給を行う（資料編参照）。

また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援要綱（県水道協議会策定）により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）

（イ）市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）
（ウ）合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
（エ）流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【水道事業者が実施する計画】

（ア）県企業局が実施する計画

a　飲料水供給場所の整備を行う。
b　「応急給水マニュアル」等により、応急給水における県企業局の業務を関係市町村に徹底する。
c　給水源の確保を行う。
d　給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。
e　円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市町村と締結した「災害時の応急活動の連携に関する協定」に基づく訓練を実施する。

（イ）市町村が実施する計画

a　給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
b　給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
c　被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
d　給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

第１５節　生活必需品の備蓄・調達計画

第１　基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

- 寝具（タオルケット・毛布・エアーベッド・段ボールベッド等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

（必要量）

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など､各市町村の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、県及び市町村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　市町村においては、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

２　県においては、県内流通業者と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必要品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県ＬＰガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本

久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

（イ）被災市町村が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に生活必需品等を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。（危機管理部）

（ウ）市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進する。（危機管理部）

（エ）避難生活に必要な生活必需品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

（オ）住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）各市町村において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。

生活必需品等については「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年10月11日付け６危第168号）に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

（イ）住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

２　生活必需品の供給体制の整備

（１）現状及び課題

災害発生後、市町村はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。

また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）協定の締結先と災害時を想定した、連絡方法を調整する。
（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

（イ）緊急時における輸送体制は本章第９節緊急輸送計画による。（関係部局）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。

（イ）輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

第１６節　危険物施設等災害予防計画

第１　基本方針

災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第２　主な取組み

１　危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
２　火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
３　高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
４　液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
５　毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
６　放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
７　石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第３　計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力 1,000 ｷﾛﾘｯﾄﾙ以上の大規模な貯油施設もあることから、これら施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）危機管理部が実施する計画

ａ　市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。

ｂ　消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

（イ）警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）規制及び指導の強化

ａ　危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導

を強化するものとする。

ｂ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ｃ　立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（ａ）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（ｂ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

（イ）自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

（ウ）化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市町村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

（エ）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

（オ）県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

２　火薬類施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、災害による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

（２）実施計画

【県が実施する計画】

ア　産業労働部が実施する計画

（ア）火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

（イ）火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

（ウ）火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

ａ　自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよ

う努めるものとする。

b　緊急連絡体制の整備

行政機関､警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

c　付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

イ　警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

３　高圧ガス施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）産業労働部が実施する計画

a　液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年１回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。

b　高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。

c　長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。

d　高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。

また、災害防止訓練の実施を推進する。

e　災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

f　高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1 まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年１回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。

g　高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。

h　高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。

i　多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を

防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積みを避けるよう指導する。

ｊ　災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。

ｋ　災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。

ｌ　災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。

ｍ　事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

ｎ　災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。

ｏ　災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

（イ）警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ事務検査所及び指定保安検査機関は､法令で定められた期間ごとに､該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

４　液化石油ガス施設災害予防計画

（１）現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する計画】（産業労働部）

ア　液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ　災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導する。

ウ　水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講ずるよう指導する。

５　毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため､「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）健康福祉部が実施する計画

ａ　営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。

ｂ　災害発生緊急通報系統を作成する。

ｃ　中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。

ｄ　毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに、備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。

ｅ　災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。

ｆ　災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

（イ）警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに、関係機関との情報連絡体制を確立し、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

６　放射性物質使用施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機間等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

（２）実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

ア　所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期すものとする。

イ　市町村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

７　石綿使用建築物等災害予防計画

（１）現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害時に

おいて、これらの建築物等からは、倒壊や解体作業などにより、石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、災害時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

（１）現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置をとり、かつその事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。

また、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により、被害防止の対策を図る必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について、次に揚げる事項の指導徹底を図る。

ア　特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置をとり、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう、防災体制の整備に努める。

イ　その事故の状況を直ちに県に通報できるよう、緊急連絡体制の整備に努める。

第１７節　電気施設災害予防計画

第１　基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

・　災害に強い電気供給システムの整備促進
・　災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進するものとする。

第２　主な取組み

１　地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
２　災害時の職員の配備計画を樹立する。
３　関係機関との連携について、平時から体制を確立する。

第３　計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

（１）現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

電気事業者と調整がついた箇所から、電線共同溝又は共同溝整備を推進する。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）東京電力ホールディングス株式会社が実施する計画

電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずるものとする。

（イ）中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。

（ウ）東北電力株式会社が実施する計画

a　電力設備は、それぞれの耐震設計基準に基づいて設計されており、施設ごとに十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置をとるものとする。

b　重要な送・配電線は２回線とするなど信頼度の高い構成にするとともに、これらを制御する通信系統の二重化も行うものとする。

（エ）関西電力株式会社が実施する計画

a　電力施設の災害を防止し、また、発生した災害を早期に復旧するため災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注するものとする。

b　ダム、水路、通信施設等の各施設は、それぞれの設計基準に基づいた設計を行うものとする。

（オ）県企業局が実施する計画

a　電気工作物の点検整備等

発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。

また、ダム施設については、ダム操作規程及び長野県電気事業電気工作物保安規程により保安管理を行い、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測管理を実施する。

b　非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

c　防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

d　二次災害の防止

施設の巡視､点検を行う中で､危険個所及び被害を受けやすい個所を把握し、あらかじめ必要な措置をとるとともに､特に､ダム､導水路等の破損又は決壊、土砂災害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

２　職員の配置計画

（１）現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

（２）実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア　電力会社において、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。(資料編参照)

イ　県企業局は、県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図るものとする。

３　関係機関との連携

（１）現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平時から連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平時から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

（イ）県企業局は、電力供給先である電力会社との間で、電力受給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。

（ウ）県及び地域振興局、市町村に対する情報提供体制を整え、平時から連携を強化するものとする。

（エ）県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第１８節　都市ガス施設災害予防計画

第１　基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第２　主な取組み

１　橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

２　宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。

３　二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第３　計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

（１）現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。

また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。

導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進する。

需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進する。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

（２）実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

共通事項

ア　橋に添架されている等、露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

イ　マイコンメータの全戸設置

２　職員の配置計画

（１）現状及び課題

災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

（２）実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の風水害に対応できるよう、宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行うものとする。

３　関係機関との連携

（１）現状及び課題

ガス漏えいによる火災･爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平時から連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

（ア）被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

（イ）都市ガス事業者間では、風水害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

ａ　(一社)日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

ｂ　(一社)日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
「帝石パイプライン事故対策要領」

都市ガス事業者応援系統図

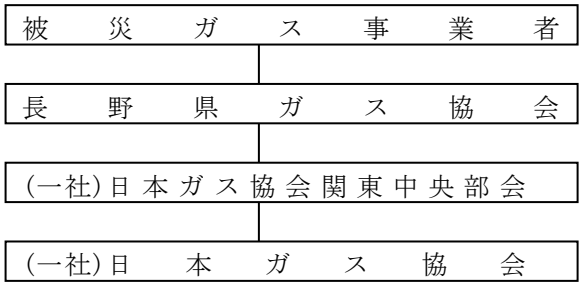

第１９節　上水道施設災害予防計画

第１　基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第２　主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第３　計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

１　現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

２　実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

（ア）県企業局が実施する計画

ａ　基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。

ｂ　浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。

ｃ　隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。

ｄ　無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。

ｅ　非常時において、重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

ｆ　「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

ｇ　復旧資材の備蓄を行う。

ｈ　避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。

ｉ　予備電源の確保を図る。

（イ）市町村が実施する計画

ａ　老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。

b　配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
c　水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
d　復旧資材の備蓄を行うものとする。
e　水道管路図等の整備を行うものとする。

第２０節　下水道施設等災害予防計画

第１　基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第２　主な取組み

１　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
２　雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により、雨水流出量の削減を図る。
３　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
４　緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
５　下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
６　管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。

第３　計画の内容

１　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

（１）現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。

この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と老朽化した管渠等の改築更新、処理場の耐水化等のハード整備により浸水対策を進める必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への助言等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行うものとする。

２　雨水流出抑制施設の整備

（１）現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

排水設備の雨水浸透化に向けて市町村への助言等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行

うものとする。

３　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

（１）現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

（２）実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア　災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

イ　業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ　復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

４　緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

（１）現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため、及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

（２）実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

５　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

（１）現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

（２）実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。

６　管渠及び処理場施設の系統の多重化

（１）現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の２系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

（２）実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第２１節　通信・放送施設災害予防計画

第１　基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう、各機関ごとに予防措置をとる。

第２　主な取組み

１　各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
２　県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。
３　市町村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
４　電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
５　放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
６　警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
７　通信ケーブルの地中化を推進する。

第３　計画の内容

１　緊急時のための通信確保

（１）現状および課題

災害時においては、通信施設の被災、停電、通信量の飛躍的な増大などにより、通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

（２）実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

２　県防災行政無線通信施設災害予防

（１）現状および課題

県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。

また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

ア　各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
イ　各無線局の空中線は、風速60メートルに耐えられるよう設置している。
ウ　中継局は、浸水対策として高床式としている。
エ　中継局は、雷対策として耐雷トランスを設置している。

（２）実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

ア　幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）

イ　端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）

ウ　被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）

エ　被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）

オ　各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）

カ　通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

３　市町村防災行政無線通信施設災害予防

（１）現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、令和６年度末現在次のとおりである。

方式別	令和６年度末市町村数
同報系（一斉通報）	70（90.9%）
移動系（移動局）	49（63.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

（２）実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。

また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

４　電気通信施設災害予防

（１）現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平時から連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

（ア）被災状況の早期把握

県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

（イ）通信システムの高信頼化

a　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。

b　主要な交換機を分散設置するものとする。

c　通信ケーブルの地中化を推進するものとする。

d　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

５　放送施設災害予防

（１）現状および課題

ア　日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため、平時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ　信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

（ア）放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

（イ）自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

（ウ）衛星を使った移動中継設備ＳＮＧ車を長野と松本に配備している。

ウ　㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

（ア）演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設けるものとする。（放送装置の現用予備２台化等）

（イ）上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備えるものとす

る。
（ウ）毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

エ　㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。
（ア）局舎の風水害対策について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして、万全を期すようにしている。
（イ）電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
（ウ）非常災害対策訓練の実施
災害時に迅速適切な措置がとれるよう、全社規模の訓練を実施している。

オ　長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより、非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。
（ア）社屋の風水害対策について
社屋は平成３年竣工であり、風水害に対する対策は十分なされている。
（イ）電源設備について
自家発電および無停電設備により、停電時に備えている。
（ウ）放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるように、テロップ・スーパーは準備している。

カ　長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定し、これに基づいた放送施設の防災対策を実施している。
（ア）放送施設の転倒防止等固定化の実施
（イ）予備放送設備の整備
（ウ）ＣＳ衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
（エ）非常災害時緊急音声放送割込み設備およびＦＭ文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

（２）実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止　等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。
また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進するものとする。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改

修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

（ア）定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
（イ）予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
（ウ）陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

（ア）災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（ＶＨＦ無線機等）を充実させるものとする。
（イ）演奏所と送信所を結ぶＳＴＬの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
（ア）衛星通信基地局に送信装置を追加
（イ）衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
（ウ）衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え、下記事項について対策を行うものとする。
（ア）地下受電設備の浸水対策の推進
（イ）ＦＭ送信空中線給電系の２ルート化を行う。
（ウ）演奏所電源系改修の実施
（エ）ＳＴＬ非常回線の設置を検討
（オ）可搬型非常用送信機設置等の実施

６　警察無線通信施設災害予防

（１）現状および課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機を整備している。

また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設を建物上層階に設置するなど対策をしている。

（２）実施計画

【警察本部が実施する計画】

ア　県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、バックアップ体制の確保及び応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
イ　被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。

７　道路埋設通信施設災害予防

（１）現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため架空から地中化を進める必要がある。

（２）実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第２２節　鉄道施設災害予防計画

第１　基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第２　主な取組み

１　施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
２　各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
３　関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

２　実施計画

（１）【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平時から連携を強化する。

（２）【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

（３）【東日本旅客鉄道㈱】

ア　施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとるものとする。

イ　防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図るものとする。

ウ　関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとるものとする。

（４）【東海旅客鉄道㈱】

ア　施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施するものとする。

イ　職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画をとるものとする。

ウ　関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとるものとする。

（５）【長野電鉄㈱】

ア　計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努めるものとする。

イ　実施計画

（ア）橋梁・電車線の鉄柱等整備

年１回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施するものとする。

（イ）線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施するものとする。

（ウ）災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・復旧訓練を実施するものとする。

（エ）災害用資材の整備を行うものとする。

（オ）落石、雪崩等の危険箇所に設置してある落石警報装置の点検整備を行うものとする。

（６）【アルピコ交通㈱】

ア　計画目標

災害による弱体箇所については、整備強化を図り、被害防止に努めるものとする。

イ　実施計画

（ア）線路の整備

ａ　盛土部、切取部の法面箇所を調査し、要注意箇所を把握するものとする。

ｂ　上記に基づき、防災工事を必要とする箇所は、その対策工事を実施するものとする。

（イ）橋梁の整備

点検調査を実施し、補強化対策を要する橋梁には、補強等の整備を実施するものとする。

（ウ）災害用の器材整備

災害時における、救援車、作業車などの整備、非常用器材の配置に努めるものとする。

（７）【しなの鉄道㈱】

ア　施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要が生じた場合には、不定期

により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・取替えなど計画的に実施する。

イ　関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備するものとする。

（８）【北陸信越運輸局】

ア　鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

イ　鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

ウ　鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。

エ　鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。

オ　関係機関との連携を図るものとする。

第２３節　災害広報計画

第１　基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第２　主な取組み

１　被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。

２　報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３　計画の内容

１　被災者及び住民等への情報の提供体制

（１）現状及び課題

災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して、的確な情報を提供する上から重要であると同時に、情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部）

（ア）被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

ａ　窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保

ｂ　窓口設置場所の確保

ｃ　部局ごとの窓口対応職員の指定

ｄ　外国語による情報提供体制の整備

（イ）Ｌアラート（災害情報共有システム）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。

（ウ）Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

（エ）被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制

の整備を図るものとする。

（イ）コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

（ウ）Ｌアラート（災害情報共有システム）、市町村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。

（エ）被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

（オ）ＮＴＴ㈱等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

エ【電気事業者が実施する計画】

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

オ【電気通信事業者が実施する計画】

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

カ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

２　報道機関への情報提供及び協定

（１）現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

（ア）取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信班が行う。

（イ）県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

（イ）災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放、送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

第２４節　土砂災害等の災害予防計画

第１　基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第２　主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

２　土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について、防災対策を推進する。

４　住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、土砂災害特別警戒区域として指定する。

第３　計画の内容

１　地すべり対策

（１）現状及び課題

本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和７年４月１日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）

（イ）所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部）

（ウ）点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）

（エ）地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

（オ）地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設

部、林務部、農政部）

（カ）地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、及び避難路その他の避難経路に関する事項、及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。

（ウ）地すべり災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について、避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

（イ）点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所、及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

２　山地災害危険地対策

（１）現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和7年４月１日現在、山腹崩壊危険地区3,741か所、崩壊土砂流出危険地区4,662か所である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について、長野県強靭化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

３　土石流対策

（１）現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和７年４月１日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は6,735区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。

（イ）砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。

（ウ）土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

（ア）直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。

（イ）土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

４　急傾斜地崩壊対策

（１）現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。令和７年４月１日現在、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、19,076区域で全国でも上位となっている。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。

また、防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難または不適当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）

（イ）崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

（ウ）土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。（農政部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。

（ウ）崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

（エ）農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

５　泥流対策

（１）現状及び課題

本県は、浅間山をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域（火山地域）が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ、被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進める。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

６　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

（１）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）

（イ）警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

（ウ）市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。（建設部）

（エ）梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。（建設部）

（オ）要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。（農政部）

（カ）要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。（農政部）

（キ）要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講ずる必要のある箇所について、治山事業を推進する。（林務部）

（ク）緊急点検調査結果の周知等

ａ　当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。（林務部）

ｂ　関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。（林務部）

（ケ）土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。（林務部）

イ【市町村が実施する計画】

（ア）市町村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

（イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

７　土砂災害警戒区域等の対策

（１）現状及び課題

本県では、令和７年４月１日現在で27,331区域が土砂災害警戒区域に指定されている。

また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,602区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

（ア）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

（イ）基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

（ウ）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

ａ　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

ｂ　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ｃ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

（エ）土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

（オ）やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（イ）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ｂ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

（ウ）土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

（ａ）土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

（ｂ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

（ｃ）土砂災害に係る避難訓練に関する事項
（ｄ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
（ｅ）要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
（ｆ）救助に関する事項
（ｇ）その他警戒避難に関する事項

ｂ　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

（エ）やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

（ア）住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所、及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域等には原則として、要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

第２５節　防災都市計画

第１　基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における県民の生命及び財産の保護を図るため、（地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき）都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第２　主な取組み

１　市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。

２　避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

３　土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第３　計画の内容

１　建築物の不燃化の促進

（１）現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域・準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行っていく。

（イ）市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し、事業が適正に施行されるよう助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図るものとする。

（イ）建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図るものとする。

（ウ）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定す

るものとする。
（エ）防災都市づくり計画を策定するものとする。

２　防災空間の整備拡大

（１）現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中、高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備に当たっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア　地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりのレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
イ　食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備
ウ　要配慮者に対する安全性確保
エ　幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）広域的見地から、災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する公園の整備に努める。
（イ）幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。
（ウ）市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し、事業が適正に施行されるよう助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。
（イ）市町村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努めるものとする。
（ウ）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

３　市街地開発事業による都市整備

（１）現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は、本県の各都市に存在している。

先の阪神淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することにより、オープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、

土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）計画的に市街地整備を行うため、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。
　このため、事業の推進に向けて市町村へ啓発活動、指導等を行っていく。

（イ）市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し、事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進するものとする。

（イ）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

第２６節　建築物災害予防計画

第１　基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第２　主な取組み

１　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。

２　出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。

３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第３　計画の内容

１　建築物の風害対策

（１）現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

（ア）公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行うものとする。

（イ）一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うものとする。

（ウ）道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行うものとする。

（エ）落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図るものとする。

（オ）住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

（イ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

２　建築物の水害対策

（１）現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。

（イ）がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。
（ウ）住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。
（イ）がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。
（ウ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとるものとする。

３　文化財の風水害予防

（１）現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には、未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（県民文化部）

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（ア）市町村文化財所管部局を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
（イ）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
（ウ）被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

（ア）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
（イ）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。
（ウ）区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

（ア）防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

（イ）建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第２７節　道路及び橋梁災害予防計画

第１　基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平時から連携を強化しておく。

第２　主な取組み

１　道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
２　被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
３　危険防止のための事前規制を行う。

第３　計画の内容

１　道路及び橋梁の風水害に対する整備

（１）現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路・道路施設及び橋梁について、風水害に対する強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）落石等の危険か所点検（平成８・９年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）
（イ）道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）
（ウ）道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）
（エ）第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路及び第３次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）
（オ）被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市町村、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や、道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの施設整備計画により、風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路

施設については、社会資本整備重点計画等に基づき、計画的に整備を進めるものとする。(地方整備局)

(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)

(ウ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。(地方整備局)

(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。(地方整備局)

(オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局)

(カ)「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(地方整備局)

(キ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など６路線であり、県内の総延長は353.4㎞である。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局)

(ク) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局)

２　関係団体との協力体制の整備

（１）現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平時から連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県の協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)

（イ）各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平時から連携を強化しておく。（全機関）
（ウ）災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。（建設部、道路公社）
（エ）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。（建設部）

イ【市町村が実施する計画】
（ア）市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備するものとする。
（イ）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】
（ア）各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。（全機関）
（イ）大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（地方整備局）

３　危険防止のための事前規制

（１）現状及び課題

気象･水象情報の分析により､道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

（２）実施計画

ア【道路管理者・警察本部が実施する計画】
（ア）道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて、通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。
また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
（イ）道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
（ウ）事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第２８節　河川施設等災害予防計画

第１　基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第２　主な取組み

１　過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
２　堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
３　既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
４　出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
５　浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第３　計画の内容

１　河川施設災害予防

（１）現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方､過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
（イ）ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。
（ウ）浸水想定区域や水位計、河川監視カメラ等、減災に資する情報を提供する。
また、浸水想定区域図が作成されていない河川において氾濫が発生していることから、中小河川の浸水想定区域図の作成を促進し、浸水リスク情報の周知に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により、河川管理施設の整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について、整備を図るものとする。

２　ダム施設災害予防

（１）現状及び課題

ダム施設においては､河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

（ア）ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

（イ）ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として、設計及び施工する。

イ【市町村が実施する計画】

ダムを管理する市町村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

（ア）ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

（イ）ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として、設計及び施工するものとする。

３　浸水想定区域内の災害予防

（１）現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では、低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市町村は浸水想定区域内の地下街（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

（イ）市町村に洪水予報等の伝達を行う。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（ＦＡＸ、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導するものとする。

（イ）地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

ウ【浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

（ア）浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、

避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

（ウ）浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

エ【水防管理者が実施する計画】

（ア）洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、必要に応じて河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第２９節　ため池災害予防計画

第１　基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第２　主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

１　緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

２　施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

３　豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

県内には、1,800余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため、池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や防災工事が必要である。

２　実施計画

（１）【県が実施する計画】（農政部）

ア　管理の基本となる県全体の「ため池データベース」を管理し、随時更新する。

イ　調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次防災工事を実施する。

ウ　市町村が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。

エ　市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。

（２）【市町村が実施する計画】

ア　ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

イ　ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ　豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。

エ　ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

（３）【関係機関が実施する計画】

ア　ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ　ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市町村に点検結果を報告するものとする。

第３０節　農林水産物災害予防計画

第１　基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第２　主な取組み

１　農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

２　長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第３　計画の内容

１　農水産物災害予防計画

（１）現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

（ア）農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

（イ）正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。

（ウ）周知すべき作目別の主な予防技術対策

ａ　水稲

（ａ）強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。

（ｂ）水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

ｂ　果樹

（ａ）防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

（ｂ）支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

（ｃ）台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

ｃ　野菜及び花き

（ａ）支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により、被害の未然防止に努める。

（ｂ）ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

（ｃ）風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

（ｄ）台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

ｄ　畜産

（ａ）家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。

（ｂ）停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。
（ｃ）施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

ｅ　水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

イ【市町村が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

県、市町村、農業団体等から情報に基づき、災害予防対策を実施するものとする。

２　林産物災害予防計画

（１）現状及び課題

風水害による立木の倒伏防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

（ア）長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針により、多様な森林の整備を図る。
（イ）健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施するとともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。
（ウ）林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。
（エ）市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
（イ）県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進するものとする。（中部森林管理局）
（イ）指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

（ウ）関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第３１節　二次災害の予防計画

第１　基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第２　主な取組み

１　構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。
２　危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。
３　災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
４　土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第３　計画の内容

１　構造物に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。（林務部）

（イ）重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう、市町村を指導する。（林務部）

（ウ）被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。（建設部、道路公社）

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、整備するものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

［危険物関係］

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止す

るため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

［火薬関係］

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

［液化石油ガス関係］

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

また、消費者が適切な措置をとれるよう、消費者に対する啓発も必要である。

［毒物劇物関係］

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため､｢毒物劇物危害防止規定｣の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

（イ）立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

イ【市町村が実施する計画】

（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

（イ）立入検査の実施等指導の強化

（ウ）防災応急対策用資機材等の整備についての指導

（エ）自衛消防組織の強化についての指導

（オ）近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

（イ）防災応急対策用資機材等の整備

（ウ）自衛消防組織の強化促進

（エ）近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

［火薬関係］

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

（ア）行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立

（イ）火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

（ア）日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

（イ）日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

［高圧ガス関係］

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

（ア）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年１回以上の不同沈下量の測定の実施

（イ）高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

（ウ）高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施

（エ）ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施

（オ）近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

（カ）警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

［液化石油ガス関係］

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

液化石油ガス販売事業者等において、実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ【(一社)長野県ＬＰガス協会が実施する計画】

災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

（ア）容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

（イ）水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう、必要な措置をとるものとする。

［毒物劇物関係］

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施

（イ）毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導

（ウ）ニ次災害発生時の安全対策についての情報の提供

（エ）毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

（イ）防災応急対策用資機材等の整備

３　倒木の流出対策

（１）現状及び課題

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。（林務部）

（イ）土石流対策にあわせ、スリット型堰提などにより流木対策を推進する。（建設部）

４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう、体制を整備しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）土砂災害警戒区域等の把握

（イ）緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

イ【市町村が実施する計画】

（ア）情報収集体制の整備

（イ）警戒避難体制の整備

第３２節　防災知識普及計画

第１　基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った、災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第２　主な取組み

１　住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
２　防災上重要な施設の管理者等に対して、防災知識の普及を図る。
３　学校における実践的な防災教育を推進する。
４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
５　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第３　計画の内容

１　住民等に対する防災知識の普及活動

（１）現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

（ア）県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の

有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ａ　最低でも３日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

ｂ　飼い主による家庭動物の同行避難や、避難所等での飼養についての準備

ｃ　災害による家屋の損害を補償する保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ｄ　警報等や、避難指示等の意味や内容

ｅ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ｆ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ｇ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ｈ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ｉ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ｊ　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

ｋ　「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識

ｌ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて、相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

ｍ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識

ｎ　正確な情報入手の方法

ｏ　要配慮者に対する配慮

ｐ　男女のニーズの違いに対する配慮

ｑ　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

ｒ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ｓ　各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

ｔ　各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識

ｕ　必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。

ｖ　避難生活に関する知識

ｗ　平時から住民が実施し得る、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法

ｘ　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や、安否確認手段について

ｙ　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

（イ）防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感

的に理解できるような取組を推進する。

（ウ）避難を確保する上で、必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において、冠水が想定されていないか、住民等に確認を促すよう努める。

（エ）防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（オ）企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

（カ）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

（キ）各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

（ク）防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

　また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

（ケ）住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について、周知徹底するとともに、必要に応じて、避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。

（コ）住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や、各種データを分かりやすく発信する。

（サ）国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう、努めるものとする。

（シ）地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

　また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。

　ａ　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

　ｂ　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

（イ）防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等

を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ａ　浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において、冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

（ａ）避難の確保を図るため必要な事項

（ｂ）浸水想定区域内の地下街等

（ｃ）要配慮者が利用する施設で、特に必要な施設の名称及び所在地

ｂ　土砂災害警戒区域については、次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

（ａ）土砂災害に関する情報の伝達方法

（ｂ）指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

（ｃ）その他土砂災害警戒区域における、円滑な警戒避難に必要な事項

ｃ　山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。

（ウ）防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（エ）自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

（オ）上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

（カ）防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（キ）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

（ク）各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

（ケ）防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの、迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸

水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

（コ）住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

（サ）住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。（ウ）自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について、指導推進するものとする。

（シ）大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（ス）地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

（イ）災害の状況に応じた避難行動の確認

a　指定緊急避難場所への立退き避難

b　「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

c　「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

（ウ）災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）

（エ）災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認

（オ）幼児や高齢者の避難についての役割の確認

（カ）災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

（キ）備蓄食料の試食及び更新

（ク）負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

（ケ）地域の防災マップの作成

（コ）地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

（ア）消防機関は、普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

（イ）日本赤十字社長野県支部は、応急手当（救急法）や赤十字防災セミナー等の地域住民に向けた防災に関する講習会等を実施するものとする。

２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を、積極的に行っていく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても、防災訓練を実施するものとする。

３　学校における防災教育の推進

（１）現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

（ア）学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

（イ）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（ウ）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

ａ　防災知識一般
ｂ　避難の際の留意事項
ｃ　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
ｄ　具体的な危険箇所
ｅ　要配慮者に対する配慮

（エ）教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、防災知識の普及を図っていく。

（２）実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

ア　自然災害に関する一般的な知識
イ　自然災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
ウ　職員等が果たすべき役割
エ　自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
オ　今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

５　大規模災害の教訓や災害文化の伝承

（１）現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や、災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害の教訓や、災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や、災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう、努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第３３節　防災訓練計画

第１　基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

県、市町村、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第２　主な取組み

１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。

２　実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第３　計画の内容

１　防災訓練の種別

（１）現状及び課題

現在、県は、市町村との共催による実動型の総合防災訓練と、風水害や地震を想定した災害対応図上訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（８月30日～９月５日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

（２）実施計画

ア　総合防災訓練

県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で、防災関係機関、住民、企業、その他関係団体と連携し、下記により総合防災訓練を実施する。

（ア）実施時期

共催する市町村と調整し決定する。

（イ）実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

（ウ）実施方法

県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加して、ウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

イ　災害対応図上訓練

県、市町村、防災関係機関は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対応図上訓練を行う。

（ア）実施時期

水防月間（５月１日～５月 31 日）や防災週間（８月 30 日～９月５日）等に合わせて実施するものとする。

（イ）実施場所

訓練効果を考慮し、想定する災害において、被害が発生するおそれのある地域を中心に、全県的に実施するものとする。

（ウ）実施方法

県は市町村、防災関係機関と連携し、ウの(カ)及び（キ）に定める訓練を中心とした訓練を実施する。

訓練シナリオに気象警報や緊急地震速報を取り入れる等、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

ウ　その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

（ア）水防訓練

県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。

（イ）消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

（ウ）災害救助訓練

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行うものとする。

（エ）通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。

（オ）避難訓練

市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として、避難訓練を実施するものとする。

（カ）非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。

（キ）情報収集及び伝達訓練

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が、迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関す

る訓練を実施するものとする。

また、非常参集時には、通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。

（ク）警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、警備及び交通規制訓練を実施する。

（ケ）広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。

（コ）複合災害を想定した訓練

県及び市町村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

（サ）火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。

エ【市町村が実施する計画】

（ア）市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

（イ）市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

（ア）企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（イ）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

（ウ）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設、又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）県は、市町村が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

（イ）県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第２項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（警察本部）

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

（ア）実践的な訓練の実施

a　訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

b　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

c　避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

d　感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

（イ）訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第３４節　災害復旧・復興への備え

第１　基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第２　主な取組み

１　災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
３　災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
４　罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第３　計画の内容

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）【県が実施する計画】（建設部、環境部）

ア　県内市町村と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。

イ　災害廃棄物対策指針に基づき、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、適正な見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるのもとする。

ウ　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

エ　災害廃棄物対策に関する近隣都県との広域的な連携体制や、民間連携の促進等に努めるものとする。

（２）【市町村が実施する計画】

ア　大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

イ　災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

ウ　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

エ　県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

オ　定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、適正な見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるのもとする。

２　データの保存及びバックアップ

（１）現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図､基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに､資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

３　災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

４　罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

ア【県が実施する計画】

県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付

に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

　また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第３５節　自主防災組織等の育成に関する計画

第１　基本方針

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて、地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第２　主な取組み

１　組織化が遅れている市町村を中心に組織化を促進する。
２　自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
３　リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
４　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第３　計画の内容

１　地域住民等の自主防災組織の育成

（１）現状及び課題

長野県内における令和４年４月１日現在の組織数は3,848であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は、95.2%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）も、95.2%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により、継続的な活動ができていない組織も多い。

現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識のかん養を図っていくこと、また、組織化されていても、十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても、自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて、要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

県、市町村が連携を強化し、市町村が行う組織づくりの取組みに対する助言を行う。

また、長野県自主防災アドバイザーによる自主防災組織の組織化、活動の活性化を図る。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と併せて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に

対しても、防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

２　活動環境の整備

（１）現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、市町村が行う防災活動拠点の整備、資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

３　組織の活性化

（１）現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも、併せて進めていく必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア）自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図る。

（イ）防災出前講座により、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り、自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市町村防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。

（ウ）自主防災組織における女性等の参画について、現状把握に努めると共に、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、市町村へ助言を行う。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について、理解を深める内容を盛り込むものとする。

イ【市町村が実施する計画】

（ア）自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して、自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

（イ）県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して、育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

（ウ）自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について、理解を深める内容を盛り込むものとする。

４　各防災組織相互の協調

（１）現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

（２）実施計画

ア【市町村が実施する計画】

（ア）自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

（イ）地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。

（ウ）消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第３６節　企業防災に関する計画

第１　基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第２　主な取組み

１　施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３　計画の内容

（１）現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により、企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく、企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（２）実施計画

ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】

（ア）職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

（イ）中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（ウ）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

イ【企業が実施する計画】

（ア）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。

（イ）強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（ウ）組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

（エ）防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

（オ）要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（カ）豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第３７節　ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第２　主な取組み

１　ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
２　ボランティア活動の環境整備を推進する。
３　平時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
４　長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いＮＰＯ等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
５　災害中間支援組織、ＮＰＯ等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
６　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第３　計画の内容

１　ボランティアの事前登録

（１）現状及び課題

災害時において、必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

（２）実施計画

ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】

市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等、その支援に努めるものとする。

イ【市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が実施する計画】

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

２　ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

（１）現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】

（ア）平時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。

（イ）避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

（ウ）防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ等の三者連携により、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

（エ）社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

（オ）社会福祉協議会と平時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、市町村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等を、あらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

イ【社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。

３　ボランティア・ＮＰＯ等関係団体間の連携

（１）現状及び課題

現在、本県内には赤十字防災ボランティア、手話サークル連絡会議等のボランティア団体が、それぞれその団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援

等のボランティア活動についての認識の共有化や、各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

（２）実施計画

ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いＮＰＯ、登録被災者援護協力団体等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

イ【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】

在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するＮＰＯ等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。

４　ボランティアコーディネーターの養成

（１）現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

（２）実施計画

県（危機管理部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより、実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第３８節　災害対策基金等積立及び運用計画

第１　基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第２　主な取組み

１　県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

２　災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第３　計画の内容

１　災害救助基金の積立

（１）現状及び課題

災害救助法第22条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

（２）実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア　災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により、県の当該年度の前年度の前３年間における、地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の５相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ　災害救助基金の運用方法

（ア）財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

（イ）国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買入

（イ）救助に必要な給与品の事前購入

ウ　災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

２　財政調整基金の積立

（１）現状及び課題

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

また、市町村においても同様に財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】（総務部）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

長野県財政調整基金

名　称	目　　的	使　　途
長野県財政調整基金	県財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 １　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 ２　災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 ３　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費

イ【市町村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図るものとする。

第３９節　風水害対策に関する調査研究及び観測

第１　基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破砕帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

既に､国においても､気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第２　主な取り組み

県・市町村・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第３　計画の内容

１【県が実施する計画】

（１）国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。（危機管理部）

（２）山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じてデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。（林務部）

（３）土砂災害警戒区域等の繰り返し調査を実施し、データの蓄積を行う。(建設部)

（４）テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。(林務部、建設部)

（５）古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。（危機管理部）

２【市町村が実施する計画】

（１）地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。

（２）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市町村内のデータの累積に努めるものとする。

３【関係機関が実施する計画】

（１）各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市町村への提供について協力するものとする。

（２）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。

第４０節　観光地の災害予防計画

第１　基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第２　主な取組み

１　県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第３　計画の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）【県及び市町村が実施する計画】（観光スポーツ部）

観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

（２）【市町村が実施する計画】

ア　観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。

イ　それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

（３）【関係機関が実施する計画】

ア　観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。

イ　観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

２　外国人旅行者の安全確保策

（１）【県が実施する計画】（県民文化部、観光スポーツ部）

研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。

（２）【県及び市町村が実施する計画】（観光スポーツ部）

ア　災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ　関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

（３）【市町村が実施する計画】

観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や、非常用電源の確保を図るものとする。

（４）【関係機関が実施する計画】

ア　観光施設の管理者は、施設内の避難経路標識に、外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど、外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ　駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第４１節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第１　基本方針

市町村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めるものとする。

第２　主な取組み

住民等の提案により市町村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第３　計画の内容

（１）現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画と、コミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

必要に応じて市町村に対し助言を行う。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ウ【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

市町村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うものとする。

第３章

災害応急対策計画

第１節　災害直前活動

第１　基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第２　主な活動

１　気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
２　住民に対して適切な避難誘導を実施する。
３　災害を未然に防止するための活動を実施する。

第３　活動の内容

１　警報等の伝達活動

（１）基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

（２）実施計画

ア　特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

（ア）【県が実施する対策】

市町村への通知

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉ＦＡＸにより全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて、速やかに当該市町村への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行う。

（イ）【市町村が実施する対策】

住民等への周知の措置

県、消防庁、ＮＴＴ東日本㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ　特別警報以外の気象警報等発表時の対応

（ア）【県が実施する対策】

ａ　勤務時間内における取扱い

（ａ）連絡及び通知系統

長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報（解除を含む、以下同様）等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。

（ｂ）庁内放送の実施

すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報・共創推進課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。

（ｃ）応急措置等の指示

危機管理防災課長は地域振興局に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。

（ｄ）農作物対策の指示

農業技術課は農業農村支援センターに農作物等の技術対策について通知する。

（ｅ）指示事項の市町村等への通知

地域振興局長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

ｂ　勤務時間外における取扱い

（ａ）勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。

（ｂ）危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。

（ｃ）ｂにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。

（ｄ）地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、ａの（ｅ）に準じ市町村及び関係機関に通知する。

（イ）【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。

なお、地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

（ウ）【市町村が実施する対策】

ａ　市町村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。

また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。

ｂ　市町村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

（エ）【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は､長野地方気象台から気象警報･注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

（オ）【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

（カ）【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

a　気象関係
　強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b　水象関係
　河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ　土砂災害警戒情報発表時の対応

（ア）【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに、発表後は、衛星系防災行政無線の一斉ＦＡＸ等により市町村に通知する。

また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。

（イ）【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

（ウ）【市町村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど、住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

（エ）【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ　水防に関する水位情報発表時の対応

【県が実施する対策】

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ、河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

２　住民の避難誘導対策

（１）基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

（ア）避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（イ）県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や、住民等への避難指示等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。

（ウ）関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

（イ）避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

（ウ）住民に対して、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留

意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(エ)避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（オ）市町村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

（カ）住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（キ）情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

（ク）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

（ケ）緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

（コ）地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（サ）市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（シ）市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（ス）市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

エ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

（ア）要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防

災活動に努めるものとする。

（イ）災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

３　災害の未然防止対策

（１）基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

（２）実施計画

ア【水防管理者（市町村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

オ【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第４　警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

（１）特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。

なお､大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害)、大雨特別警報（浸水害)、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

（１）雨を要因とする特別警報の指標

ア　大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ激しい雨（1時間に概ね30㎜以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる１㎞格子が概ね30個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる１㎞格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ　大雨特別警報（土砂災害

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1㎞格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30㎜以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

（２）台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

（３）雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

（４）雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧（令和６年 11 月１日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	65	80
	松本	57	78
	諏訪	55	69
	軽井沢	76	99
	飯田	45 ＊	81
	野沢温泉	388	353
	信濃町	204	176
	飯山	290	257
	小谷	288	251
	白馬	195	187
	大町	115	117
	菅平	157	152
	開田高原	138	115

注１）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注２）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注３）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

（令和７年５月29日現在）

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部					南部		
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想される場合										
	暴風（平均風速）	17m/s										
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う										
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 25cm，山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm，山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm，菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm，聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm		
	波浪（有義波高）											
	高潮											
注意報	大雨	区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想される合										
	強風（平均風速）	13m/s										
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う										
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 15cm，山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm，山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm，菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm，聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm		
	波浪（有義波高）											
	高潮											
	雷	落雷等により被害が想される場合										
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
	濃霧（視程）	100m										
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※			最小湿度20%で実効湿度55%※					最小湿度20%で実効湿度55%※		
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。 または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日水量が15mm以上										
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下			夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)					夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下										
	着氷	著しい着氷が予想される場合										
	着雪	著しい着雪が予想される場合										
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm										

※1 湿度は長野地方気象台の値。
※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

1　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

２　情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表１　大雨警報基準（令和７年５月29日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	14	77
	須坂市	11	105
	千曲市	8	101
	坂城町	8	100
	小布施町	8	102
	高山村	10	105
	信濃町	8	102
	小川村	9	81
	飯綱町	6	100
中野飯山地域	中野市	10	102
	飯山市	8	103
	山ノ内町	8	105
	木島平村	8	104
	野沢温泉村	7	86
	栄村	9	110
大北地域	大町市	9	127
	池田町	8	126
	松川村	8	126
	白馬村	10	129
	小谷村	9	137
上田地域	上田市	9	84
	東御市	8	107
	青木村	8	109
	長和町	8	98
佐久地域	小諸市	10	109
	佐久市	7	100
	小海町	12	109
	川上村	10	110
	南牧村	12	112
	南相木村	7	109
	北相木村	12	107
	佐久穂町	8	109
	軽井沢町	10	121
	御代田町	8	105
	立科町	12	112
松本地域	松本	10	113
	塩尻	11	107
	安曇野市	9	110
	麻績村	10	113
	生坂村	9	108
	山形村	7	120
	朝日村	7	122
	筑北村	9	90
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	14	130
諏訪地域	岡谷市	12	112
	諏訪市	14	99
	茅野市	7	96
	下諏訪町	14	115
	富士見町	11	94
	原村	13	117
上伊那地域	伊那市	11	100
	駒ヶ根市	10	127
	辰野町	10	107
	箕輪町	9	127
	飯島町	11	136
	南箕輪村	8	131
	中川村	10	136
	宮田村	8	138
木曽地域	楢川	11	130
	上松町	10	141
	南木曽町	10	132

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	木祖村	8	127
	王滝村	13	152
	大桑村	10	153
	木曽町	9	151
下伊那地域	飯田市	12	123
	松川町	10	137
	高森町	10	146
	阿南町	13	147
	阿智村	12	123
	平谷村	13	149
	根羽村	12	144
	下條村	12	125
	売木村	12	157
	天龍村	13	158
	泰阜村	9	131
	喬木村	9	113
	豊丘村	9	130
	大鹿村	11	136

＊1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表２　洪水警報基準（令和７年５月29日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=65.5，浅川流域=12.1， 岡田川流域=4.6，聖川流域=8.1， 蛭川流域=9.7，赤野田川流域=4.5， 保科川流域=8.7，土尻川流域=16.7， 鳥居川流域=17.2，楠川流域=12.4， 小川流域=10.5，太田川流域=6.7， 当信川流域=5.6，裾花川流域=19.1	犀川流域=（5，55.5）， 岡田川流域=（7，4.1）， 蛭川流域=（7，5.2）， 鳥居川流域=（5，15.3）， 当信川流域=（5，5）， 裾花川流域=（5，17.1）， 千曲川流域=（5，84.6）	千曲川［杭瀬下・立ヶ花］， 犀川［小市］， 信濃川水系裾花川［岡田］
	須坂市	松川流域=17.3，八木沢川流域=8.5， 鮎川流域=12.7，百々川流域=15.3， 仙仁川流域=7.4	千曲川流域=（7，85）	千曲川［杭瀬下・立ヶ花］
	千曲市	沢山川流域=8.3，佐野川流域=7.6， 更級川流域=5.3，女沢川流域=5.7	更級川流域=（5，4.6）， 千曲川流域=（7，40）	千曲川［生田・杭瀬下］
	坂城町	日名沢川流域=6.2，谷川流域=5.6	－	千曲川［生田・杭瀬下］
	小布施町	松川流域=18.9，八木沢川流域=8.6， 篠井川流域=9.4，浅川流域=12.2	千曲川流域=（7，85.2）	千曲川［立ヶ花］
	高山村	松川流域=17.1，八木沢川流域=5.2	－	－
	信濃町	鳥居川流域=8.4，古海川流域=5.9， 関川流域=26.6，赤川流域=7.5	－	－
	小川村	土尻川流域=13.8，小川川流域=9.3	－	－
	飯綱町	鳥居川流域=15.3，八蛇川流域=6.1， 斑尾川流域=6.4	鳥居川流域=（5，13.7）	－
中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=18.5，斑尾川流域=9.9， 斑川流域=5.4，篠井川流域=5.2， 江部川流域=6.2	篠井川流域=（5，5.2）， 千曲川流域=（5，46.8）	千曲川［立ヶ花］
	飯山市	桑名川流域=4.6，出川流域=4.2， 広井川流域=5.3，日光川流域=4.2， 樽川流域=16.6	広井川流域=（5，4.7）， 千曲川流域=（5，52.7）	千曲川［立ヶ花］， 信濃川水系千曲川下流［市川橋］
	山ノ内町	夜間瀬川流域=15.9，伊沢川流域=7	－	－
	木島平村	馬曲川流域=7.5，樽川流域=15.2	－	千曲川［立ヶ花］
	野沢温泉村	池の沢川流域=5.2，湯沢川流域=4.3， 赤滝川流域=4.8	－	千曲川［立ヶ花］， 信濃川水系千曲川下流［市川橋］
	栄村	志久見川流域=17.7，北野川流域=12.6， 小箕作川流域=4.6，中津川流域=30.4	－	信濃川水系千曲川下流［市川橋］
大北地域	大町市	犀川流域=64.9，金熊川流域=6.3， 高瀬川流域=30.8，農具川流域=8.6， 稲尾沢川流域=5.1，鹿島川流域=13.3， 土尻川流域=6.9	犀川流域=（5，64.4）， 金熊川流域=（5，5.5）， 農具川流域=（5，7.5）	－
	池田町	高瀬川流域=31.1	－	－
	松川村	高瀬川流域=30.9，乳川流域=12.3， 芦間川流域=7.3	－	－
	白馬村	姫川流域=13.7，楠川流域=7.8， 松川流域=14.2，大楢川流域=5	姫川流域=（7，12.3）	－
	小谷村	姫川流域=24.2，中谷川流域=18.3	姫川流域=（5，21.7）	－
上田地域	上田市	浦野川流域=17.3，室賀川流域=9.3， 阿鳥川流域=4.9，産川流域=12.8， 湯川流域=6.9，尾根川流域=4.2， 矢出沢川流域=7.9，神川流域=19， 大沢川流域=5，洗馬川流域=13.9， 傍陽川流域=8，角間川流域=7， 瀬沢川流域=4.3，依田川流域=29.9， 内村川流域=13.8，武石川流域=15.7， 尻無川流域=3.9，駒瀬川流域=8.4， 雨吹川流域=3.4，追開沢川流域=4.7	湯川流域=（5，6.2）， 矢出沢川流域=（5，7.1）， 神川流域=（5，17.1）， 依田川流域=（5，26.9）， 内村川流域=（5，12.4）， 千曲川流域=（5，61.3）	千曲川［生田］， 信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］
	東御市	金原川流域=4.8，求女川流域=4.6， 所沢川流域=3.7，鹿曲川流域=22.2， 小相沢川流域=5.2，大石沢川流域=4.9， 西沢川流域=3.3，成沢川流域=5.2， 西川流域=2.2	所沢川流域=（5，3.3）	信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］
	青木村	浦野川流域=13.7，阿鳥川流域=4.8	－	－
	長和町	依田川流域=20.9，五十鈴川流域=4.7， 大門川流域=13.8，追川流域=7.3	－	－
佐久地域	小諸市	深沢川流域=5.6，中沢川流域=5.7， 蛇堀川流域=7.1，繰矢川流域=10.7， 湧玉川流域=4.5	－	信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］
	佐久市	布施川流域=7.2，濁川流域=7.3，	布施川流域=（7，7），	信濃川水系千曲川上流［下越・

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
		湯川流域=24.5，中沢川流域=4.5， 片貝川流域=7.2，滑津川流域=19.4， 志賀川流域=13.1，雨川流域=9.8， 谷川流域=5.9，鹿曲川流域=17.5， 細小路川流域=8.2，八丁地川流域=13.1	湯川流域=（5，23.6）， 中沢川流域=（7，4）， 滑津川流域=（5，19.2）， 志賀川流域=（5，12.9）， 雨川流域=（5，8.8）， 谷川流域=（5，5.9）， 鹿曲川流域=（7，12.9）， 千曲川流域=（7，37.1）	塩名田］
	小海町	千曲川流域=39.4，本間川流域=7.7， 相木川流域=21.6，大月川流域=8.3	千曲川流域=（5，35.4）， 相木川流域=（5，19.3）	－
	川上村	千曲川流域=25.4，黒沢川流域=9.6， 金峰山川流域=13.7，板橋川流域=10.8	－	－
	南牧村	千曲川流域=30.5，柚添川流域=5.9， 板橋川流域=5.7	－	－
	南相木村	南相木川流域=14.4，栗生川流域=8.3	南相木川流域=（5，12.5）	－
	北相木村	相木川流域=12.2	－	－
	佐久穂町	千曲川流域=44.5，北沢川流域=4.7， 抜井川流域=16.8，余地川流域=8.8， 大石川流域=12.8，石堂川流域=7.3， 入堂川流域=5.1	千曲川流域=（5，40）， 北沢川流域=（8，4.2）， 抜井川流域=（6，15.1）	－
	軽井沢町	湯川流域=12.9，茂沢川流域=6， 発地川流域=6.5，泥川流域=12.6， 濁川流域=4.7	－	－
	御代田町	繰矢川流域=7.5，濁川流域=6， 湯川流域=22.4	湯川流域=（5，22.3）	－
	立科町	番屋川流域=8.2，芦田川流域=6.7	芦田川流域=（5，6）	－
松本地域	松本	会田川流域=14.2，梓川流域=34.6， 大門沢川流域=4.8，女鳥羽川流域=12.7， 田川流域=17.1，薄川流域=11.3， 和泉川流域=5.3，塩沢川流域=4.9， 鎖川流域=14.9，牛伏川流域=6.6	和泉川流域=（5，4.7）	信濃川水系奈良井川［琵琶橋・新橋］
	塩尻	田川流域=11.4，矢沢川流域=5.3， 小曽部川流域=6.8	矢沢川流域=（6，4.7）， 奈良井川流域=（6，16.7）	信濃川水系奈良井川［琵琶橋・新橋］
	安曇野市	犀川流域=45.1，潮沢川流域=6.7， 会田川流域=15.2，濁沢川流域=6.3， 高瀬川流域=31.1，穂高川流域=26.3， 乳川流域=14.2，天満沢川流域=5.9， 烏川流域=15.6，万水川流域=10.9， 黒沢川流域=7.3，梓川流域=34.6	犀川流域=（5，40.5）， 潮沢川流域=（5，6.2）， 会田川流域=（5，13.2）， 万水川流域=（5，9.9）	－
	麻績村	麻績川流域=12.9	－	－
	生坂村	犀川流域=64.3，麻績川流域=19.7， 金熊川流域=11.5	－	－
	山形村	三間沢川流域=5.6，唐沢川流域=5.7	－	－
	朝日村	鎖川流域=12.3	－	－
	筑北村	麻績川流域=16.8，別所川流域=8， 東条川流域=8，安坂川流域=8.7	－	－
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	梓川流域=26.6，島々谷川流域=14.5， 奈川流域=12.3，黒川流域=6.9	－	－
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=6.2，横河川流域=7.4， 塚間川流域=5.2，天竜川流域=32.2	十四瀬川流域=（5，4.5）， 塚間川流域=（7，3.9）	天竜川水系諏訪湖［釜口水門］
	諏訪市	新川流域=5.3，宮川流域=15.7， 上川流域=21.9，角間川流域=5.7， 沢川流域=5.7	新川流域=（5，5.3）， 角間川流域=（5，4.5）	天竜川水系諏訪湖［釜口水門］
	茅野市	上川流域=21.8，柳川流域=12.2， 宮川流域=15.2，渋川流域=9.9， 滝ノ湯川流域=8.5	－	－
	下諏訪町	承知川流域=4.6，砥川流域=11.6， 十四瀬川流域=5.9	承知川流域=（9，4.1）	天竜川水系諏訪湖［釜口水門］
	富士見町	宮川流域=5.3，釜無川流域=23.2， 乙貝川流域=3.4，立場川流域=10.6	－	－
	原村	弓振川流域=5，小早川流域=2.7， 阿久川流域=5.2，道祖神川流域=2.2	－	－
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=4.5，棚沢川流域=7.4， 戸谷川流域=4.4，小沢川流域=8.9， 小黒川流域=7.3，犬田切川流域=5.5， 猪ノ沢川流域=4，大沢川流域=5.1， 三峰川流域=34.6，新山川流域=5.6， 藤沢川流域=12.5，松倉川流域=5.7，	戸谷川流域=（5，3.7）， 小黒川流域=（5，6.4）， 猪ノ沢川流域=（5，3.4）， 大沢川流域=（5，4.5）	天竜川上流［伊那富・沢渡］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
		山室川流域=8.9，黒川流域=19.4， 大清水川流域=5，栗沢川流域=4.7		
	駒ヶ根市	太田切川流域=15.3，塩田川流域=3.6， 大曽倉川流域=5.2，下間川流域=4.1， 田沢川流域=3.9，上穂沢川流域=6.2， 中田切川流域=8.9	－	天竜川上流［沢渡］
	辰野町	上野川流域=5.2，横川川流域=10.9， 小横川川流域=6.8，小野川流域=8.5， 沢底川流域=5.7，天竜川流域=35.8	上野川流域=（5，4.5）， 小野川流域=（5，7.2）	天竜川上流［伊那富］
	箕輪町	桑沢川流域=4.3，沢川流域=10.6， 深沢川流域=5.2，帯無川流域=6	－	天竜川上流［伊那富］
	飯島町	中田切川流域=8.4，郷沢川流域=6.2， 与田切川流域=12.2，子生沢川流域=3.9	－	天竜川上流［沢渡］
	南箕輪村	大泉川流域=5.6，大清水川流域=5.7	－	天竜川上流［伊那富］
	中川村	子生沢川流域=4.7，前沢川流域=8.7， 小渋川流域=31.2	－	天竜川上流［沢渡］
	宮田村	大沢川流域=4.4，太田切川流域=15.3	－	天竜川上流［沢渡］
木曽地域	楢川	奈良井川流域=12.9	－	－
	上松町	木曽川流域=55.5，滑川流域=9.6， 小川流域=15，十王沢川流域=5.5	－	－
	南木曽町	木曽川流域=63.9，坪川流域=9.4， 蘭川流域=18.8，柿其川流域=12.9	－	－
	木祖村	木曽川流域=17.7，菅川流域=5.3， 笹川流域=10.6	－	－
	王滝村	王滝川流域=23.2，大又川流域=5.7， 溝口川流域=5.7，鈴ヶ沢流域=7.3	－	－
	大桑村	木曽川流域=57.4，殿小川流域=9.1， 伊那川流域=21.3	－	－
	木曽町	木曽川流域=28.6，王滝川流域=45， 中沢川流域=5.1，本洞川流域=7.3， 西野川流域=10.7，白川流域=10， 湯川流域=7.5，末川流域=11.1， 把之沢川流域=5.6，髭沢川流域=5.8， 八沢川流域=6.9，黒川流域=14.1， 西洞川流域=6.7，正沢川流域=9.4	木曽川流域=（6，26.3）， 八沢川流域=（6，5.7）， 黒川流域=（6，11.9）	－
下伊那地域	飯田市	土曽川流域=4.2，松川流域=19.8， 野底川流域=7.8，富田沢川流域=4.7， 新川流域=4.8，弟川流域=4.7， 遠山川流域=39.5，上村川流域=15.8	－	天竜川上流［市田・天竜峡］
	松川町	福沢川流域=4	－	天竜川上流［沢渡・市田］
	高森町	田沢川流域=4.2，胡麻目川流域=5.5， 大島川流域=6.8，江戸ヶ沢川流域=3.5	－	天竜川上流［市田］
	阿南町	門原川流域=8.7，和知野川流域=31， 売木川流域=20.3，早木戸川流域=9.2， 天竜川流域=75.4	－	－
	阿智村	阿智川流域=26.1，河内川流域=7.3， 大沢川流域=11.6，本谷川流域=16.8， 清内路川流域=8.4，和知野川流域=15.1	阿智川流域=（7，23.4）， 本谷川流域=（5，15.1）	－
	平谷村	上村川流域=13.3，平谷川流域=19.1	平谷川流域=（7，17.1）	－
	根羽村	矢作川流域=24.9，小川川流域=12.1	－	－
	下條村	白又川流域=7，牛ヶ爪川流域=6.5， 天竜川流域=74.5	－	－
	売木村	売木川流域=7.7，軒川流域=9.4	－	－
	天龍村	天竜川流域=87.7，遠山川流域=41.3， 早木戸川流域=14.6	－	－
	泰阜村	矢筈川流域=5，左京川流域=4.9， 天竜川流域=75.4	－	－
	喬木村	壬生沢川流域=3.9，加々須川流域=8.5， 小川川流域=11.6	－	天竜川上流［市田・天竜峡］
	豊丘村	寺沢川流域=3.9，虻川流域=10.1， 壬生沢川流域=4.2	－	天竜川上流［市田］
	大鹿村	小渋川流域=28.9，鹿塩川流域=16.2， 塩川流域=11	－	－

別表３　大雨注意報基準（令和７年５月 29 日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	7	58
	須坂市	5	79
	千曲市	5	76
	坂城町	3	76
	小布施町	5	77
	高山村	7	79
	信濃町	5	77
	小川村	5	61
	飯綱町	3	76
中野飯山地域	中野市	5	77
	飯山市	6	78
	山ノ内町	4	79
	木島平村	5	79
	野沢温泉村	4	65
	栄村	5	83
大北地域	大町市	5	101
	池田町	5	100
	松川村	5	100
	白馬村	6	103
	小谷村	5	109
上田地域	上田市	5	63
	東御市	4	81
	青木村	5	82
	長和町	5	74
佐久地域	小諸市	5	82
	佐久市	5	76
	小海町	8	82
	川上村	4	83
	南牧村	8	85
	南相木村	4	82
	北相木村	6	81
	佐久穂町	4	82
	軽井沢町	4	91
	御代田町	5	79
	立科町	5	85
松本地域	松本	6	90
	塩尻	5	85
	安曇野市	4	88
	麻績村	6	90
	生坂村	5	86
	山形村	4	96
	朝日村	3	97
	筑北村	5	72
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	9	104
諏訪地域	岡谷市	7	89
	諏訪市	6	79
	茅野市	5	76
	下諏訪町	9	92
	富士見町	7	75
	原村	6	93
上伊那地域	伊那市	5	70
	駒ヶ根市	6	88
	辰野町	7	74
	箕輪町	5	88
	飯島町	6	95
	南箕輪村	5	91

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	中川村	8	95
	宮田村	5	96
木曽地域	楢川	8	104
	上松町	7	112
	南木曽町	7	105
	木祖村	5	101
	王滝村	9	121
	大桑村	6	122
	木曽町	6	120
下伊那地域	飯田市	7	86
	松川町	5	95
	高森町	7	102
	阿南町	8	102
	阿智村	7	86
	平谷村	9	104
	根羽村	8	100
	下條村	7	87
	売木村	8	109
	天龍村	8	110
	泰阜村	6	91
	喬木村	5	79
	豊丘村	6	91
	大鹿村	8	95

別表４　洪水注意報基準（令和７年５月 29 日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=52.4，浅川流域=9.6， 岡田川流域=3.7，聖川流域=6.3， 蛭川流域=7.7，赤野田川流域=3.7， 保科川流域=6.9，土尻川流域=13.3， 鳥居川流域=13.7，楠川流域=9.9， 小川流域=8.4，太田川流域=5.3， 当信川流域=4.4，裾花川流域=15.2	犀川流域=（5，50）， 岡田川流域=（6，2.9）， 聖川流域=（5，6.3）， 蛭川流域=（6，4.7）， 鳥居川流域=（5，13.6）， 太田川流域=（6，4.2）， 当信川流域=（5，4.4）， 裾花川流域=（5，12.2）， 千曲川流域=（5，60.2）	千曲川［杭瀬下・立ヶ花］， 犀川［小市］， 信濃川水系裾花川［岡田］
	須坂市	松川流域=13.8，八木沢川流域=6.8， 鮎川流域=10.1，百々川流域=12.2， 仙仁川流域=5.9	八木沢川流域=（5，5.4）， 千曲川流域=（5，73.5）	千曲川［立ヶ花］
	千曲市	沢山川流域=6.6，佐野川流域=6， 更級川流域=4.2，女沢川流域=4.6	更級川流域=（5，3.3）， 千曲川流域=（5，36）	千曲川［杭瀬下］
	坂城町	日名沢川流域=4.9，谷川流域=4.4	－	千曲川［生田・杭瀬下］
	小布施町	松川流域=15.1，八木沢川流域=6.8， 篠井川流域=7.5，浅川流域=9.7	千曲川流域=（5，44.7）	千曲川［立ヶ花］
	高山村	松川流域=13.6，八木沢川流域=4.2	－	－
	信濃町	鳥居川流域=6.7，古海川流域=4.7， 関川流域=21.2，赤川流域=6	鳥居川流域=（6，5.4）	－
	小川村	土尻川流域=11，小川川流域=7.4	－	－
	飯綱町	鳥居川流域=12.2，八蛇川流域=4.8， 斑尾川流域=5.1	鳥居川流域=（5，9.8）	－
中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14.8，斑尾川流域=7.1， 斑川流域=4.3，篠井川流域=4.1， 江部川流域=4.9	夜間瀬川流域=（5，11.8）， 斑尾川流域=（5，5.6）， 篠井川流域=（5，4.1）， 江部川流域=（5，3.9）， 千曲川流域=（5，42.1）	千曲川［立ヶ花］
	飯山市	桑名川流域=3.6，出川流域=3.3， 広井川流域=4.2，日光川流域=3.3， 樽川流域=13.2	広井川流域=（5，3.4）， 樽川流域=（5，12.8）， 千曲川流域=（5，47.4）	千曲川［立ヶ花］， 信濃川水系千曲川下流［市川橋］
	山ノ内町	夜間瀬川流域=12.7，伊沢川流域=5.6	－	－
	木島平村	馬曲川流域=6，樽川流域=12.1	樽川流域=（5，12.1）	千曲川［立ヶ花］
	野沢温泉村	池の沢川流域=4.2，湯沢川流域=3.5， 赤滝川流域=3.9	千曲川流域=（5，71）， 湯沢川流域=（5，2.6）	千曲川［立ヶ花］， 信濃川水系千曲川下流［市川橋］
	栄村	志久見川流域=14.1，北野川流域=10， 小箕作川流域=3.7，中津川流域=24.3	千曲川流域=（5，71.2）	信濃川水系千曲川下流［市川橋］
大北地域	大町市	犀川流域=51.9，金熊川流域=4.9， 高瀬川流域=24.6，農具川流域=6.8， 稲尾沢川流域=4，鹿島川流域=10.6， 土尻川流域=5.5	犀川流域=（5，41.5）， 金熊川流域=（5，3.9）， 農具川流域=（5，6.7）， 稲尾沢川流域=（5，3.2）	－
	池田町	高瀬川流域=24.8	－	－
	松川村	高瀬川流域=24.7，乳川流域=9.8， 芦間川流域=5.8	－	－
	白馬村	姫川流域=10.9，楠川流域=6.2， 松川流域=11.3，大楢川流域=4	姫川流域=（7，10.9）	－
	小谷村	姫川流域=19.3，中谷川流域=14.6	姫川流域=（5，15.4）	－
上田地域	上田市	浦野川流域=13.8，室賀川流域=6.5， 阿鳥川流域=3.9，産川流域=10.2， 湯川流域=5.5，尾根川流域=3.3， 矢出沢川流域=6.3，神川流域=15.2， 大沢川流域=4，洗馬川流域=11.1， 傍陽川流域=5.6，角間川流域=5.6， 瀬沢川流域=3.5，依田川流域=23.9， 内村川流域=11，武石川流域=12.5， 尻無川流域=3.1，駒瀬川流域=6.7， 雨吹川流域=2.6，追開沢川流域=3.8	室賀川流域=（5，5.9）， 産川流域=（5，8.2）， 湯川流域=（5，4.4）， 尾根川流域=（5，2.6）， 矢出沢川流域=（5，6.3）， 神川流域=（5，12.2）， 傍陽川流域=（5，4.5）， 依田川流域=（5，19.1）， 内村川流域=（5，8.8）， 千曲川流域=（5，43.6）	千曲川［生田］， 信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］
	東御市	金原川流域=2.4，求女川流域=3.7， 所沢川流域=2.6，鹿曲川流域=17.7， 小相沢川流域=4.2，大石沢川流域=2.4， 西沢川流域=2.6，成沢川流域=4.2， 西川流域=1.7	金原川流域=（5，1.6）， 所沢川流域=（5，2.6）， 鹿曲川流域=（5，14.2）， 西沢川流域=（5，1.9）， 千曲川流域=（5，42.7）	信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］
	青木村	浦野川流域=10.9，阿鳥川流域=3.9	－	－
	長和町	依田川流域=16.7，五十鈴川流域=3.8， 大門川流域=11，追川流域=5.8	－	－
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4.4，中沢川流域=4.6， 蛇堀川流域=5.6，繰矢川流域=8.5， 湧玉川流域=3.7	深沢川流域=（5，3.5）， 千曲川流域=（5，39.5）	信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］
	佐久市	布施川流域=5.7，濁川流域=5.8， 湯川流域=19.6，中沢川流域=3.6， 片貝川流域=5.7，滑津川流域=15.5， 志賀川流域=10.4，雨川流域=7.8，	布施川流域=（5，5.5）， 湯川流域=（5，15.7）， 中沢川流域=（5，2.9）， 片貝川流域=（5，4.5），	信濃川水系千曲川上流［下越・塩名田］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
		谷川流域=4.7，鹿曲川流域=14， 細小路川流域=6.5，八丁地川流域=10.4	滑津川流域=（5，15.5）， 志賀川流域=（5，8.3）， 雨川流域=（5，7.8）， 谷川流域=（5，4.7）， 鹿曲川流域=（5，9.6）， 細小路川流域=（5，5.2）， 千曲川流域=（5，33.4）	
	小海町	千曲川流域=31.5，本間川流域=6.1， 相木川流域=17.2，大月川流域=6.6	千曲川流域=（5，29.7）， 相木川流域=（5，13.8）	－
	川上村	千曲川流域=20.3，黒沢川流域=7.6， 金峰山川流域=10.9，板橋川流域=8.6	－	－
	南牧村	千曲川流域=24.4，柚添川流域=4.7， 板橋川流域=4.6	－	－
	南相木村	南相木川流域=11.5，栗生川流域=6.6	南相木川流域=（5，11.1）	－
	北相木村	相木川流域=9.7	相木川流域=（5，9.7）	－
	佐久穂町	千曲川流域=35.6，北沢川流域=3.8， 抜井川流域=13.4，余地川流域=7， 大石川流域=10.2，石堂川流域=5.8， 入堂川流域=4.1	千曲川流域=（5，28.5）， 北沢川流域=（7，3.7）， 抜井川流域=（6，10.9）	－
	軽井沢町	湯川流域=10.3，茂沢川流域=4.8， 発地川流域=5.2，泥川流域=10， 濁川流域=3.8	発地川流域=（5，4.1）	－
	御代田町	繰矢川流域=6，濁川流域=4.8， 湯川流域=17.9	湯川流域=（5，14.3）	－
	立科町	番屋川流域=6.5，芦田川流域=5.3	番屋川流域=（5，6.5）， 芦田川流域=（5，4.2）	－
松本地域	松本	会田川流域=11.3，梓川流域=27.6， 大門沢川流域=3.9，女鳥羽川流域=10.1， 田川流域=13.6，薄川流域=9， 和泉川流域=4.2，塩沢川流域=3.9， 鎖川流域=11.9，牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=（6，3.8）， 田川流域=（5，13.6）， 薄川流域=（6，7.1）， 和泉川流域=（5，4.2）， 鎖川流域=（5，10.2）， 奈良井川流域=（5，28.2）	信濃川水系奈良井川［琵琶橋・新橋］
	塩尻	田川流域=9.1，矢沢川流域=4.2， 小曽部川流域=5.4	矢沢川流域=（6，4.2）， 奈良井川流域=（5，14.8）	信濃川水系奈良井川［琵琶橋・新橋］
	安曇野市	犀川流域=36，潮沢川流域=5.3， 会田川流域=12.1，濁沢川流域=4.9， 高瀬川流域=24.8，穂高川流域=21， 乳川流域=11.3，天満沢川流域=4.7， 烏川流域=12.4，万水川流域=8.7， 黒沢川流域=5.8，梓川流域=27.6	犀川流域=（5，36）， 潮沢川流域=（5，4.2）， 会田川流域=（5，9.7）， 烏川流域=（5，9.9）， 万水川流域=（5，8.7）	－
	麻績村	麻績川流域=10.3	麻績川流域=（5，8.2）	－
	生坂村	犀川流域=51.4，麻績川流域=15.7， 金熊川流域=9.2	犀川流域=（5，41.1）， 麻績川流域=（5，15.2）	－
	山形村	三間沢川流域=4.4，唐沢川流域=4.6	－	－
	朝日村	鎖川流域=9.8	－	－
	筑北村	麻績川流域=13.4，別所川流域=6.4， 東条川流域=6.4，安坂川流域=6.9	麻績川流域=（5，10.7）	－
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	梓川流域=21.2，島々谷川流域=11.6， 奈川流域=9.8，黒川流域=5.5	梓川流域=（7，17）	－
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.9，横河川流域=5.9， 塚間川流域=4.2，天竜川流域=25.7	十四瀬川流域=（5，4.1）， 塚間川流域=（5，3.3）	天竜川水系諏訪湖［釜口水門］
	諏訪市	新川流域=4.2，宮川流域=12.5， 上川流域=17.5，角間川流域=4.6， 沢川流域=4.6	新川流域=（5，3.6）， 角間川流域=（5，4）， 沢川流域=（5，3.6）	天竜川水系諏訪湖［釜口水門］
	茅野市	上川流域=13.4，柳川流域=9.7， 宮川流域=12.1，渋川流域=7.9， 滝ノ湯川流域=6.8	－	－
	下諏訪町	承知川流域=3.7，砥川流域=9.2， 十四瀬川流域=4.7	承知川流域=（7，2.9）， 十四瀬川流域=（5，3.5）	天竜川水系諏訪湖［釜口水門］
	富士見町	宮川流域=4.2，釜無川流域=18.5， 乙貝川流域=2.7，立場川流域=8.4	－	－
	原村	弓振川流域=4，小早川流域=2.1， 阿久川流域=4.2，道祖神川流域=1.7	－	－
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=3.6，棚沢川流域=5.9， 戸谷川流域=3.5，小沢川流域=7.1， 小黒川流域=5.8，犬田切川流域=4.4， 猪ノ沢川流域=3.3，大沢川流域=4.1， 三峰川流域=27.6，新山川流域=4.4， 藤沢川流域=10，松倉川流域=4.6， 山室川流域=7.1，黒川流域=15.5， 大清水川流域=4，粟沢川流域=3.8	戸谷川流域=（5，2.6）， 小黒川流域=（5，4.6）， 猪ノ沢川流域=（5，2.4）， 大沢川流域=（5，3.2）， 三峰川流域=（6，20.6）， 新山川流域=（5，3.5）， 藤沢川流域=（6，7.8）， 天竜川流域=（6，31.9）	天竜川上流［伊那富・沢渡］
	駒ヶ根市	太田切川流域=12.2，塩田川流域=2.6， 大曽倉川流域=4.2，下間川流域=3.3， 田沢川流域=3.1，上穂沢川流域=4.9， 中田切川流域=7.1	下間川流域=（6，2.6）	天竜川上流［沢渡］
	辰野町	上野川流域=4.2，横川川流域=8.7，	上野川流域=（5，3.2），	天竜川上流［伊那富］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
		小横川川流域=5.4，小野川流域=6.8， 沢底川流域=4.5，天竜川流域=28.6	横川川流域=（5，8.7）， 小横川川流域=（5，5.4）， 小野川流域=（5，6.4）， 天竜川流域=（5，28.6）	
	箕輪町	桑沢川流域=3.5，沢川流域=8.4， 深沢川流域=4.2，帯無川流域=4.8	―	天竜川上流［伊那富］
	飯島町	中田切川流域=6.7，郷沢川流域=4.9， 与田切川流域=9.7，子生沢川流域=3.1	天竜川流域=（7，43.2）	天竜川上流［沢渡］
	南箕輪村	大泉川流域=4.4，大清水川流域=4.6	大清水川流域=（5，4.5）	天竜川上流［伊那富］
	中川村	子生沢川流域=3.7，前沢川流域=6.9， 小渋川流域=24.9	天竜川流域=（7，44）	天竜川上流［沢渡］
	宮田村	大沢川流域=3.5，太田切川流域=12.2	―	天竜川上流［沢渡］
木曽地域	楢川	奈良井川流域=10.3	―	―
	上松町	木曽川流域=44.4，滑川流域=7.6， 小川流域=12，十王沢川流域=4.4	木曽川流域=（5，44.4）	―
	南木曽町	木曽川流域=42.5，坪川流域=7.5， 蘭川流域=15，柿其川流域=10.2	―	―
	木祖村	木曽川流域=14.1，菅川流域=4.2， 笹川流域=8.4	―	―
	王滝村	王滝川流域=18.5，大又川流域=4.6， 溝口川流域=4.6，鈴ヶ沢流域=5.8	―	―
	大桑村	木曽川流域=45.9，殿小川流域=7.2， 伊那川流域=17	木曽川流域=（6，36.5）	―
	木曽町	木曽川流域=22.8，王滝川流域=36， 中沢川流域=4，本洞川流域=5.8， 西野川流域=8.5，白川流域=8，湯川流域=6， 末川流域=8.8，把之沢川流域=4.4， 髭沢川流域=4.6，八沢川流域=5.5， 黒川流域=11.2，西洞川流域=5.3， 正沢川流域=7.5	木曽川流域=（6，22.5）， 中沢川流域=（5，3.9）， 八沢川流域=（5，5.1）， 黒川流域=（5，10.7）， 西洞川流域=（6，4.2）	―
下伊那地域	飯田市	土曽川流域=3.3，松川流域=15.8， 野底川流域=6.2，富田沢川流域=3.8， 新川流域=3.9，弟川流域=3.8， 遠山川流域=31.6，上村川流域=12.6	弟川流域=（5，3.7）	天竜川上流［市田・天竜峡］
	松川町	福沢川流域=3.3	―	天竜川上流［沢渡・市田］
	高森町	田沢川流域=3.3，胡麻目川流域=4.4， 大島川流域=5.4，江戸ヶ沢川流域=2.7	―	天竜川上流［市田］
	阿南町	門原川流域=6.9，和知野川流域=24.8， 売木川流域=16.2，早木戸川流域=7.3， 天竜川流域=60.3	門原川流域=（7，5.4）， 売木川流域=（6，13）， 早木戸川流域=（5，7.3）	―
	阿智村	阿智川流域=20.8，河内川流域=5.8， 大沢川流域=9.2，本谷川流域=13.4， 清内路川流域=6.7，和知野川流域=12	阿智川流域=（7，16.6）， 河内川流域=（6，4.6）， 本谷川流域=（5，13.4）	―
	平谷村	上村川流域=10.6，平谷川流域=15.2	平谷川流域=（5，15.2）	―
	根羽村	矢作川流域=19.9，小川川流域=9.6	小川川流域=（5，9.5）	―
	下條村	白又川流域=5.6，牛ヶ爪川流域=5.2， 天竜川流域=59.6	牛ヶ爪川流域=（5，4.7）	―
	売木村	売木川流域=6.1，軒川流域=7.5	売木川流域=（5，6.1）	―
	天龍村	天竜川流域=70.1，遠山川流域=33， 早木戸川流域=11.6	―	―
	泰阜村	矢筈川流域=4，左京川流域=3.9， 天竜川流域=60.3	―	―
	喬木村	壬生沢川流域=3.1，加々須川流域=6.8， 小川川流域=9.2	加々須川流域=（5，5.4）， 小川川流域=（5，7.4）	天竜川上流［市田・天竜峡］
	豊丘村	寺沢川流域=3.1，虻川流域=8， 壬生沢川流域=3.3	―	天竜川上流［市田］
	大鹿村	小渋川流域=23.1，鹿塩川流域=12.9， 塩川流域=8.8	―	―

＊1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

（１）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

（２）波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

（３）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（４）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

（５）表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

（６）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表１～４）の解説】

（１）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。

（２）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

（３）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

（４）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

（５）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

（６）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（７）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（８）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警

戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

別表５　警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北　部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中　部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南　部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	楢川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注）松本、乗鞍上高地、塩尻、楢川の区域

名　称	区　　域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川

２　水防法に基づくもの

（１）洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概　要
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）､避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２）避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区　分	発　表　基　準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

（３）水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
水　防　警　報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。）

３　消防法に基づくもの

（１）火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区　分	発　表　基　準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

（２）火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
火　災　警　報	前項（１）の発表基準に準じる。

４　その他の情報

（１）大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種　　類	概　　要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

（２）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（３）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

（４）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表６にある５市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（５）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね１時間である。

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね１時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域 （資料５－１参照）
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 （共同）	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という） （資料６参照）
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 （共同）	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という） （資料６参照）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 （共同）	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という） （資料６参照）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という） （資料６参照）
	関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という） （資料６参照）

警報等の種類	発表機関名	対象区域
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課　〕共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

別表６　土砂災害警戒情報を分割して発表する名称と区域

市	発表地域名称	区　域
長野市	長野	長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域
	鬼無里戸隠	長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内
松本市	松本	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）
	乗鞍上高地	松本市（安曇及び奈川に限る。）
飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域
	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内
伊那市	伊那	伊那市のうち長谷の区域を除く区域
	長谷	伊那市のうち長谷総合支所管内
塩尻市	塩尻	塩尻市（楢川の区域を除く。）
	楢川	塩尻市（奈良井、木曽平沢及び贄川に限る。）

警報等伝達系統図

１　注意報・警報および情報

（１）系統図

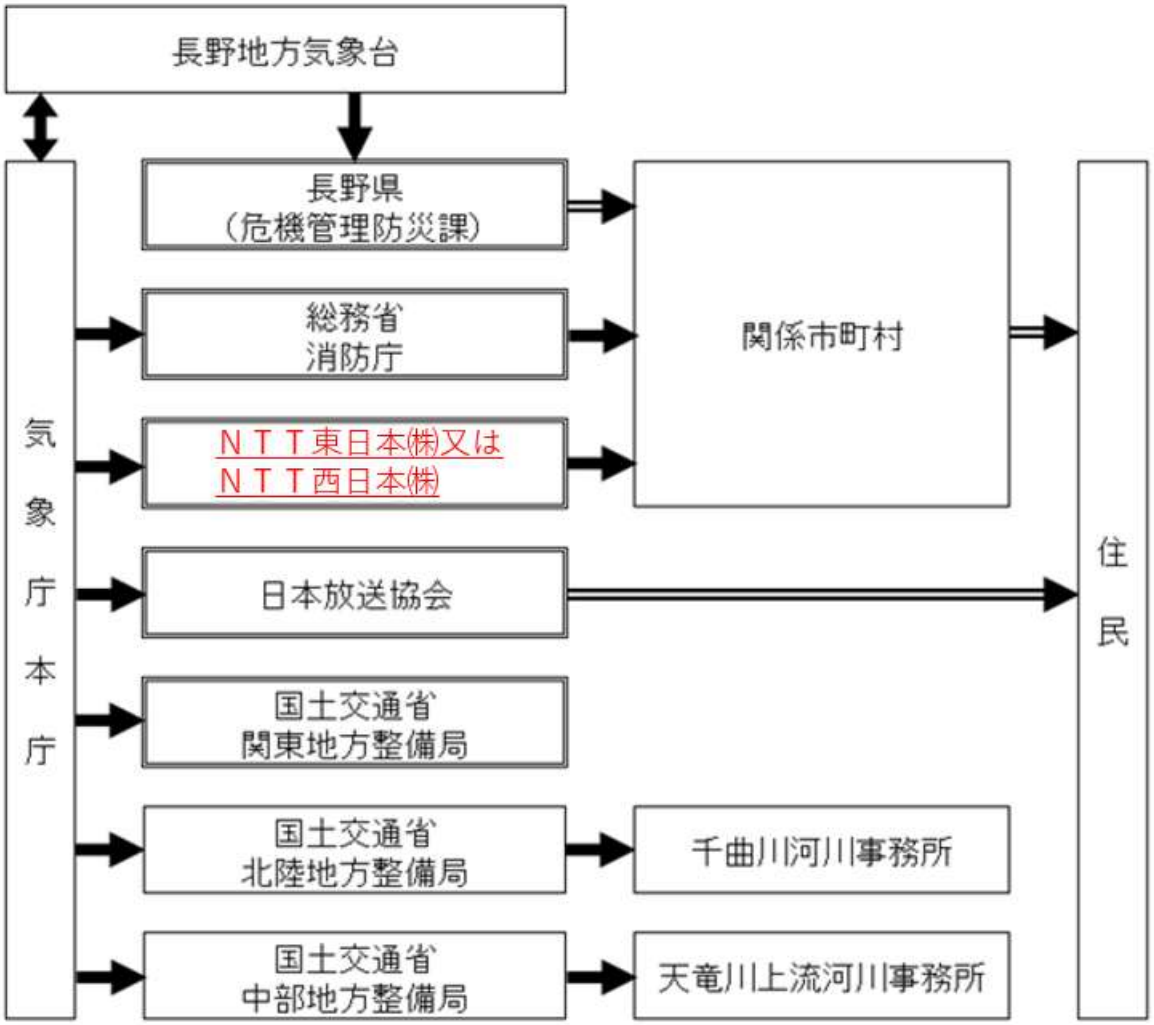

注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

（２）通信途絶時の代替経路

機　　関　　名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電　話	8-231-5208～5210
	ＦＡＸ	8-231-8739
ＮＨＫ長野放送局	電　話	8-231-8840
	ＦＡＸ	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電　話	8-231-8-299-8-84-741-284
	ＦＡＸ	8-231-8-299-8-84-741-359

（3）伝達系統図

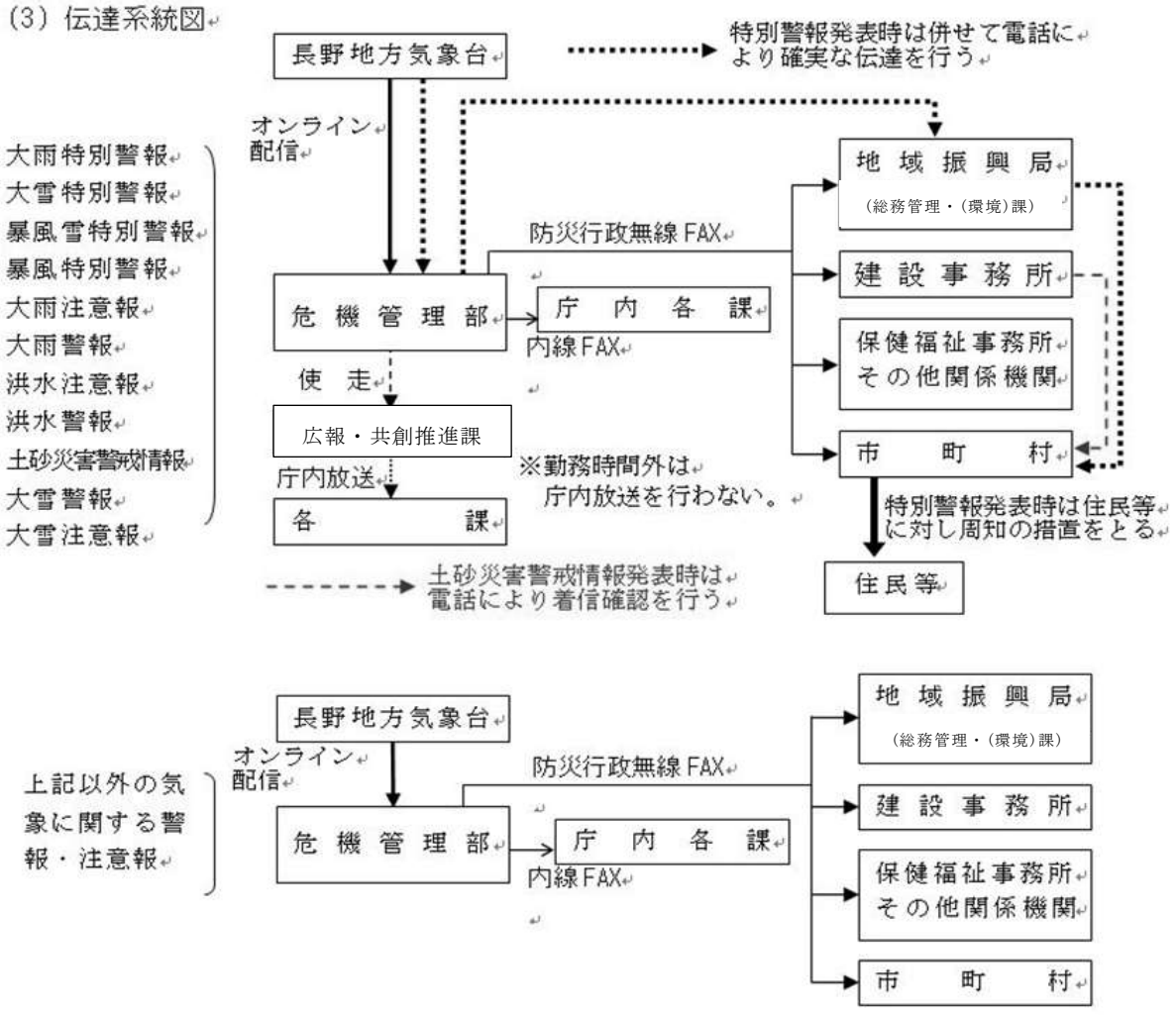

２　水防警報等

（１）伝達系統

ア　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

（ア）天竜川

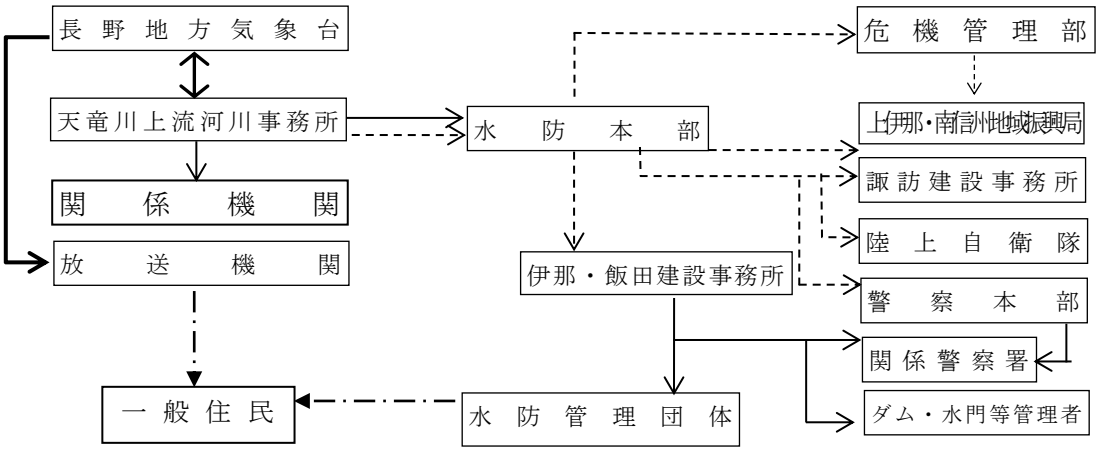

（注）――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
┈┈┈ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
━━━ は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
－－－－ は、電子メールによる伝達を示す。
－･－･－ は、その他による伝達を示す。

（イ）千曲川・犀川

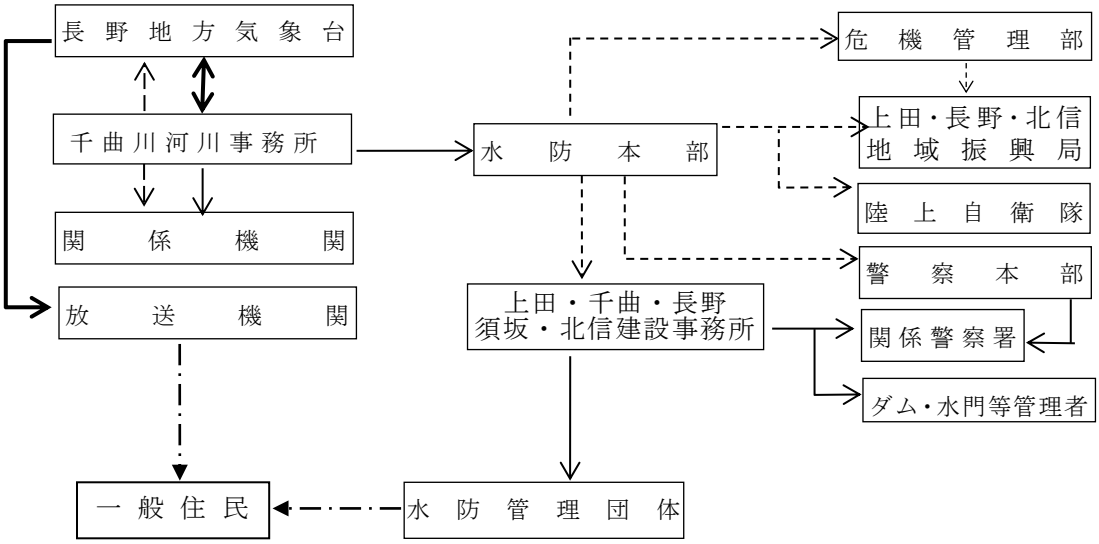

（注）天竜川の注に同じ

（ウ）県管理河川（千曲川上流・下流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）

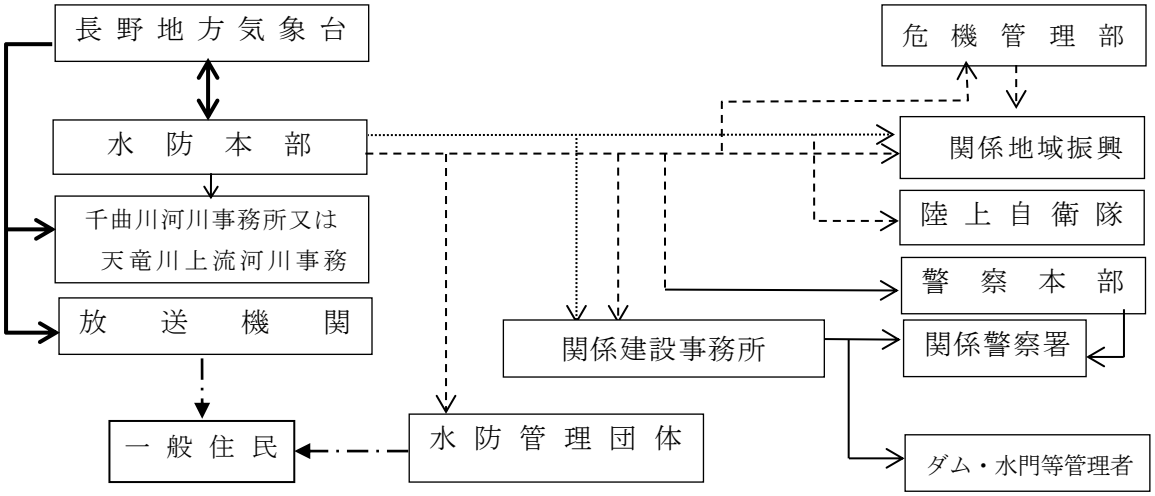

（注）　――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
……… は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
━━━ は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
－－－－ は、電子メールによる伝達を示す。
.-.-.- は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久（佐久北部事務所を含む）・
上田建設事務所
千曲川下流は、北信地域振興局、北信建設事務所
裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所
奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所
諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

イ　水防警報

（ア）千曲川・犀川

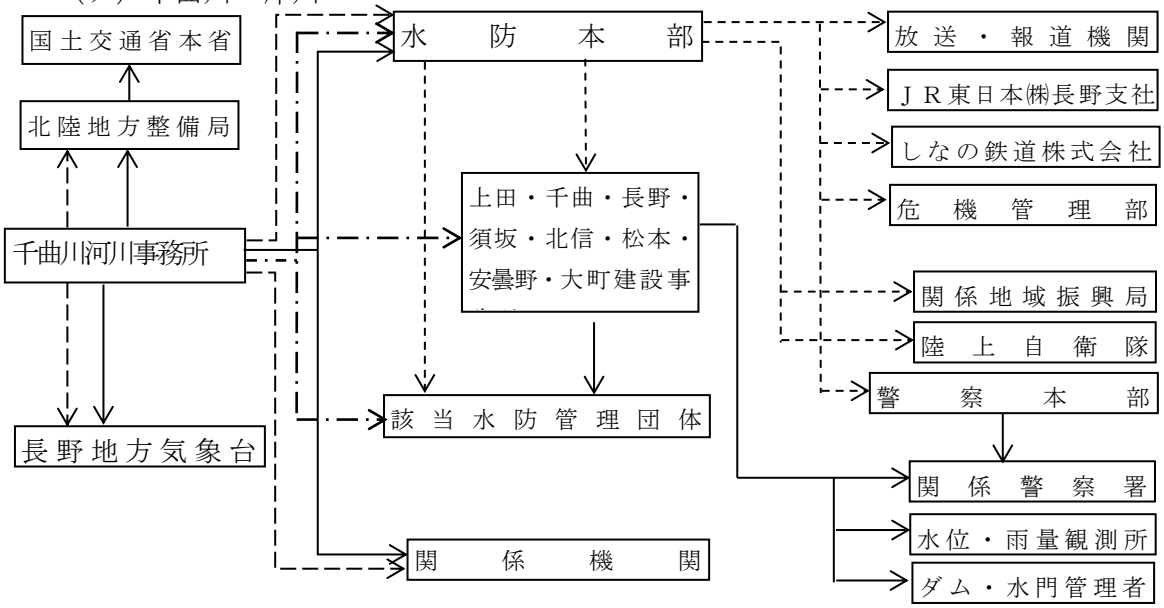

（注）　――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　－・－・－　は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統等を示す。
　　－－－－　は、電子メールによる伝達を示す。

（イ）天竜川

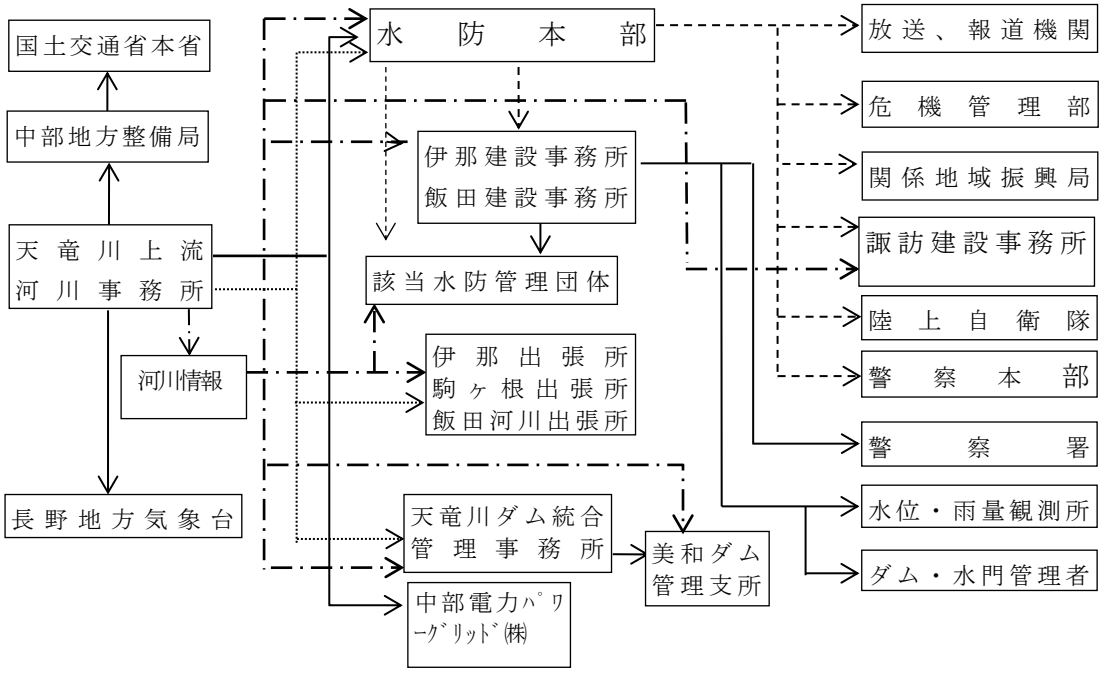

（注）　――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　……　は、ファクシミリによる伝達を示す。
　　－－－－－－　は、電子メールによる伝達を示す。
　　－・－・－　は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系等を示す。

ウ　水防警報（知事が行うもの）

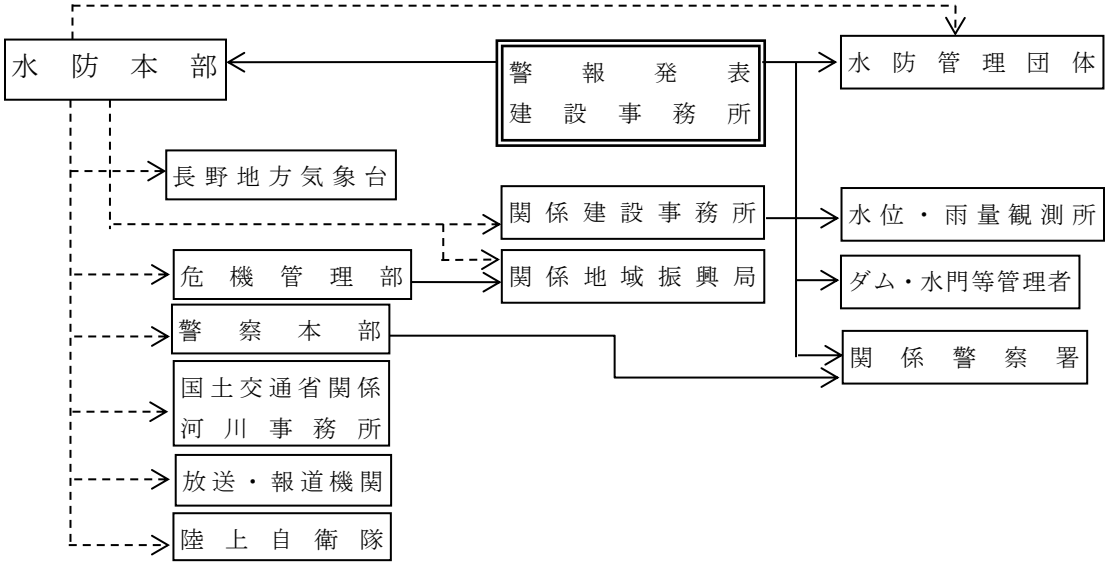

（注）　――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　- - - - - -　は、電子メールによる伝達を示す。

エ　水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの　犀川）

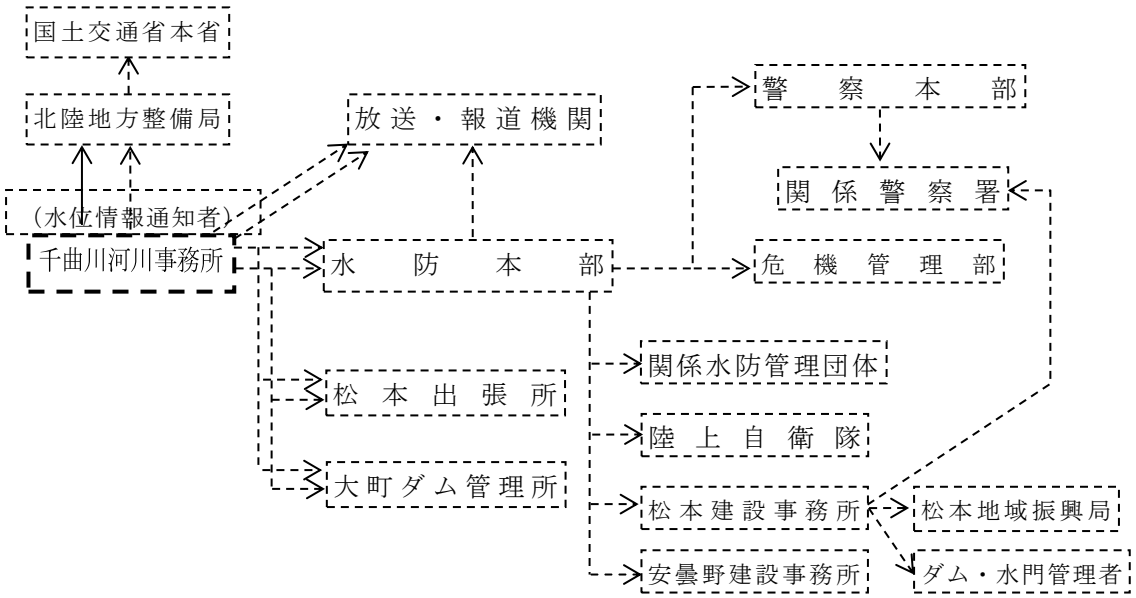

（注）　――――　は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
　　- - - - - -　は、電子メールによる伝達を示す。

カ　水位情報の通知（知事が行うもの）

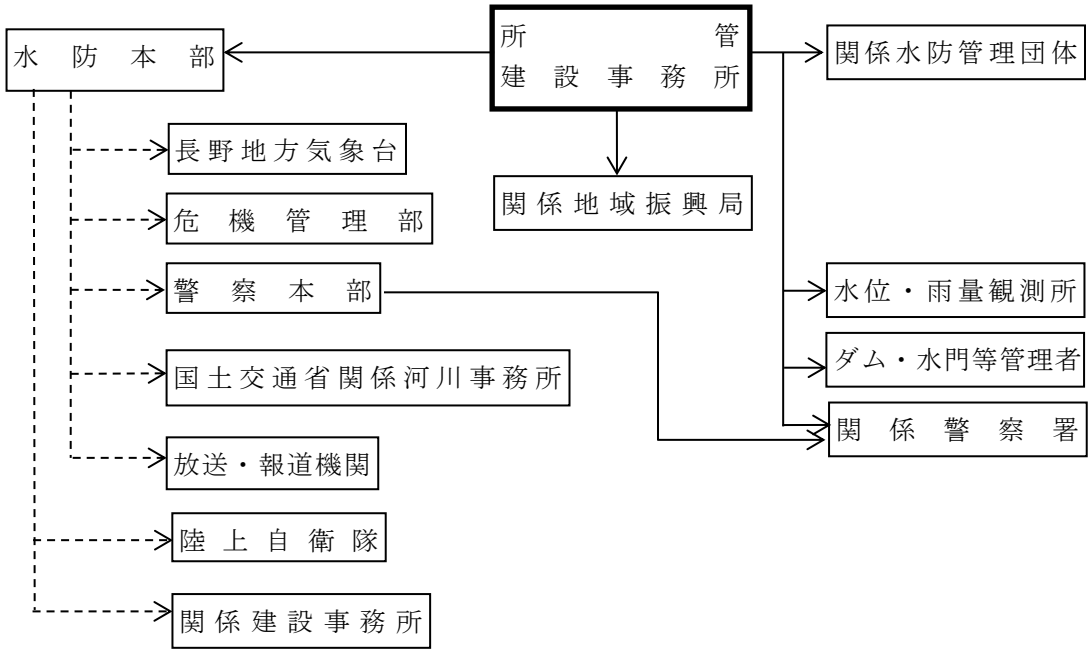

（注）　--------　は、電子メールによる伝達を示す。
　　　　————　は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

第２節　災害情報の収集・連絡活動

第１　基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第２　活動の内容

１　報告の種別

（１）概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

（２）被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

（３）被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し､被害が確定したときに報告するものとする。

２　被害状況等の調査と調査責任機関

（１）被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

（２）市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

（３）地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（４）県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

（５）市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市町村	地域振興局
社会福祉施設被害	市町村・施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所･食肉衛生検査・水産試験場･農業協同組合
農地・農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所･砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

３　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認　定　基　準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重　傷　者 軽　傷　者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者	罹災世帯の構成員とする。

４　災害情報の収集・連絡系統

（１）報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

（２）連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

（３）関係機関における実施事項の概要

ア　被害報告等

（ア）県（本庁）の実施事項

ａ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

ｂ　各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。

ｃ　各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。

ｄ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

（ａ）県において災害対策本部を設置した災害

（ｂ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ｃ）（ａ）又は（ｄ）に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ｅ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。

ｆ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。

ｇ　危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により必要な職員を速やかに派遣する。

ｈ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

ｉ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のため

の職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

j　国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

（イ）県現地機関等の実施事項

a　各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。

b　掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。

c　地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で、市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。

（ウ）市町村の実施事項

a　あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第２の２において市町村が調査機関として定められている事項については、被害状況等を調査のうえ、第２の４に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第３直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

b　市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、地域振興局長に応援を求めるものとする。

c　県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は次のとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

（ａ）自市町村において災害対策本部を設置した災害

（ｂ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ｃ）（ａ）又は（ｂ）に定める災害になるおそれのある災害

国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

（エ）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

（オ）「長野県防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ　水防情報

（ア）雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

a　県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c　雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

（イ）水位の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

a　県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c　水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

５　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。

また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

（１）【県が実施する事項】

ア　県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ　可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

ウ　（一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ　必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）

オ　ＮＴＴ等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ　県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

（２）市町村が実施する事項】

ア　災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。

イ　災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

ウ　必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

（３）【電気通信事業者が実施する事項】

ア　災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

イ　速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

別記　災害情報収集連絡系統

（１）概況速報　　長野県防災情報システム　クロノロジーを使用
（消防庁への速報は消防庁第４号様式(その１)（表21の２））
市町村は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害について、クロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。

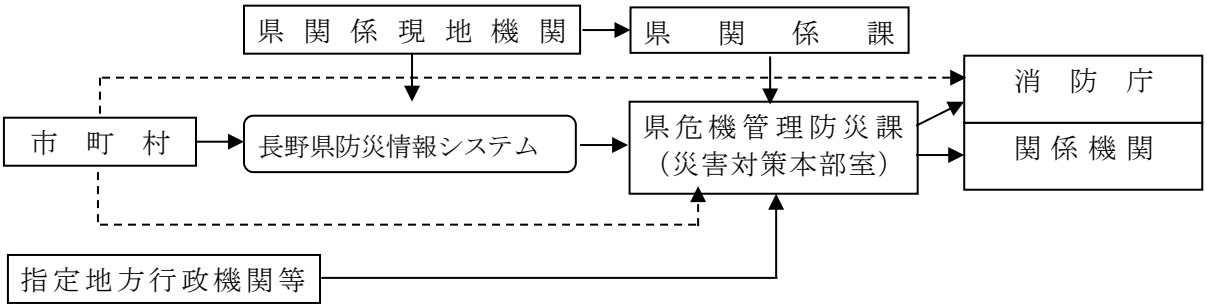

（２）人的及び住家の被害状況報告　　様式２号又は消防庁第４号様式(その２)
(表21の３))
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告
様式２－１号又は長野県防災情報システムにより報告

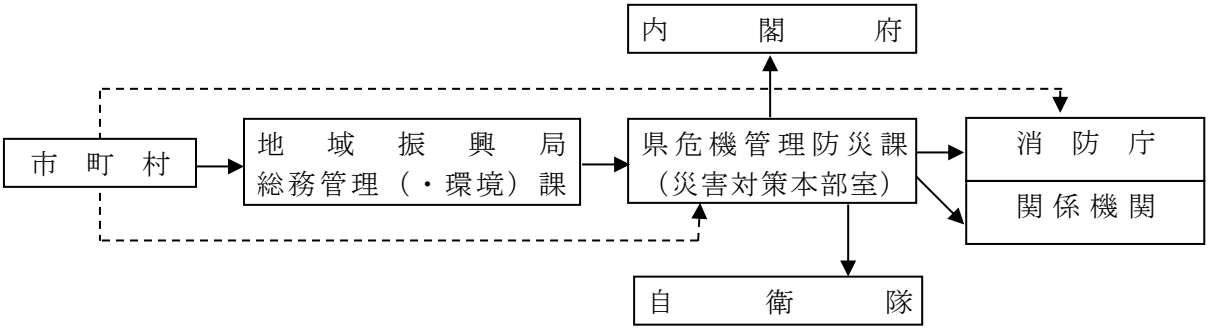

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

（３）社会福祉施設の被害状況報告　　様式３号

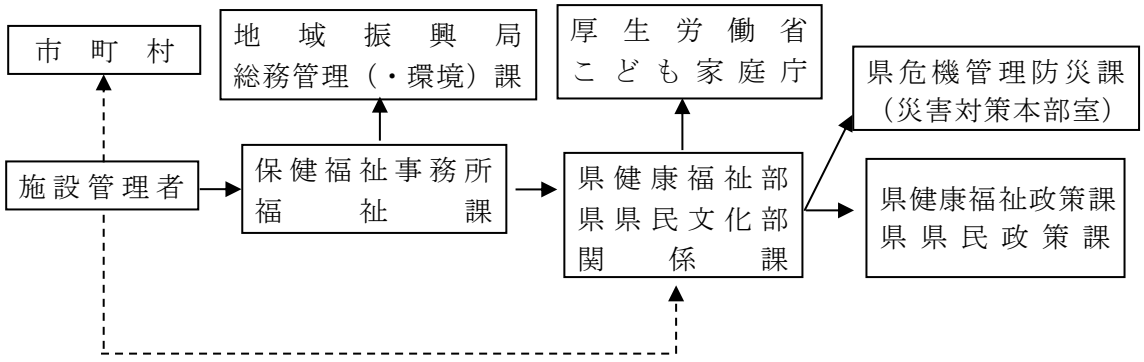

（４）農業関係被害状況報告　　様式５号

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

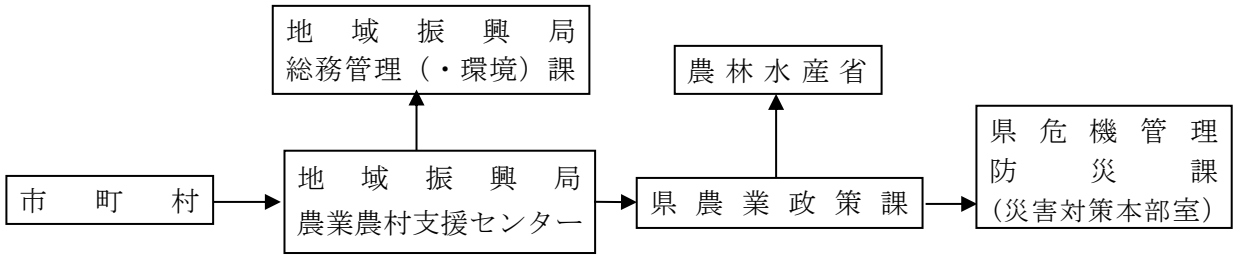

イ　農地・農業用施設被害状況報告　　（農業集落排水施設を除く）

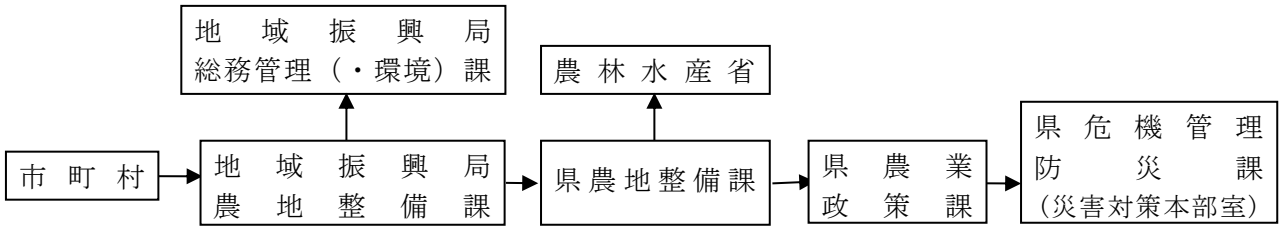

ウ　農業集落排水施設被害状況報告

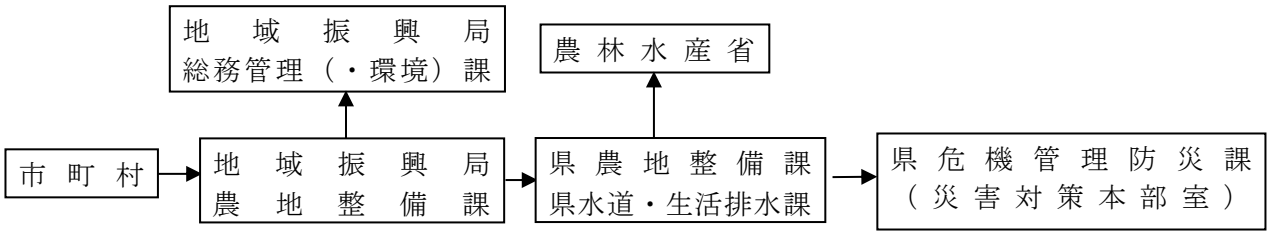

（５）林業関係被害状況報告　　様式６号

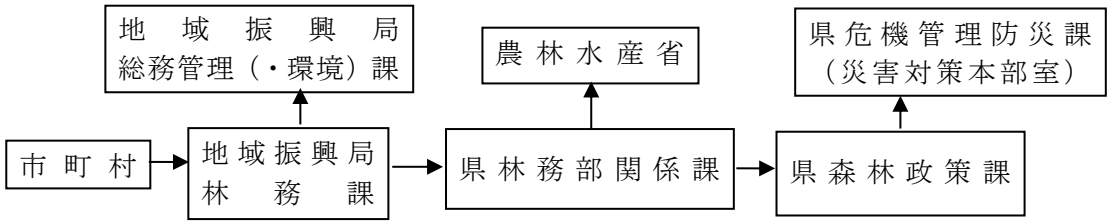

（６）土木関係被害状況報告

ア　県管理河川の氾濫箇所　　地図又はGISによる

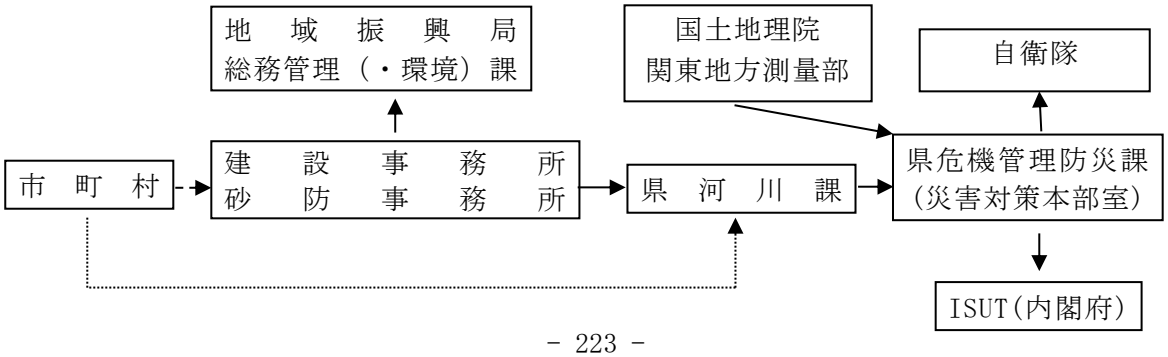

イ　公共土木施設被害状況報告等　様式７号

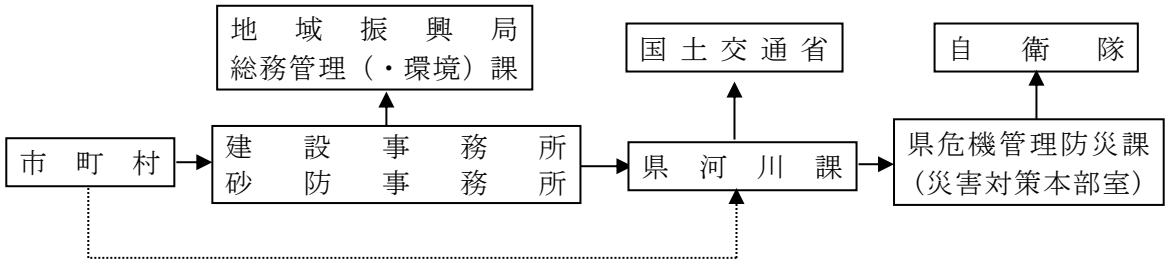

ウ　土砂災害等による被害報告　地図若しくはGIS又は様式７

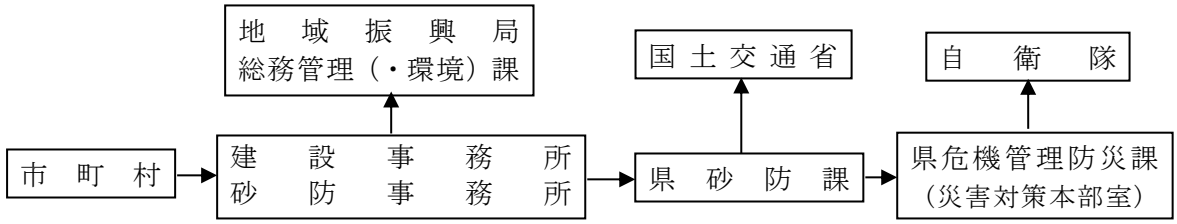

（７）都市施設被害状況報告　　様式８号

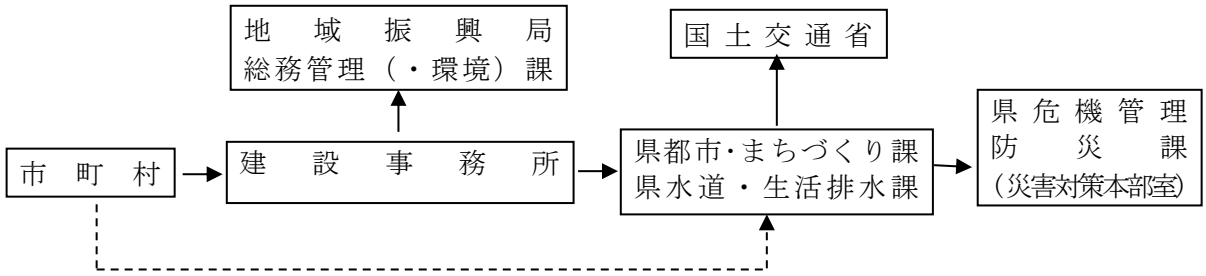

(8)　水道施設被害状況報告　様式９号

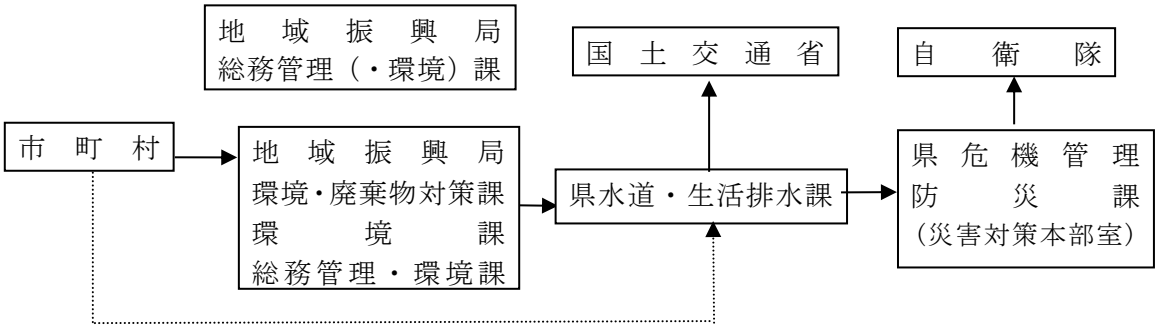

（９）廃棄物処理施設被害状況報告　　様式10号

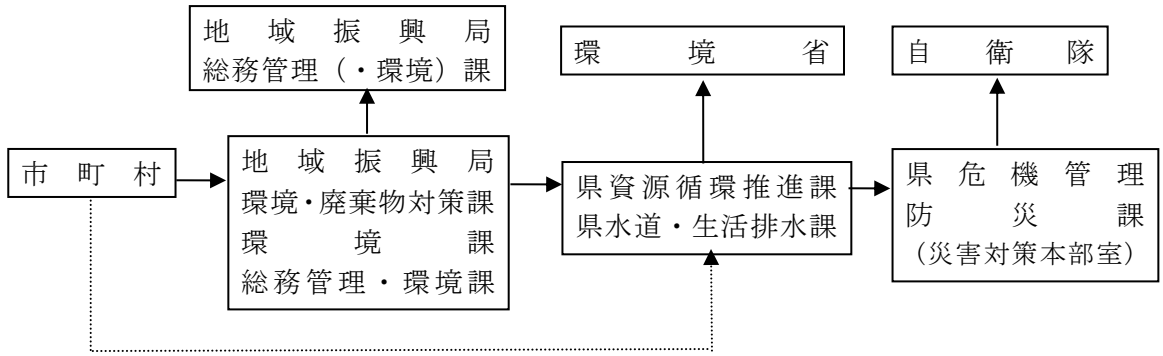

（10）感染症関係報告　　様式11号

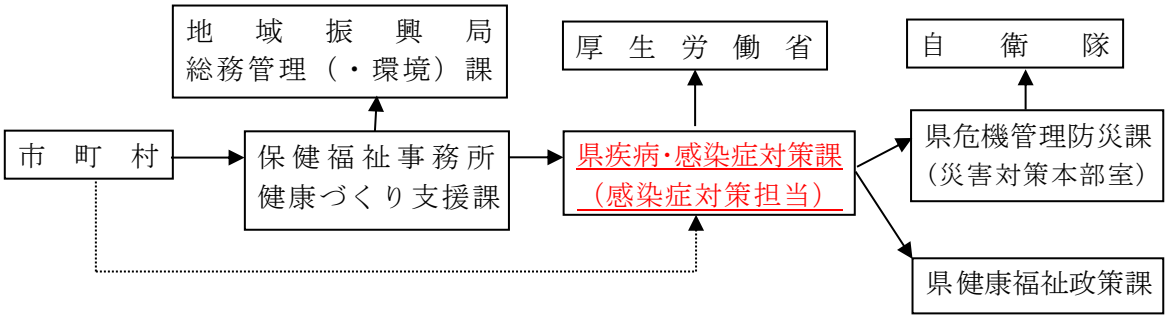

（11）医療施設関係被害状況報告　　様式12号

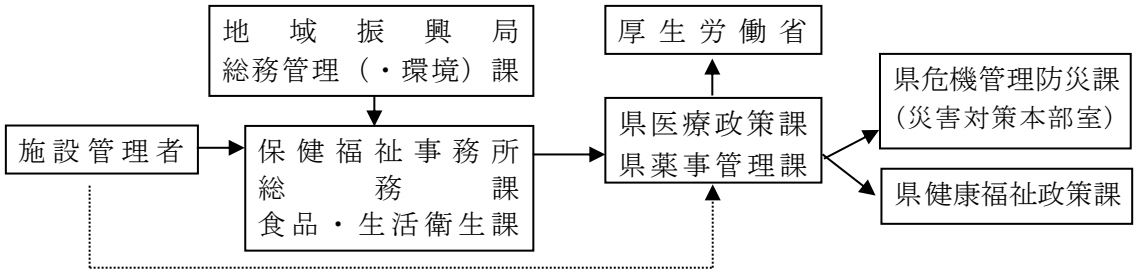

（12）商工関係被害状況報告　　様式13号

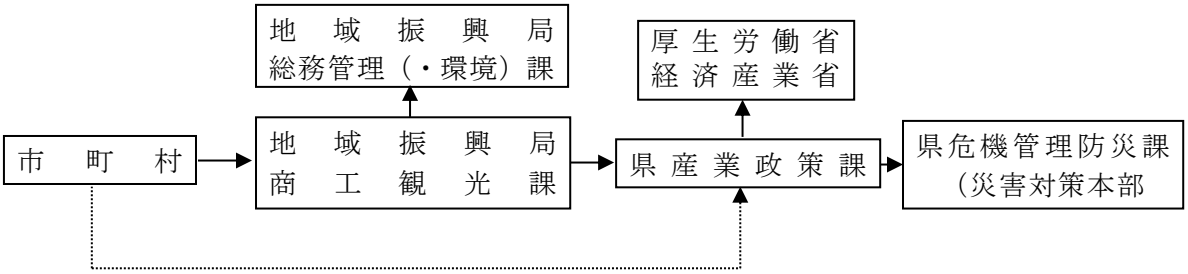

（13）観光施設被害状況報告　　様式14号

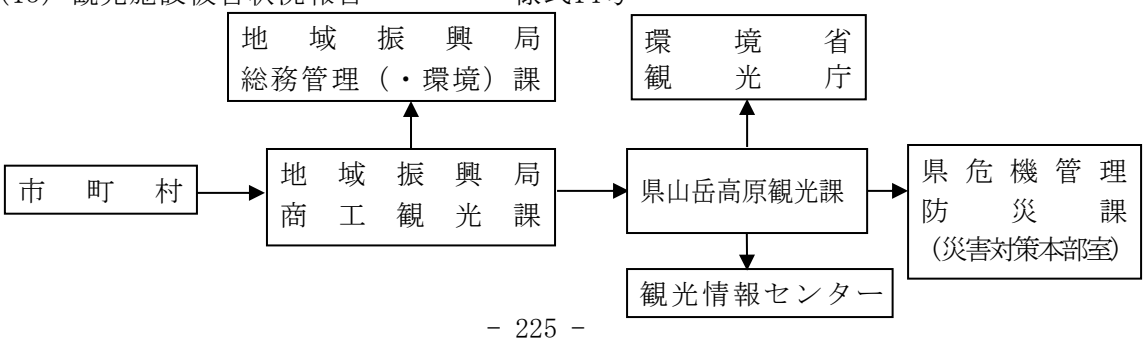

（14）教育関係被害状況報告　　様式15号

ア　市町村施設

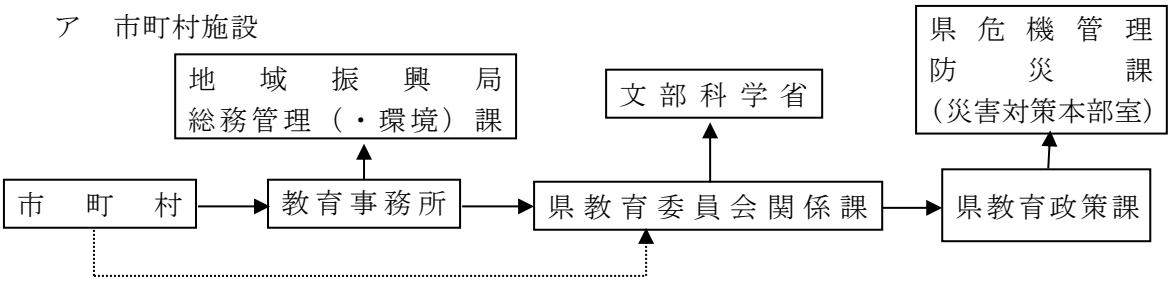

イ　県施設

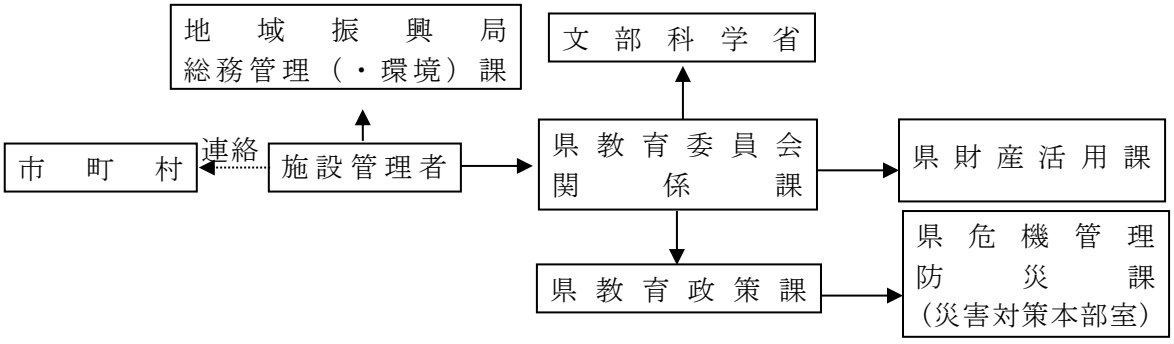

ウ　私立施設

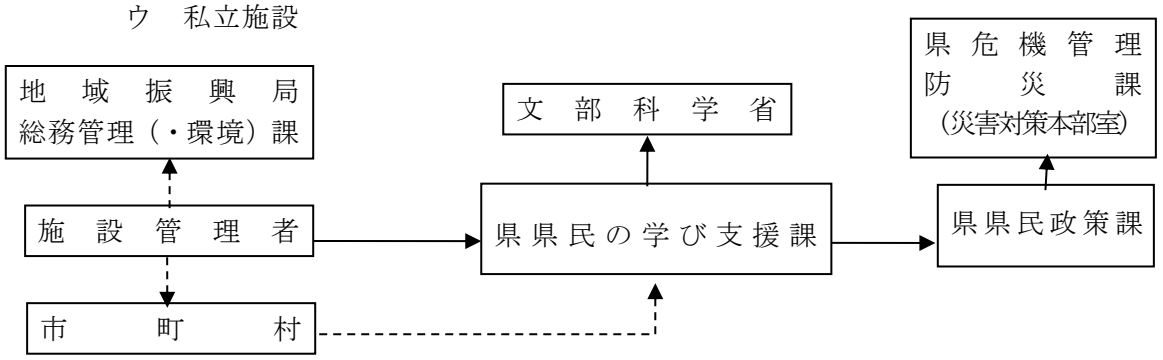

エ　文化財

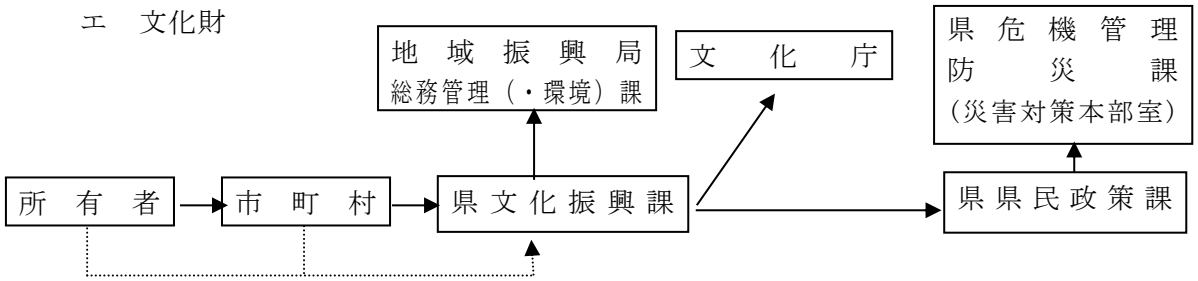

（15）県有財産（企業財産を含む）被害状況報告　　様式16号

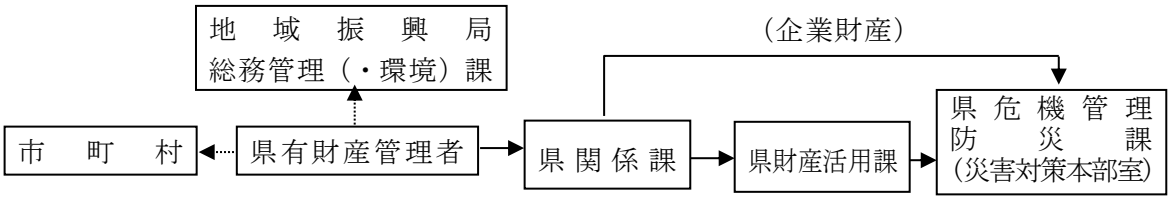

（16）市町村有財産の被害状況報告　　様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

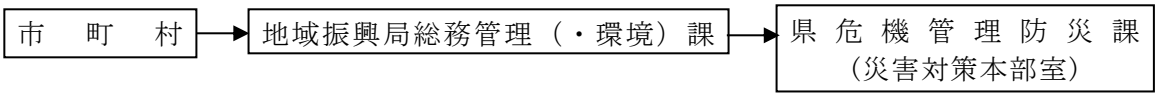

（17）公益事業関係被害状況報告　　様式18号

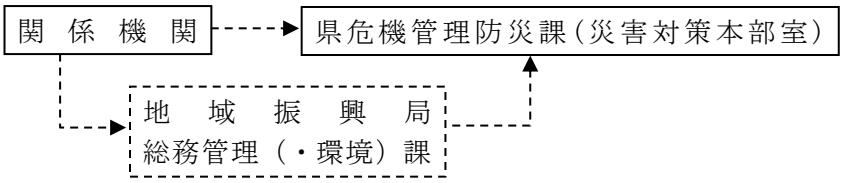

注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

（18）火災即報　　様式19号

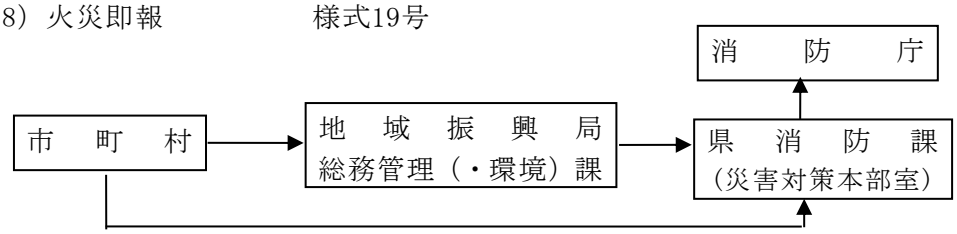

（19）火災等即報（危険物に係る事故）　　様式19号

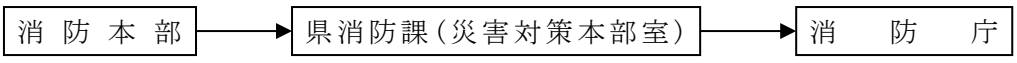

（20）警察調査被害状況報告　　様式20号

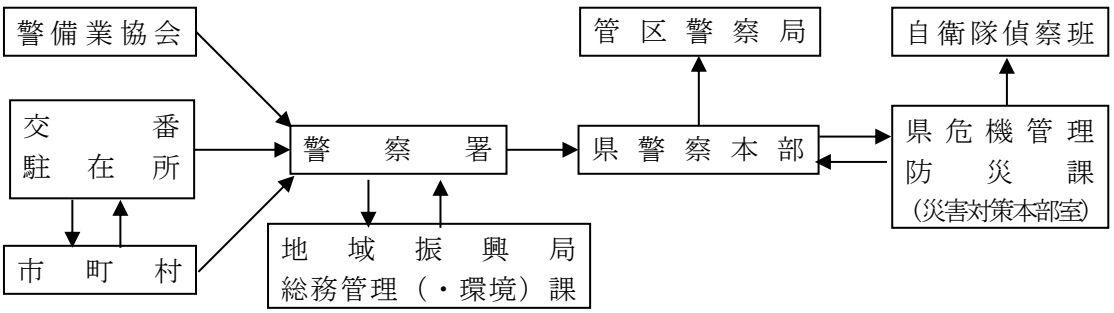

(21) 被害状況総合報告　　様式21号

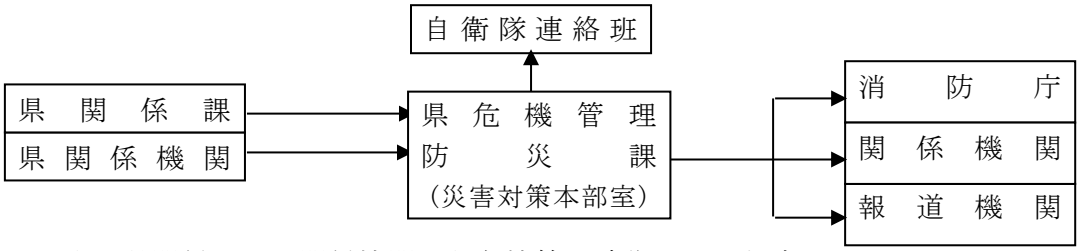

注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は
（２）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報

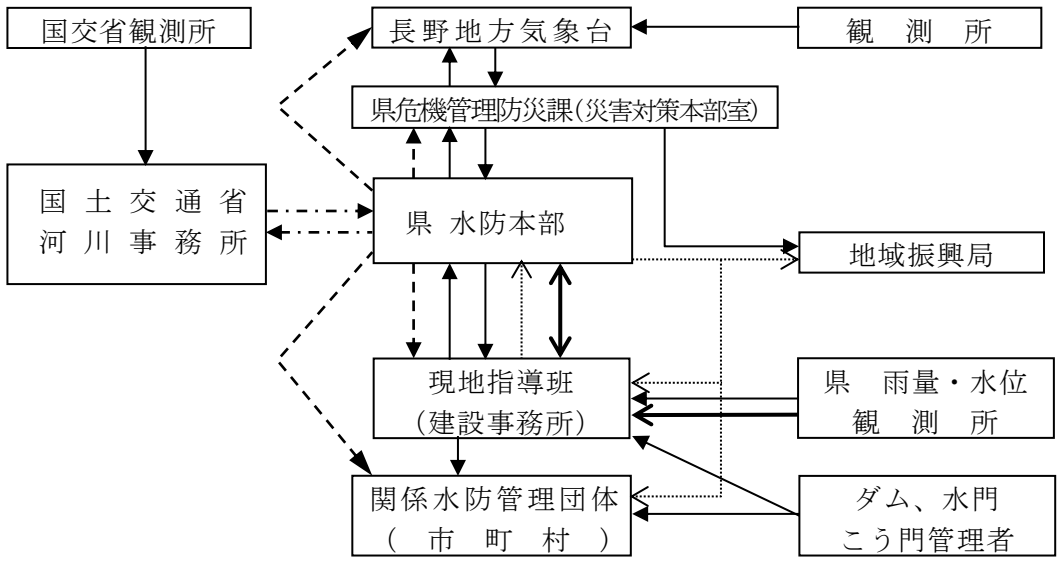

はオンライン配信又はＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

はファクシミリによる伝達を示す。

は長野県水防情報システムを示す。

統一河川情報システムを示す。

は長野県ＨＰ「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第３節　非常参集職員の活動

第１　基本方針

各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第２　主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第３　活動の内容

１【県が実施する対策】（全部局）

（１）責務

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

（２）災害対策本部等の危機管理初動体制

ア　災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする。

活動体制 (職員参集)	役割	本部員等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎は自動参集
担当部局・課対応 (第一次参集)	主に災害発生前に情報収集・伝達を行う。	―	◎県内震度３の地震発生時 ◎大雨若しくは洪水注意報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ◎林野火災における空中消火実施時 ○県内の市町村で住民に対し警戒レベル３高齢者等避難発令時 (危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた場合
警戒連絡会議 (第二次参集)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。	危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもって構成	◎県内震度４又は５弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル２(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報（火口周辺危険）発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合（危機管理部は全員） ○県内で警戒レベル４避難指示発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ○林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ○住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合 ○市町村が災害対策本部を設置した場合

警戒・対策本部 (第三次(非常)参集)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行う。必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う。	本部長：危機管理監(対応出来ない場合は副知事の内、予め定めた者) 本部員：別紙の部局長又は予め定めた者	◎県内震度５強の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)発表時 ◎噴火警戒レベル３(入山規制)発表時＜レベル未導入の火山は火口周辺警報（入山危険）発表時＞ ◎噴火速報発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「施設敷地緊急事態※」が発生した場合 ○今後、特別警報の発表並びに住家被害及び死者が想定される大規模な災害の発生が予想される場合等で、全部局での対応が必要と知事、副知事又は危機管理監が認めた場合
災害対策本部 (第四次(緊急)参集又は全員参集)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。	本部長：知事(対応出来ない場合は①危機管理部を所管する副知事、②その他の副知事③危機管理監) 副本部長：副知事 本部員：危機管理監、全部局長、公営企業管理者、教育長、県警本部長	【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度６弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時 ◎噴火警戒レベル４(高齢者等避難)発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合 ◎特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）の発表時 ○県内で警戒レベル５緊急安全確保災害発生情報発令時 ○複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全部局での対応が必要と知事が認めた場合
			【全員参集】 ◎県内震度６強又は７の地震発生時 ◎噴火警戒レベル５(避難）発表時＜レベル未導入の火山は噴火警報（居住地域厳重警戒）発表時＞ ○県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 ○複数地域振興局管内で、複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合

イ　各体制の職員参集について、地域振興局及び各部局が、あらかじめ活動する人員を定めておくものとする。別表「活動人員一覧」（資料編参照）

ウ　職員参集は状況変化に応じて、各部の判断で拡大、縮小する。

（３）職員の参集

ア　参集方法

（ア）指示によらない参集

職員は、日頃から災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記（２）の「◎自動参集」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

（イ）その他の場合

前記（２）の「自動参集」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

イ　自主参集

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役

所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

ウ　伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

（ア）勤務時間内

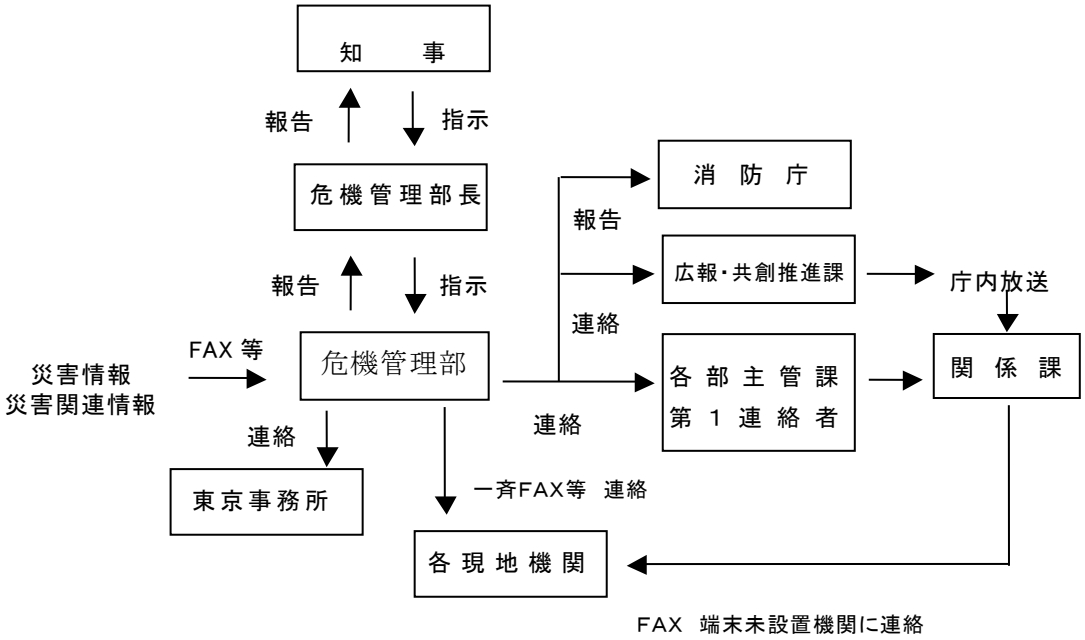

（イ）勤務時間外

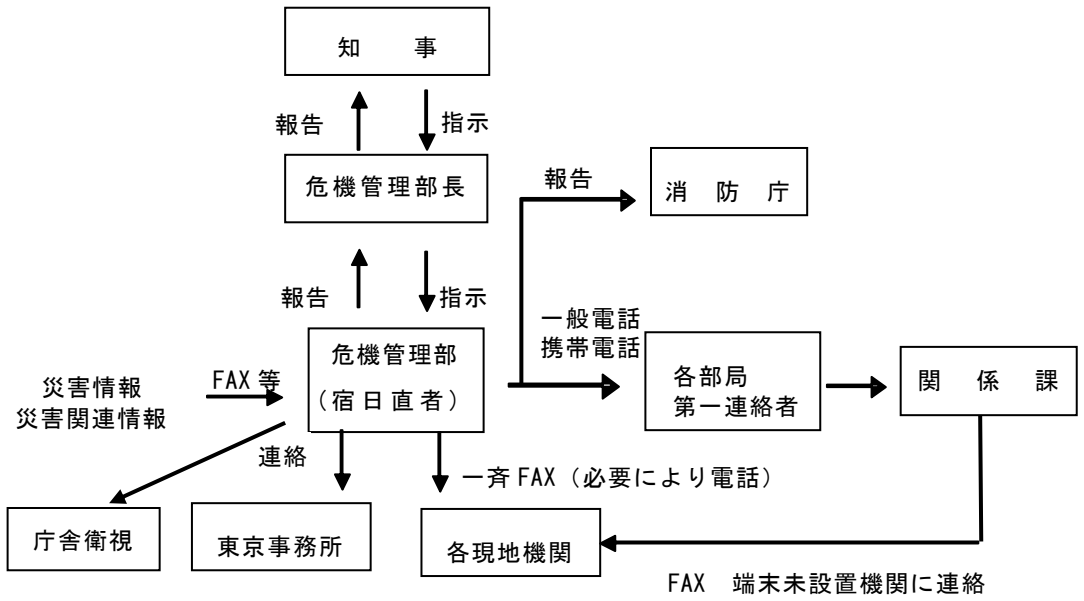

エ　庁舎の使用（総務部）

職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、総務部財産活用課は危機管理

部、警察本部と連携し庁舎の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な措置をとる。

（４）災害対策本部の活動

ア　本部の組織

県本部の組織等は、長野県災害対策本部条例及び同規程に定めるところによる。（本節末参考「長野県災害対策本部組織編成図」「長野県災害対策本部組織及び事務分掌」及び資料編参照）

イ　国への報告

県本部を設置した場合は、その旨消防庁に報告する。

ウ　本部の移転

県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。

エ　活動要領

（ア）災害対策本部室の活動要領

a　災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。

b　長野県災害対策本部（以下「本部」という。）の初動期における組織及び運営に関しては、「長野県災害対策本部規程」に定めるものとし、災害対応のフェーズの変化に応じて被災者生活再建支援に関する組織を設置する等柔軟に対応する。

c　災害対策本部室の要員は、あらかじめ危機管理監が指名された職員等から構成する。

d　災害対策本部室には、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会、(一社)長野県ＬＰガス協会、長野県石油商業組合等）の代表者等により構成する。

e　災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。

f　上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携・調整体制の構築を図るため「ＮＰＯ・ＮＧＯ代表等」を置く。

g　「ＮＰＯ・ＮＧＯ代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。

（イ）各部班の活動要領

a　各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。

b　本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。

c　本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。

d　各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

e　本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。

f　各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。

（ウ）本部員会議

a　本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。

b　本部員は､所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。

c　本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。

d　本部員会議には、国、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

オ　災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財）中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。

カ　国の現地対策本部等との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合等は、その現地対策本部長等と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

キ　本部の廃止

本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

（ア）災害救助法による応急救助が完了したとき

（イ）公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

（ウ）災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

（エ）被害数値がおおむね確定したとき

（オ）その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

ク　長野県水防本部との関係

長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

（５）現地機関の体制

ア　現地機関の活動体制

県現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておくものとする。

イ　災害対策本部地方部

（ア）災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部（以下「地方部」）を置く。

（イ）地方部の任務等については、長野県災害対策本部規程に定めるところによる。

（資料編参照）

また地方部の活動要領については、各地域の実情を考慮した上で、あらかじめ地方部長が定めておくものとする。

（ウ）長野県防災情報システムによる災害情報の収集・連絡活動に必要な通信機器等について、あらかじめ整備に努めるものとする。

（６）被災市町村への職員派遣

ア　以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）への入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長（地域振興局長）は、職員を情報連絡員（地方部リエゾン）として市町村役場に派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

また、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。

（ア）市町村災害対策本部の設置
（イ）高齢者等避難の発令
（ウ）震度５強以上を観測する地震の発生
（エ）市町村が被災状況等の報告不能

イ　情報連絡員（地方部リエゾン）は避難指示等発令地域を通過しないと市町村役場に到達出来ないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地方部（地域振興局）に伝達し、安全な場所で待機する。

ウ　以下の場合で、災害対策本部長又は地方部長が特に必要と認めたときは、市町村の災害対応状況及び人的、物的支援ニーズを迅速に把握するとともに、市町村に適切な助言を行えるよう、職員を情報連絡員（地方部統括リエゾン）として市町村役場に派遣するものとする。

なお、派遣する職員は、居住地域や防災業務の勤務経験、職位を総合的に勘案した職員の選定に努めるものとする。

（ア）自衛隊災害派遣の決定
（イ）災害救助法の適用
（ウ）市町村が県に助言を求めた場合

エ　地域振興局は情報連絡員（地方部リエゾン又地方部統括リエゾン）の派遣に備え、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

オ　地方部長（地域振興局）は情報連絡員（地方部リエゾン又は地方部統括リエゾン）の派遣を決定した場合、職、氏名等を災害対策本部室（危機管理部）へ報告するものとする。

（７）現地災害対策本部の設置

ア　知事は、国の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ　現地本部の任務等については長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

（８）職員の応援

ア　県職員間の応援は以下の順位で行う。

（ア）知事部局等の部局内各課又は部局相互

（イ）所属の現地機関

（ウ）各機関相互

イ　県の全職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

（ア）災害時の相互応援協定に基づく他の県への応援要請（全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会、中央日本四県）

（イ）災害対策基本法第74条の規定に基づく他の県への応援要請

（ウ）災害対策基本法第 29 条、第 30 条、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく、指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

（９）災害時の警備体制（警察本部）

ア　職員の招集・参集

警察職員は別に定める災害警備計画により、災害発生後速やかに参集し、災害警備体制の確立を図る。

イ　警備体制の種別

警察本部長は県下全域又は２以上の警察署の管轄区域にわたって、警察署長は管内において災害発生等の場合は、次の体制を発令するものとする。

（ア）準備体制

災害発生のおそれがあるが、発生までに時間的余裕がある場合には、準備体制を発令し、「災害警備準備室」を設置する。

（イ）警戒体制

災害の発生が予想され、その災害が切迫している場合は、警戒体制を発令し、前項の体制を強化する。

（ウ）非常体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制を発令し、「災害警備本部」を設置して警備活動を行う。

ウ　警備活動

災害発生時等の警備活動は、おおむね次のとおりとする。

（ア）情報の収集及び伝達

（イ）被害実態の把握

（ウ）危険箇所の警戒及び避難の指示並びに誘導

（エ）被災者の救出及び負傷者等の救護

（オ）交通の混乱防止

（カ）緊急交通路等の確保

（キ）被災地、避難所及び重要施設の警戒

（ク）被害に関する正確な情報等の提供及び広報

（ケ）行方不明者の調査・捜索
（コ）遺体の見分・検視及び身元の確認
（サ）関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
（シ）不法事案等の予防及び取締り
（ス）困り事相談所の開設等による相談活動

２【市町村が実施する対策】

（１）責務

市町村は、市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（県・市町村）及び受援計画（県・市町村）の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

（２）組織、配備基準

市町村は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

（３）災害救助法が適用された場合の体制

市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

３【関係機関が実施する対策】

（１）責務

ア　指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

イ　指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

ウ　県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・市町村）及び受援計画（県・市町村）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（２）活動体制

ア　指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておくものとする。

イ　県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

【参考】

長野県災害対策本部組織編成図

本部長 ― 副本部長 ― 危機管理監

（知事）（副知事）（危機管理監）

公営企業管理者
教育長
警察本部長
危機管理部長
企画振興部長
総務部長
県民文化部長
健康福祉部長
環境部長
産業労働部長
営業局長
観光スポーツ長
農政部長
林務部長
建設部長
会計管理者
東京事務所長

（室付、部付）
企業局長
教育次長
警務部長
生活安全部長
地域部長
刑事部長
交通部長
警備部長

長野地域センター
長野地方気象台
信越総合通信局
長野国道事務所
飯田国道事務所
千曲川河川事務所
天竜川上流河川事務所
陸上自衛隊第13普通科連隊
ＪＲ東日本㈱（長野支社）
ＪＲ東海㈱（東海鉄道事業本部）
ＮＴＴ東日本㈱（長野支店）
日本赤十字社（長野県支部）
国立病院機構（関東信越ﾌﾞﾛｯｸ）
日本放送協会（長野放送局）
信越放送㈱
㈱長野放送
㈱テレビ信州
長野朝日放送㈱
中部電力パワーグリッド株式会社　長野支社
（社福）長野県社会福祉協議会
その他の機関

危機管理監
- 本部室　（本部室統括官、総括調整担当、活動調整担当、庶務・通信担当、応援・受援本部）
- 中央連絡部　（中央連絡班）
- 企画振興部　（総合政策班、ＤＸ推進班、広報・共創推進班、地域振興班、市町村班、国際交流班、交通政策班、松本空港班）
- 総務部　（秘書班、人事班、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・行政経営班、職員班、財政班、財産活用班、税務班、情報公開・法務班、総務事務班、職員ｷｬﾘｱ開発班）
- 県民文化部　（県民政策班、文化振興班、くらし安全・消費生活班、人権男女・共同参画班、県民の学び支援班、次世代ｻﾎﾟｰﾄ班、こども・家庭班）
- 災害時保健医療福祉調整本部（健康福祉部）　（健康福祉政策班、医療政策班、医師・看護人材確保対策班、地域福祉班、健康増進班、疾病対策班、感染症対策班、介護支援班、障がい者支援班、食品・生活衛生班、薬事管理班）
- 環境部　（環境政策班、水大気環境班、水道・生活排水班、自然保護班、資源循環推進班）
- 産業労働部　（産業政策班、経営・創業支援班、産業立地・ＩＴ振興班、産業技術班、産業人材育成班、労働雇用班）
- 営業部　（営業班）
- 観光スポーツ部　（山岳高原観光班、観光誘客班、スポーツ振興班、国スポ・全障スポ準備班）
- 農政部　（農業政策班、農業技術班、園芸畜産班、農地整備班、農村振興班）
- 林務部　（森林政策班、信州の木活用班、森林づくり推進班）
- 建設部　（建設政策班、道路管理班、道路建設班、水防班、砂防班、都市・まちづくり班、建築住宅班、施設班、リニア整備推進班）
- 会計部　（会計班、契約・検査班）
- 企業部　（経営推進班、電気事業班、水道事業班）
- 教育部　（教育政策班、義務教育班、高校教育班、特別支援教育班、学びの改革支援班、心の支援班、文化財・生涯学習班、保健厚生班、スポーツ班）
- 警察部　（実施班、犯罪予防班、交通規制班）
- 地方部　（総務（・環境）班、環境班、保健福祉班、農政班、林務班、商工班、観光班、建築班、土木班、教育班、警察班）
- 現地本部　（状況により災害現地に設置する。）

長野県災害対策本部組織及び事務分掌

室・部 （室長、部長等）	班、担当 （班　長、リーダー）	分　掌　事　務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長（兼消防応援活調整副本部長） 火山防災幹	総括調整担当 （危機管理防災課企画幹）	① 災害対策本部の運営・調整に関すること。 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること。 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関すること。 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関すること。 ⑧ 災害対策基本法第 60 条の規定による避難指示及び緊急安全確保に関すること。 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。 ⑪ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要否の決定に関すること。 ⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関すること。 ⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること。 ⑭ 避難者の受入れに関する市町村斡旋の連絡調整に関すること。 ⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。 ⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。 ⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。 ⑱ 被災者生活再建支援法に関すること。 ⑲ 防災情報システムの運用に関すること。 ⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関すること。 ㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること。 ㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関すること。 ㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること。 ㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること。 ㉕ 地図情報の総括に関すること。 ㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関すること。
	情報収集班 （危機管理防災課係長）	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関すること。 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関すること。 ③ 避難状況の取りまとめに関すること。 ④ 防災情報システムの入力状況の確認に関すること。 ⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。 ⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること。 ⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関すること。 ⑧ 災害即報の消防庁への報告に関すること。
	情報発信班 （消防課企画幹）	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関すること。 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること。 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること。 ④ 報道機関への緊急報道要請に関すること。 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関すること。 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関すること。

		⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関すること。 ⑧ プレスリリースに関すること。 ⑨ 安否情報の提供に関すること。 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関すること。 ⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関すること。 ⑫ 災害の記録及び資料の収集に関すること。 ⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関すること。
	活動調整担当 （危機管理防災課危機対策幹）	① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること。 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 ③ ヘリコプター運航調整会議に関すること。
	消防班 （消防課課長補佐）	① 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関すること。 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関すること。 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること。 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の要否の決定に関すること。 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関すること。
	警察班 （防災専門員）	① 県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提供及び確認に関すること。 ② 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること。
	庶務・通信担当 （消防課課長補佐）	① 災害対策本部員会議の開催に関すること。 ② 災害対策本部員会議議事録作成関すること。 ③ 関係機関連絡員室の設置に関すること。 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関すること。 ⑤ 地方部等の運営支援に関すること。 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関すること。 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること。 ⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関すること。 ⑨ 災害対策本部の経理に関すること。 ⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関すること。 ⑪ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関すること。 ⑫ 公用令書による公用負担に関すること。 ⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関すること。 ⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関すること。 ⑮ 義援物資受付受入れの周知に関すること。 ⑯ 義援物資受領証の発行に関すること。 ⑰ 義援物資の公表に関すること。 ⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関すること。 ⑲ 国現地対策本部との連絡調整に関すること。 ⑳ 国への要望に関すること。 ㉑ 礼状の作成及び送付に関すること。 ㉓ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関すること。 ㉔ 防災行政無線に関すること。 ㉕ 市町村への情報提供（一斉 FAX）に関すること。 ㉖ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること。 ㉗ 災害対策本部室の映像機器等運用に関すること。 ㉘ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること。
応援・受援本部 （本部リーダー 火山防災幹）	広域防災拠点班 （危機管理防災課係員）	① 広域防災拠点の開設準備、開設に関すること。 ② 広域防災拠点の利用状況把握に関すること ③ 広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関すること。
	人的応援・受援班 （危機管理防災課係員）	① 人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関すること。

		② 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関すること。
		③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関すること。
	物資調整班 （危機管理防災課係員） ※物資輸送関係機関を含む	① 物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関すること。
		② 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。
		③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること。
		④ 仮設トイレ及び段ボールベットの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること。
		⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること。
		⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関すること。
		⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。
		⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関すること。
		⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関すること。
		⑩ 緊急輸送車両に関すること。
		⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。
		⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。
	災害ボランティア班 （地域振興課担当係長、 地域福祉課課長補佐）	① 被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に関すること。
		② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関すること。
中央連絡部 〔部長 東京事務所長〕	中央連絡班 （東京事務所次長）	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。
企画振興部 〔部長 企画振興部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	総合政策班 （総合政策課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。
		② 部内の連絡調整に関すること。
	ＤＸ推進班 （ＤＸ推進課長）	① 行政情報ネットワークに関すること。
		② 総合行政情報ネットワーク（LGWAN）に関すること。
		③ 災害対応における先端技術の活用の推進に関すること。
		④ 部内等の応援に関すること。
	広報・共創推進班 （広報・共創推進課長）	① 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること。
		② 部内等の応援に関すること。
	地域振興班 （地域振興課長）	① 部内等の応援に関すること。
	市町村班 （市町村課長）	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関すること。
		② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。
	信州暮らし推進班 （信州暮らし推進課長）	① 部内等の応援に関すること。
	国際交流班 （国際交流課長）	① 部内等の応援に関すること。
	交通政策班 （交通政策課長）	① 交通機関に係る災害情報の収集に関すること。
	松本空港班 （松本空港課長）	① 松本空港利用者の安全対策に関すること。
		② 松本空港の応急対策に関すること。
総務部 〔部長 総務部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	秘書班 （秘書課長）	① 幹部職員との連絡調整に関すること。
	人事班 （人事課長）	① 派遣職員の選定等の調整に関すること。
		② 部内の連絡調整に関すること。
	コンプライアンス・行政経営班	① 部内等の応援に関すること。

	（コンプライアンス・行政経営課長）	
	職員班 （職員課長）	① 本部職員の活動支援に関すること。 ② 職員住宅の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関すると。
	財政班 （財政課長）	① 災害経費の予算措置に関すること。
	財産活用班 （財産活用課長）	① 県庁舎の応急対策等に関すること。 ② 有線電話に関すること。 ③ 会議室の使用停止（災害対応への優先使用）に関すること ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関すること。
	税務班 （税務課長）	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。
	情報公開･法務班 （情報公開･法務課長）	① 部内等の応援に関すること。
	総務事務班 （総務事務課長）	① 部内等の応援に関すること。
県民文化部 部長 県民文化部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	文化政策班 （文化政策課長）	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 外国籍県民等への災害情報の広報に関すること。 ④ 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関すること。
	文化振興班 （文化振興課長）	① 文化財等の被害状況の把握に関すること。 ② 文化財の応急対策に関すること。 ③ 文化会館等の応急対策等に関すること。
	くらし安全・消費生活班 （くらし安全・消費生活課長）	① 食料・生活物資の調達に関すること。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関すること。
	人権･男女共同参画班 （人権･男女共同参画課長）	① 所管施設の応急対策に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。 ③ 性別の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること
	県民の学び支援班 （県民の学び支援課長）	① 私立学校の応急対策等に関すること。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関すること。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び方小津機関への情報提供に関すること。 ④ 長野県立大学の災害情報収集・応急対策等に関すること。 ⑤ 部内等の応援に関すること。
	次世代サポート班 （次世代サポート課長）	① 部内等の応援に関すること。
	こども･家庭班 （こども･家庭課長）	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関すること。 ② 要配慮者（乳幼児、妊産婦）に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関すること。
災害時保健医療福祉調整本部 （健康福祉部） 調整本部長（部長） 健康福祉部長		① 本部組織の健康福祉部の分掌事務に係る総合調整に関すること。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	健康福祉政策班 （健康福祉政策課長）	① 部内の全体調整及び進行管理に関すること。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関すること。 ④ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣に関すること。

	医療政策班 （医療政策課長）	① 医療救護の広域応援の調整に関すること。 ② 医療機関の被災状況調査に関すること。 ③ 受入れ可能医療機関の把握に関すること。 ④ 医療救護所の設置に関すること。 ⑤ 医療救護班・DMAT・災害支援ナースの派遣に関すること。 ⑥ 人工透析患者等の医療の供給に関すること。 ⑦ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること。 ⑧ ドクターヘリの運航に関すること。 ⑨ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関すること。 ⑩ 県立病院機構の応急対策等に関すること。
	医師・看護人材確保班 （医師・看護人材確保対策課長）	① 保健師等の派遣に関すること。 ② 所管する現地機関の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。
	地域福祉班 （地域福祉課長）	① 要配慮者の対応（災害時住民支え合いマップ）に関すること。 ② ボランティアの受入等に関すること。 ③ （福）長野県社会福祉協議会との調整に関すること。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関すること。 ⑤ DWATの派遣に関すること。
	健康増進班 （健康増進課長）	① 管理栄養士の派遣に関すること。 ② JDA-DATの派遣に関すること。 ③ 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること。 ④ JDATの派遣に関すること。 ⑤ 被災給食施設の栄養管理に関すること。 ⑥ 所管する現地機関の応急対策に関すること。
	疾病対策班 （疾病･感染症対策課長）	① 心のケア対策に関すること。 ② DPATの派遣に関すること。 ③ 要配慮者（難病患者、精神障がい者）に係る市町村等への助言に関すること。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。
	感染症対策班 （疾病･感染症対策課感染症対策担当課長）	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること。
	介護支援班 （介護支援課長）	① 介護職員等の派遣に関すること。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関すること。
	障がい者支援班 （障がい者支援課長）	① 手話通訳者の派遣に関すること。 ② 要配慮者（障がい者）に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関すること。
	食品･生活衛生班 （食品･生活衛生課長）	① 食品衛生に関すること。 ② 被災食品営業施設に関すること。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関すること。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関すること。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関すること。 ⑥ 特定動物の管理に関すること。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関すること。 ⑧ 被災動物の救援に関すること。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関すること。
	薬事管理班 （薬事管理課長）	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関すること。 ② 医療ガスの供給に関すること ③ 毒物劇物の情報提供に関すること。 ④ 薬剤師班の派遣に関すること。
	保健医療福祉調整班 〔保健医療福祉調整本部〕 （健康福祉部長）	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」、「第8(9)節、要配慮者に対する応急活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係ること。
環境部 〔部長 環境部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	環境政策班 （環境政策課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。
	水大気環境班 （水大気環境課長）	① 公共用水域等の水質汚濁に関すること。 ② 大気汚染に関すること。

	水道・生活排水班 （水道・生活排水課長）	① 応援給水の需要に関すること ② 水道応急復旧の要請に関すること ③ 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関すること
	自然保護班 （自然保護課長）	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	資源循環推進班 （資源循環推進課長）	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関すること。
産業労働部 〔部長 産業労働部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	産業政策班 （産業政策課長）	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関すること。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関すること。
	経営・創業支援班 （経営・創業支援課長）	① 事業者（商業関係）に対する応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	産業立地･ＩＴ振興班 （産業立地･ＩＴ振興課長）	① 部内等の応援に関すること。
	産業技術班 （産業技術課長）	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関すること。 ② 事業者（保安関係）の応急対策等に関すること。 ③ ＬＰガスに係る物資の調達に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。
	産業人材育成班 （産業人材育成課長）	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	労働雇用班 （労働雇用課長）	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関すること。 ② 被災者等からの労働相談に関すること。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。
営業部 〔部長 営業局長〕	営業班 （営業局次長）	① 県内外に向けた情報発信、支援の呼び掛けに関すること。
観光スポーツ部 〔部長 観光スポーツ部長 部付〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	山岳高原観光班 （山岳高原観光課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関すること。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関すること。
	観光誘客班 （観光誘客課長）	① 部内等の応援に関すること。
	スポーツ振興班 （スポーツ振興課長）	① 体育施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	国スポ・全障スポ準備班 （国スポ・全障スポ準備課長）	① 部内等の応援に関すること。
農政部 〔部長 農政部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	農業政策班 （農業政策課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 公用令書による公用負担に関すること。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。

		⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。
		⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。
		⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。
		⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。
		⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施係る指導に関すること。
		⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。
		⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。
	農業技術班 （農業技術課長）	① 主要食料の調達に関すること。
		② 農作物の応急対策等に関すること。
	園芸畜産班 （園芸畜産課長）	① 園芸特産関係の応急対策等に関すること。
		② 畜産関係の応急対策等に関すること。
	農地整備班 （農地整備課長）	① 農地、農業用施設の応急対策等に関すること。
	農村振興班 （農村振興課長）	① 部内等の応援に関すること。
林務部 〔部長 林務部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	森林政策班 （森林政策課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。
		② 部内の連絡調整に関すること。
		③ 公用令書による公用負担に関すること。
	信州の木活用班 （信州の木活用課長）	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること。
		② 木材の調達に関すること。
	森林づくり推進班 （森林づくり推進課長）	① 林地及び治山施設の応急対策等に関すること。
		② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること。
建設部 〔部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	建設政策班 （建設政策課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。
		② 部内の連絡調整に関すること。
		③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について。
		④ 土木資材の確保に関すること。
		⑤ 公用令書による公用負担に関すること。
		⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関すること。
		⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること。
	道路管理班 （道路管理課長）	① 道路の応急対策等に関すること。
		② 道路の保全に関すること。
		③ 道路情報の収集及び提供に関すること。
		④ 通行の規制及び迂回路に関すること。
		⑤ 道路障害物の除去（啓開）に関すること。
		⑥ 水防活動の応援に関すること。
	道路建設班 （道路建設課長）	① 道路の応急対策等に関すること。
		② 水防活動の応援に関すること。
	水防班 （河川課長）	① 部の災害情報等のとりまとめに関すること。
		② 水防活動に関すること。
		③ 河川管理施設の応急対策等に関すること。
		④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること。
		⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること。
	砂防班 （砂防課長）	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関すること。
		② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関すること。
		③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること。
		④ 水防活動の応援に関すること。
	都市･まちづくり班 （都市･まちづくり課長）	① 都市施設の応急対策等に関すること。
		② 都市公園・駐車場に関すること。
		③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること。
		④ 被災宅地の危険度判定に関すること。
		⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関すること。
		⑥ 水防活動の応援に関すること。

	建築住宅班 （建築住宅課長）	① 県営住宅及び入居者の被災情報の収集・報告に関すること。 ② 県営住宅の被害状況調査に関すること。 ③ 被災県営住宅の応急対策に関すること。 ④ 災害公営住宅の建設に関すること。 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関すること。 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関すること。 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関すること。 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関すること。 ⑩ 被災建築物の情報収集に関すること。 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ⑫ 被災者用住宅の確保に関すること。 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ⑮ 水防活動の応援に関すること。
	施設班 （施設課長）	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関すること。 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関すること。 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関すること。 ④ 水防活動の応援に関すること。
	ﾘﾆｱ整備推進班	① 部内等の応援に関すること ② 水防活動の応援に関すること。
会計部 〔部長 会計管理者〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	会計班 （会計課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 応急対策経費の出納に関すること。 ④ 災害時の出納の処理方法に関すること。 ⑤ 災害救助基金の出納に関すること。 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関すること。
	契約･検査班 （契約･検査課長）	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
企業部 〔部長 公営企業管理者〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	経営推進班 （経営推進課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関すること。
	電気事業班 （電気事業課長）	① 企業局発電施設の応急対策等に関すること。
	水道事業班 （水道事業課長）	① 県営水道施設の応急対策等に関すること。 ② 飲料水供給の応援に関すること。
教育部 〔部長 教育長 部付 教育次長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	教育政策班 （教育政策課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関すること。 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関すること。 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関すること。 ⑥ 教職員の派遣に関すること。 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関すること。 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関すること。
	義務教育班 （義務教育課長）	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関すること。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関すること。 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関すること。

		④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関すること。 ⑤ 授業継続のための措置に関すること。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関すること。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関すること。
	高校教育班 （高校教育課長）	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関すること。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関すること。 ③ 公立高等学校の応急対策に関すること。 ④ 生徒の保護者への引渡しに関すること。 ⑤ 授業継続のための措置に関すること。 ⑥ 避難生徒の応急教育に関すること。 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関すること。 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関すること。
	特別支援教育班 （特別支援教育課長）	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関すること。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関すること。 ③ 特別支援学校の応急対策に関すること。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関すること。 ⑤ 住民等の避難収容活動に関すること。 ⑥ 授業継続のための措置に関すること。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関すること。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関すること。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関すること。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関すること。
	学びの改革支援班 （学びの改革支援課長）	① 総合教育センターの応急対策等に関すること。 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に関すること。
	心の支援班 （心の支援課長）	① 被災した児童生徒等の心のケアに関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	① 社会教育施設等の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	保健厚生班 （保健厚生課長）	① 学校保健及び学校安全対策に関すること。 ② 学校給食の確保に関すること。 ③ 体育施設の応急対策等に関すること。 ④ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関すること。
警察部 （部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長）	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。
	実施班 （警備第二課長）	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 災害警備の実施に関すること。
	犯罪予防班 （生活安全企画課長） （生活安全捜査課長）	① 犯罪の予防に関すること。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関すること。
	交通規制班 （交通規制課長）	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関すること。 ② 交通規制に関すること。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関すること。
議会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局		

【備考】
・本部室の各担当は、危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

室・部 （室長、部長等）	班 （班　長）	分　掌　事　務
地方部 地方部長 （地域振興局長） 副地方部長 （地域振興局副局長 県税事務所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者）	総務班	①　本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	①　本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	農政班	①　本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	①　本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	①　本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	①　本部組織の観光スポーツ部の分掌事務の例による。
	建築班	①　本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
	土木班	①　本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	①　本部組織の教育部の分掌事務の例による。
	警察班	①　本部組織の警察部の分掌事務の例による。
	災害時保健医療福祉調整地域本部 （地域本部長 保健福祉事務所長）	①　本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。

現地本部 （現地本部長　　）	班 （班　長）	分　掌　事　務
そのつど本部長が定める。 （本部長が指名する職員）	同　　左 （同　　左）	①　そのつど本部長が定める。

注）各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

第４節　広域相互応援活動

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第２　主な活動

１　被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
２　災害時に速やかな応援体制を整える。
３　応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
４　応援活動に伴う経費を負担する。

第３　活動の内容

１　応援要請

（１）基本方針

県及び市町村においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図るものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）消防に関する応援要請（危機管理部）

ａ　市町村長等に対する指示

知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b　他都道府県に対する応援要請

（ａ）知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

・　緊急消防援助隊
・　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
・　その他、他都道府県からの消防隊

（ｂ）知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

（イ）警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定により、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

a　援助を必要とする理由
b　援助を依頼する先の都道府県警察
c　援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
d　派遣の日時、場所
e　援助を必要とする期間等

（ウ）消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a　市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

（ａ）応援すべき市町村名
（ｂ）応援の範囲又は区域
（ｃ）担当業務
（ｄ）応援の方法

b　他の都道府県等に対する応援要請

（ａ）知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マ

ネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

・　「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」
全国知事会47都道府県

・　「震災時等の相互応援に関する協定」　関東地方知事会　１都９県

・　「災害時等の応援に関する協定」　中部圏知事会　９県１市

・　「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」　新潟県、山梨県、静岡

（ｂ）知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定により、他の都道府県知事等に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

・　応援を求める理由及び災害の状況
・　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
・　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
・　その他必要な事項

（ｃ）大規模災害時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の２の規定により、国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。

ｃ　指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

（ａ）知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第３項の規定により、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第３節　非常参集職員の活動」による。

（ｂ）被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）消防に関する応援要請

ａ　県内市町村に対する応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

ｂ　他都道府県への応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

（ａ）緊急消防援助隊

（ｂ）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプ

ター

（ｃ）その他、他都道府県からの消防隊

（イ）消防以外に関する応援要請

ａ　他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

ｂ　県に対する応援要請等

市町村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第６８条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

ｃ　指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第２９条及び第３０条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

２　応援体制の整備

（１）基本方針

ア　相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整

え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ　要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ　県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

（２）実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

（ア）情報収集及び応援体制の確立

ａ　県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

ｂ　県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。

ｃ　県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確な支援を行うものとする。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。

（イ）指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

（ウ）自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

（エ）自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

（ア）県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。

（イ）主な支援内容は以下のとおり。

ａ　被災県等への職員派遣及び物資の提供

ｂ　被災者の受入及び施設の提供

（ａ）県内医療機関での傷病者の受入

（ｂ）県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

ｃ　その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

３　受援体制の整備

（１）基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

（２）実施計画

【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

ア　円滑な受入れ体制の整備のため、予め応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

イ　応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

ウ　県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

４　経費の負担

（１）国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

（２）前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

（別記）

広域相互応援体制

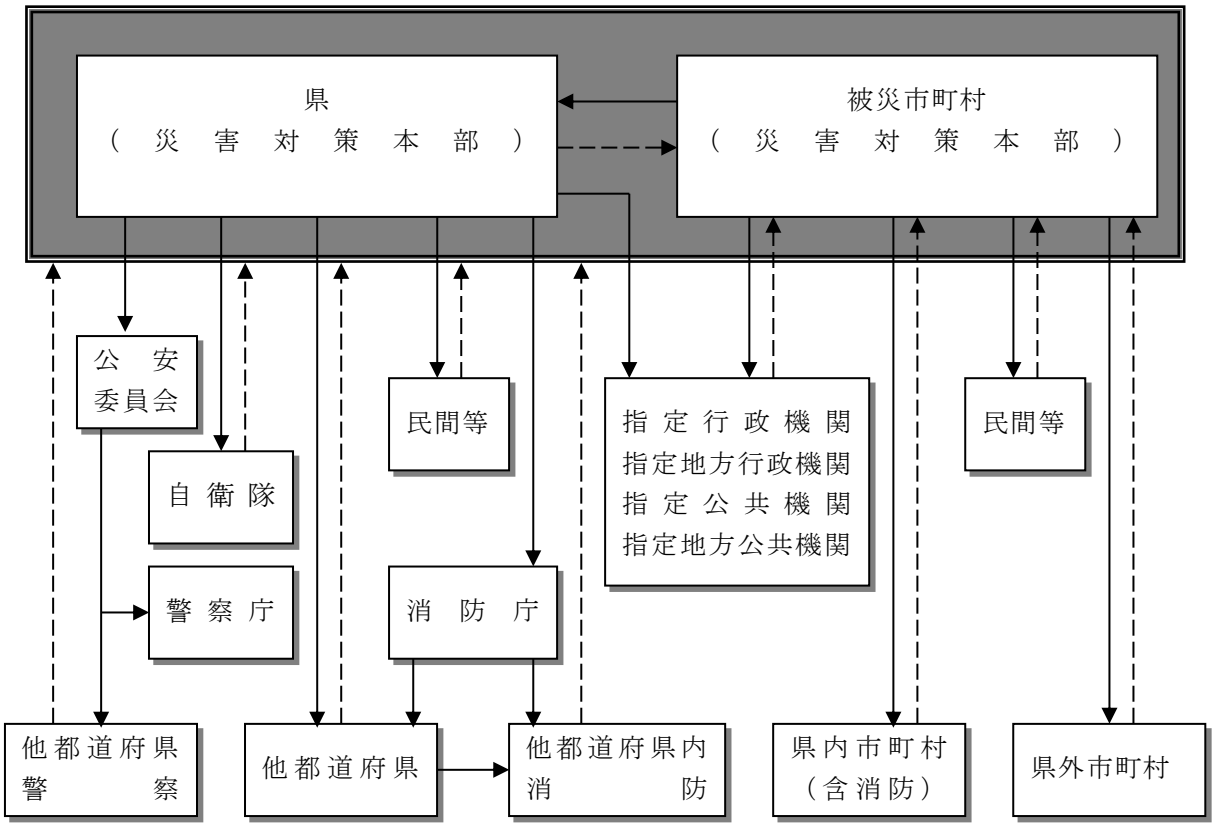

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

（常備消防分を除く）

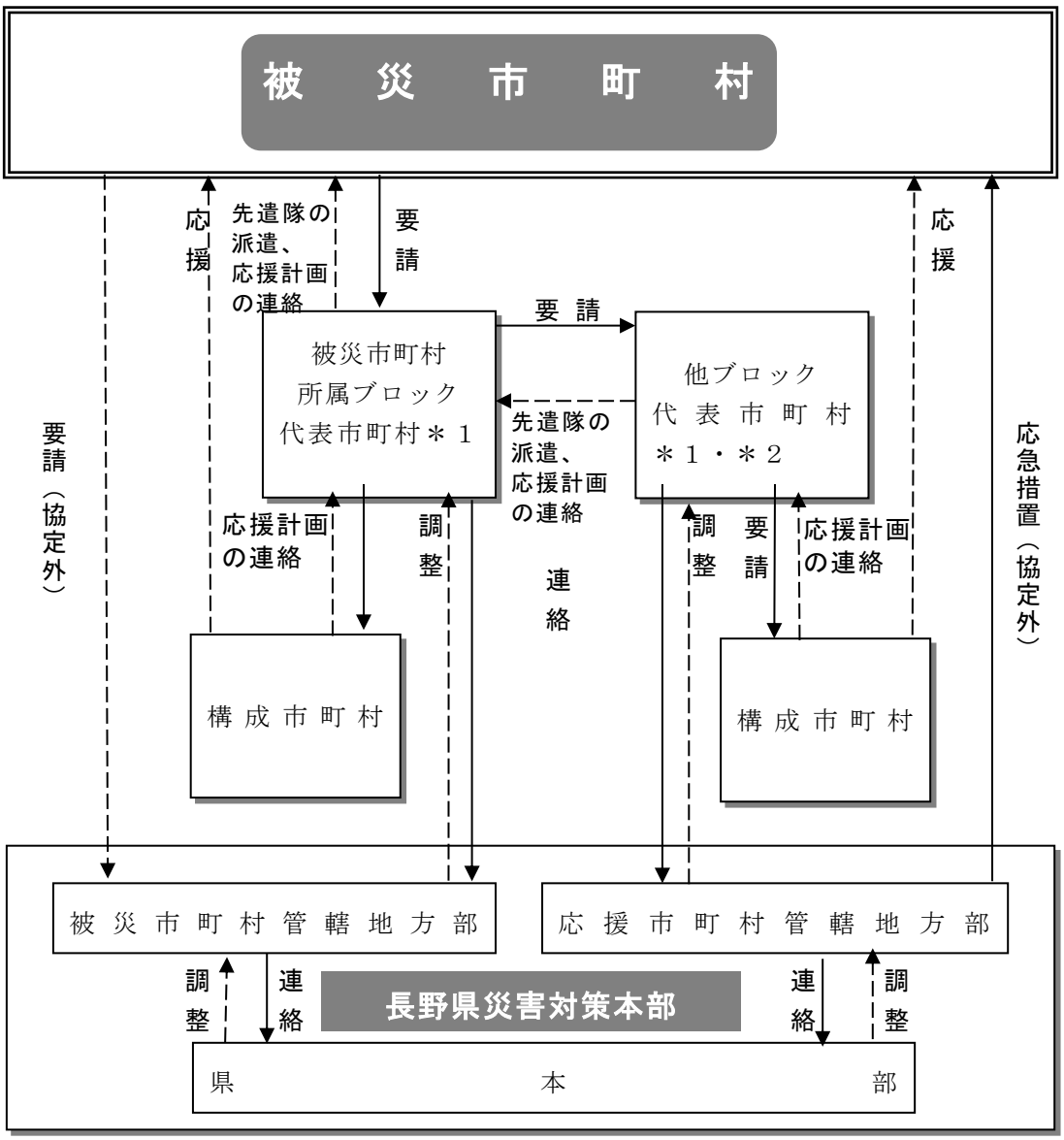

＊１　第２以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
＊２　応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

第５節　ヘリコプターの運用計画

第１　基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第２　主な活動

１　災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

２　県はヘリコプターを運航する機関と平時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第３　計画の内容

１　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

（１）基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名　　称	機　　種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送
消防防災 ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○
	レオナルドAW139	14	○			○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	
海上保安庁 ヘリコプター	各　種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各　種	6				

（２）実施計画

【県が実施する対策】（危機管理部）

市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

２　出動手続の実施

（１）基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行うものとする。

（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- 災害の状況と活動の具体的内容
  （消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- 活動に必要な資機材等
- ヘリポート及び給油体制
- 要請者、現場責任者及び連絡方法
- 資機材等の準備状況
- 気象状況
- ヘリコプターの誘導方法
- 他のヘリコプターの活動状況
- その他必要な事項

（イ）ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。

（ウ）飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは１２３．４５ＭＨＺ(防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。

（エ）傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村等と調整する。

（オ）市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、ヘリコプターによる情報収集を行う。

（カ）災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行う。
　また、平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図る。

イ【市町村等が実施する対策】

（ア）要請に当たっては、前記ア(ア)の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。
（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）

（イ）県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとるものとする。

（ウ）傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。

（エ）連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。

（別記）ヘリコプター要請手続要領

１　消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

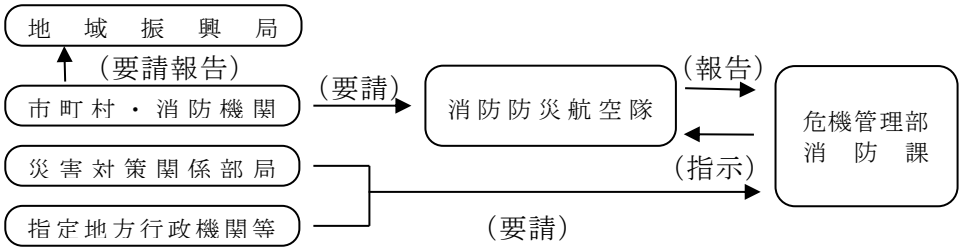

※　連絡用無線　消防デジタル無線（主運用波）
　　呼出名称　「しょうぼうながのけんあるぷす１（いち）」

２　県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

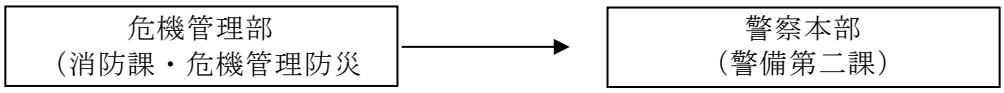

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

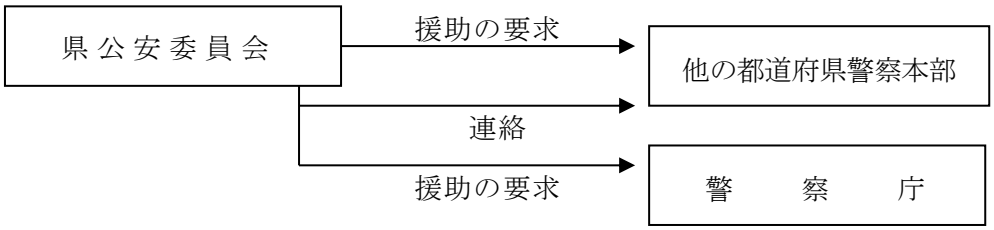

３　広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

（１）広域航空応援要請手順

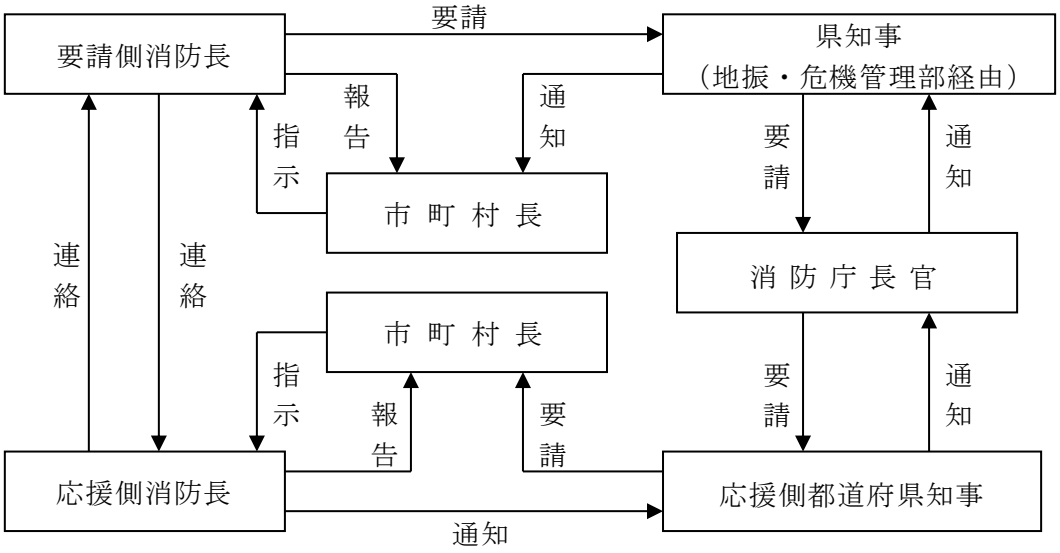

（２）緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア　大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第１次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ　第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

４　自衛隊ヘリコプター

（１）自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。なお詳細については、本章第６節「自衛隊の災害派遣」による。

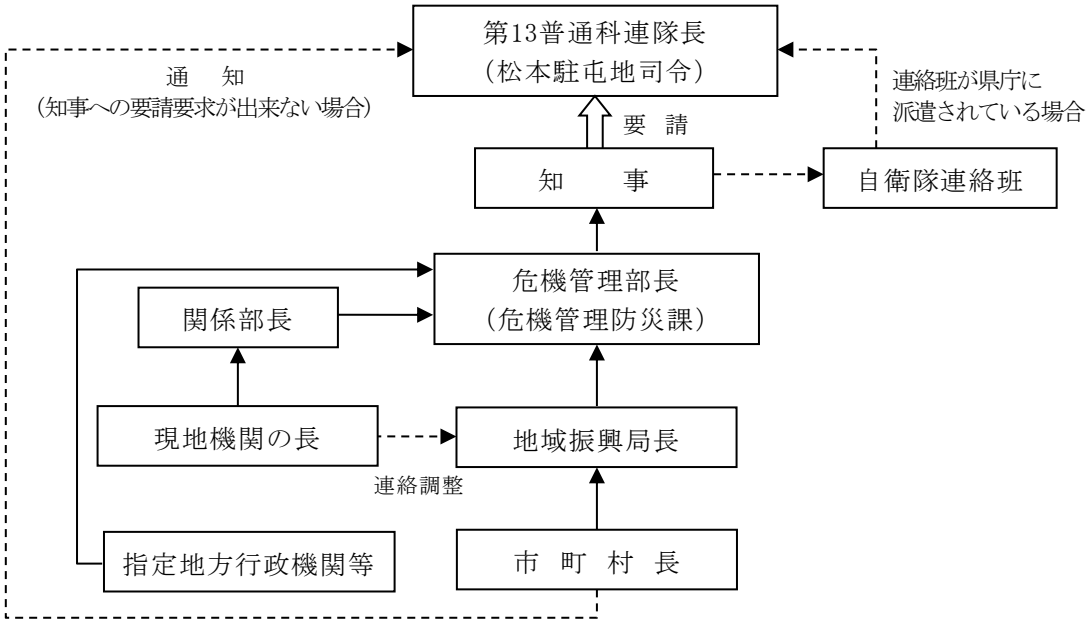

（２）林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合は第12旅団長に要請する。

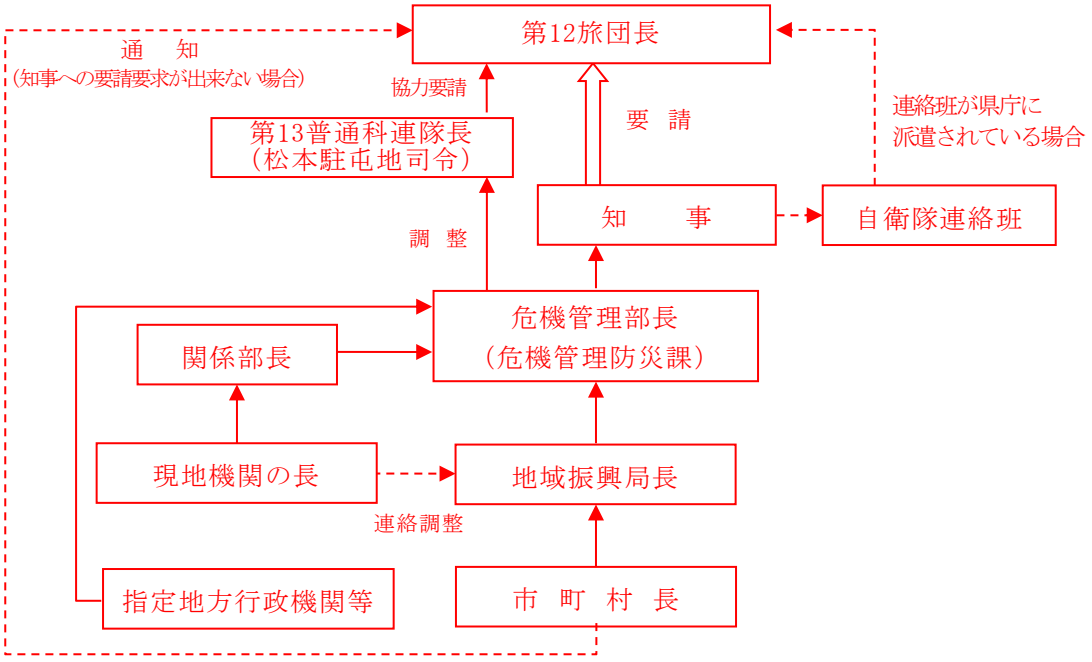

５　海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。

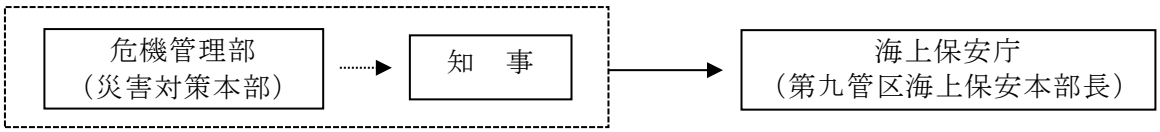

６　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。

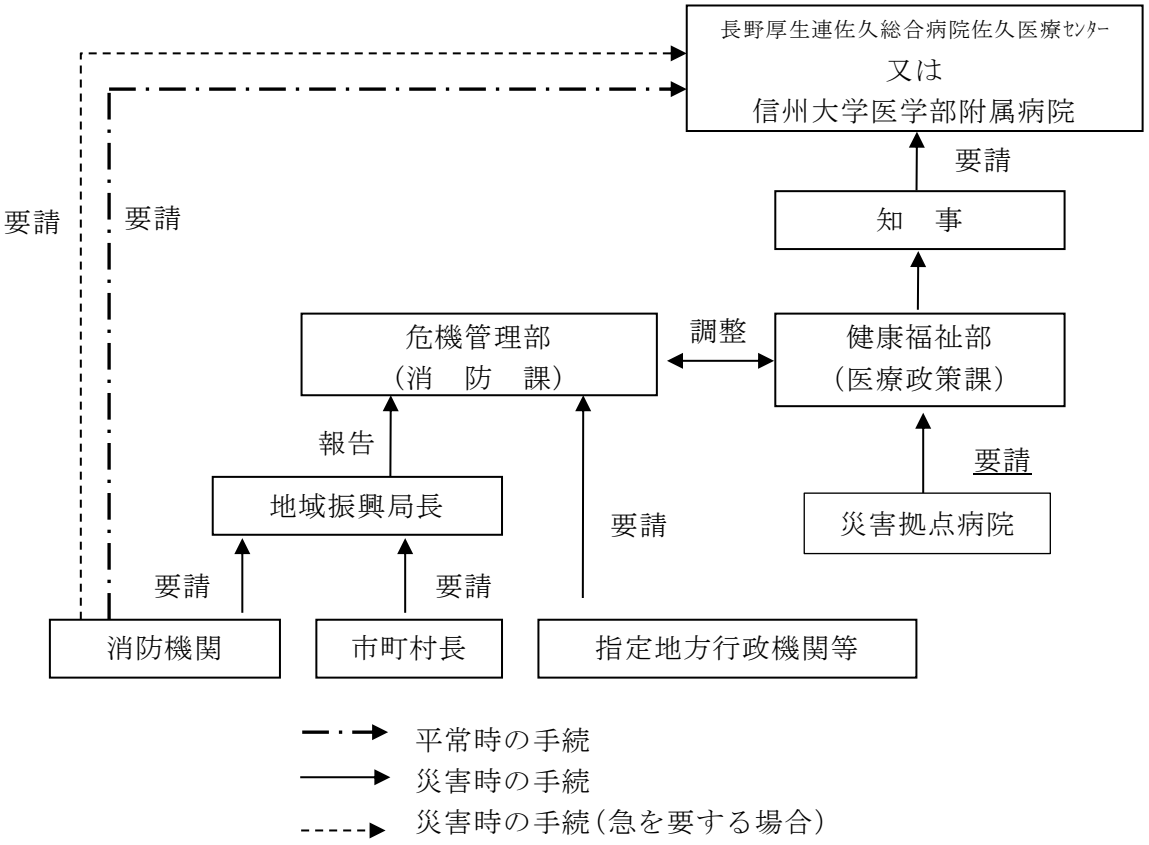

第６節　自衛隊の災害派遣

第１　基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の２に基づき、市町村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第２　主な活動

１　自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。
２　県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
３　派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
４　派遣に要した経費の負担について定める。

第３　活動の内容

１　派遣要請

（１）基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（全部局）

（ア）派遣の要請

a　要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b　救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

救　助　活　動	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助

救　助　活　動	内　　容
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第１号）に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

（イ）派遣に係る事前調整

県は、県内に震度５弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

（ウ）派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。

a　自衛隊災害派遣要請

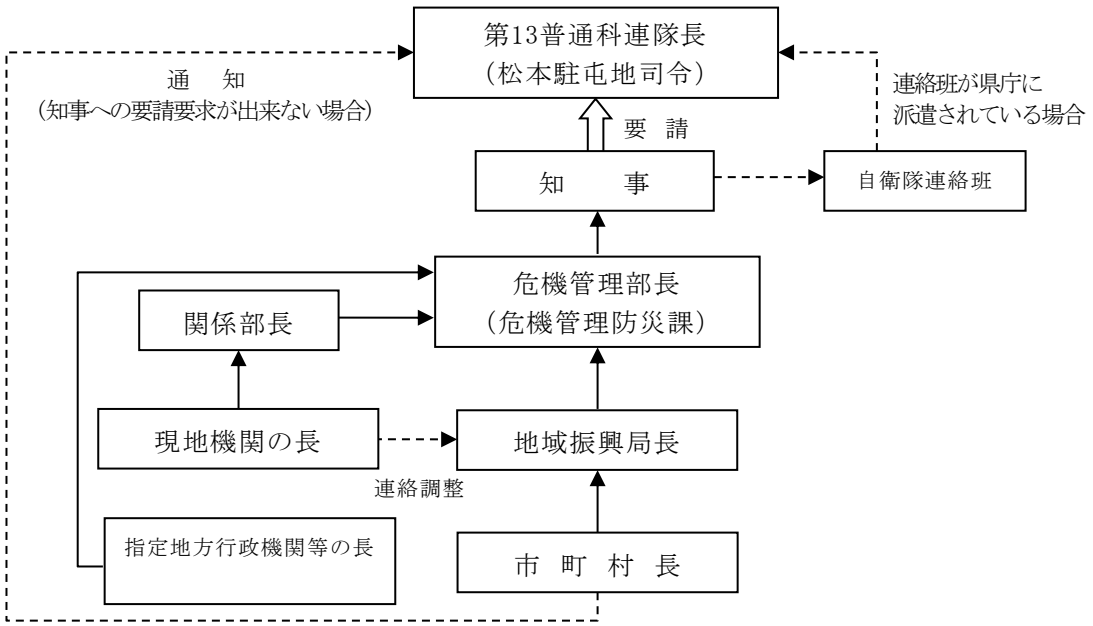

b　林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合

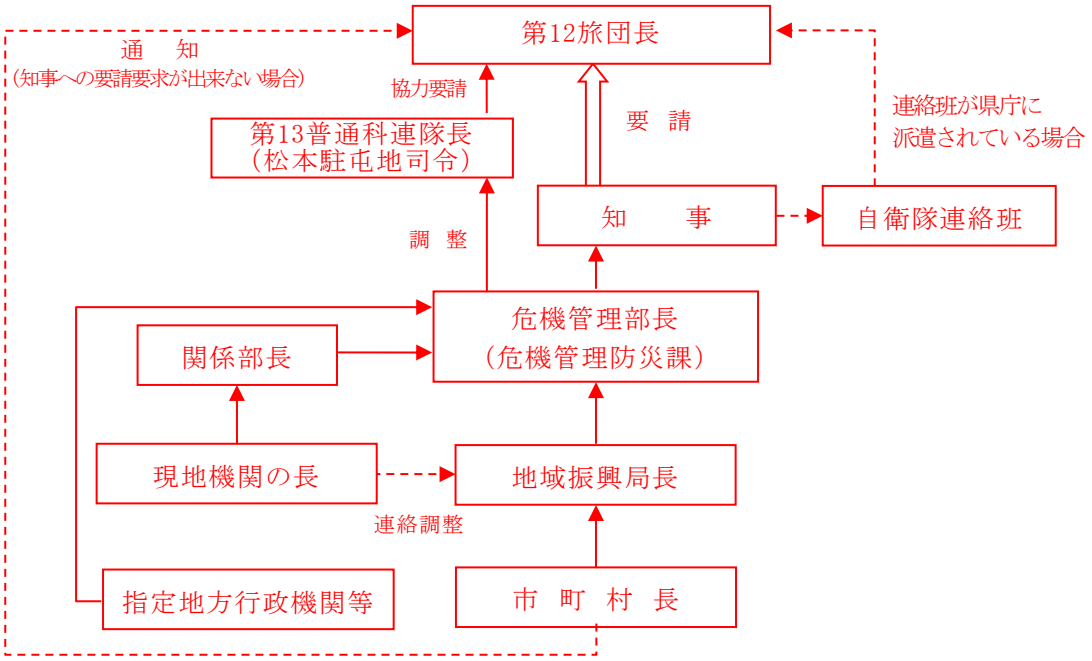

（エ）派遣要請手続

a　県現地機関における措置

（ａ）地域振興局長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。

（ｂ）地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。

（ｃ）地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

（ｄ）他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。

（ｅ）（ｄ）において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b　本庁における措置

（ａ）関係部局長は、上記ａにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。

（ｂ）危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

但し、林野火災の場合等、航空機運用が伴う自衛隊災害派遣要請の場合は、第12旅団長に対し文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

○要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 （松本市高宮西１－１）	
連絡先	
時　　間　　内	時　　間　　外
第３科長 TEL：NTT　0263-26-2766(内線235) 防災行政無線　81-535-79 FAX：NTT　0263-26-2766(内線239) 防災行政無線　81-535-76	駐屯地当直司令 TEL：NTT　0263-26-2766(内線301) 防災行政無線　81-535-61 FAX：NTT　0263-26-2766(内線239) 防災行政無線　81-535-62

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第12旅団長 （群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２）	
連絡先	
時　　間　　内	時　　間　　外
第３科長 TEL：NTT　0279-54-2011(内線2230)	駐屯地当直司令 TEL：NTT　0279-54-2011(内線2208) FAX：NTT　0279-54-2011(内線2233)

（ｃ）（ｂ）の要請は、自衛隊連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

（ｄ）知事が第13普通科連隊長もしくは第12旅団長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。

ｄ　要請手続

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

（ａ）災害の情況及び派遣を要請する事由

（ｂ）派遣を希望する期間

（ｃ）派遣を希望する区域及び活動内容

（ｅ）その他参考となるべき事項

（オ）県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は１（２）ア（ア）ｂの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求めるものとする。

（ア）市町村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求めるものとする。

（イ）市町村長は、（ア）により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。

（ウ）市町村長は、（ア）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は１（２）ア（ア）ｂの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

ａ　指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。

ｂ　指定地方行政機関の長は、ａにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

２　派遣部隊との連絡調整

（１）基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区　　分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

（イ）連絡調整者の任務

ａ　総括連絡調整者

（ａ）総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。

（ｂ）総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。

（ｃ）総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。

①　地域別優先順位

②　地域別必要人員

③　地域別所要資材の確保及び輸送方法

（ｄ）部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。

ｂ　現地連絡調整者

（ａ）現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。

（ｂ）現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。

（ｃ）現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。

（ｄ）現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。

①　作業箇所及び作業内容
②　作業箇所別必要人員及び機材
③　作業箇所別優先順位
④　ヘリポート
⑤　資材の調達方法
⑥　本部事務所
⑦　宿泊施設
⑧　資材置場、炊事場
⑨　駐車場

（ｅ）現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

（ｆ）災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

（イ）市町村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

（ウ）市町村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定地方行政機関等における措置

ａ　指定地方行政機関等が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

ｂ　指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは､やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

（イ）自衛隊における措置

ａ　第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

ｂ　第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

３　派遣部隊の撤収要請

（１）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって要請をする。

但し、航空機運用に伴う林野火災の自衛隊災害派遣要請の場合は、第12旅団長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって災害派遣の要請をする。

（イ）危機管理部長は、第13普通科連隊長または第12旅団長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

４　経費の負担

（１）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

イ【市町村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として、派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

（ア）派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

（エ）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長または第12旅団長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

第７節　救助・救急・医療活動

第１　基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について、関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第２　主な活動

１　県、県警察本部、市町村、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。

２　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第３　活動の内容

１　救助・救急活動

（１）基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

（ア）知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。

（イ）市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第４節　広域相互応援活動」及び「第６節　自衛隊の災害派遣」により行う。

（ウ）市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

（エ）警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。

特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により、救出救助部隊を速やかに

編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。

（オ）広域受援計画で設定した救助活動拠点（資料編参照）を設置し、救助・救命活動への支援を行う。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

（イ）必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第４節　広域相互応援活動」及び「第６節　自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

（ウ）消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。

（エ）消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

（オ）消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。

その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。

（カ）ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節　ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　医療活動

（１）基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

（ア）県災害対策本部に、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調

整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害時保健医療福祉調整本部」という。）の設置及び運営を行う。

（イ）県災害対策本部地方部に長野県災害時保健医療福祉調整地域本部（以下「地域本部」という。）を置き、当該保健福祉事務所管内における保健医療福祉活動の総合調整や、保健医療福祉活動チームの派遣調整、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した災害及び被災状況等に関する情報の収集・分析及び関係機関等への報告・提供を行う。

（ウ）市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

（エ）県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。

（オ）市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。

（カ）市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、当該二次医療圏に位置する災害拠点病院を中心とした医療体制の確保を行う。

（キ）災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

（ク）災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、長野県災害時保健医療福祉調整本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

（ケ）災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、ＤＭＡＴ都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。

（コ）輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

（サ）市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。

また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。 さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。

（シ）「災害救助法に基づく日本赤十字社長野県支部への委託に関する協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。

（ス）「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会

に避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲）を要請する。

（セ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、災害支援ナース、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、（一社）長野県臨床検査技師会・（一社）日本臨床検査薬卸連合会関東甲信越臨床検査薬卸連合会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター等保健医療福祉コーディネートチームの助言の元、保健医療福祉調整会議等で活動調整を行う。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

（ソ）必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市町村立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行うものとする。

　また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請するものとする。

（イ）管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。

（ウ）医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備するものとする。

　また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請するものとする。

（エ）必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。

（オ）　医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。

（イ）日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、日赤災害医療コーディネーターや医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する

ものとする。

（ウ）日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。

（エ）日本赤十字社長野県支部長は、県内２か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。

（オ）(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

（カ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。

（キ）災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（ク）(一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

（ケ）災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

（コ）長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

（サ）(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。

（シ）長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

（ス）(公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。

（セ）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

（ソ）（一社）長野県臨床検査技師会及び（一社）日本臨床検査薬卸連合会関東甲信越臨床検査薬卸連合会は、県との協定に基づく要請があった場合は、臨床検査技

師の派遣及び臨床検査薬等の供給を行うものとする。
（タ）長野県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（長野ＪＲＡＴ）は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、災害リハビリテーション支援活動を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により、傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

第８節　消防・水防活動

第１　基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、充分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２　主な活動

１　火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

２　洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第３　活動の内容

１　消防活動

（１）基本方針

大規模災害発生時においては､火災による被害の拡大防止を図る必要があり､まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また､当該火災が発生した場合､消防機関は､関係機関､自主防災組織等と連携し､自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第４節　広域相互応援活動」及び「第６節　自衛隊の災害派遣」により行う。

（イ）市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）消火活動関係

ａ　出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

ｂ　情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等

により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c　応援要請等

（ａ）市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節　広域相互応援活動」及び「第６節　自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

（ｂ）市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節　ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

（イ）救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

（ア）出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

（イ）救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　水防活動

（１）基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

風水害等発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

（ア）情報の収集・伝達

水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長)、関係機関等へ伝達する。

（イ）警報等

県が管理する河川において､洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

（ウ）被害状況等の把握・指示

洪水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長)、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

（エ）水防資器材・車輌の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輌の貸与等を行う。

（オ）市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節　広域相互応援活動」及び「第６節　自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

イ【市町村（水防管理団体）が実施する対策】

（ア）監視・警戒活動

水防管理者（市町村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努めるものとする。

（イ）通報・連絡

水防管理者（市町村長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

（ウ）水防活動の実施

水防管理者（市町村長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

（エ）応援による水防活動の実施

a　市町村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節　広域相互応援活動」及び「第６節　自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b　市町村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節　ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。

（ア）洪水警戒時における措置

予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。

（イ）洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行うものとする。

（ウ）緊急時の措置

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

エ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）警報等

国が管理する河川において､洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により県水防本部へ伝達するものとする。

（イ）水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輌の貸与等を行うものとする。

第９節　要配慮者に対する応急活動

第１　基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第２　主な活動

１　要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

２　介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

３　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

４　災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第３　活動の内容

１　避難受入れ活動

（１）基本方針

県、市町村及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）

（ア）避難所での生活環境整備

要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する。（資料編25参照）

（イ）県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

（ウ）介護職員等の広域受援に必要な情報の把握・収集

介護職員の不足に備え、市町村等と連携し、県内施設の介護職員自身の被災に伴う職員の不足状況など広域受援に必要な情報の把握・収集を行う。

（エ）介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。

（オ）応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

（カ）災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の派遣

市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの派遣を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

（イ）避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市町村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

（ウ）避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設･設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置するものとする。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

ａ　避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。

ｂ　避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。

ｃ　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

ｄ　外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ、災害多言語支援センターの設置を行う。

ｅ　情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置するものとする。

（エ）在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

ａ　在宅者の訪問の実施

市町村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

ｂ　物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。

ｃ　相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。

ｄ　情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を、要配慮者の態様に応じた手段により提供するものとする。

（オ）応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

ウ【関係機関等が実施する対策】

（ア）避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市町村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、災害時において、市町村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

（イ）医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

（ウ）医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

２　広域相互応援体制等の確立

（１）基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移

送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

ウ【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第１０節　緊急輸送活動

第１　基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全　②被害の拡大防止　③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第２　主な活動

１　緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。

２　被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。

３　県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。

４　主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。

５　輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。

６　支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第３　活動の内容

１　緊急輸送の調整

（１）基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行うものとする。

（２）実施計画

【県が実施する対策】（災害対策本部（危機管理部））

ア　道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。

イ　関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

２　緊急交通路確保のための交通規制等

（１）基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため、緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

（ア）災害時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。

（イ）県公安委員会は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。

（ウ）県公安委員会は、県内又は隣接県において、災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第７６条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

（エ）県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の４の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（オ）道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行う。（建設部）

（カ）交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察への県境検問等による交通規制の実施を要請する。

（キ）高速道路交通警察隊長及び警察署長は、大規模災害発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。

ａ　被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制

ｂ　被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制

ｃ　高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等

（ク）交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

イ【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

ウ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

（ア）警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。

（イ）警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとるものとする。

３　緊急交通路確保のための道路啓開等

（１）基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。(建設部)

（イ）県は、道路啓開計画に基づき緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)

（ウ）具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。

また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。(建設部)

（エ）豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。（建設部）

（オ）あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。(林務部)

（カ）あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。（農政部）

（キ）信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)

（ク）道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

（ア）この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

（イ）緊急交通路が使用不能となった場合は、市町村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。（地方整備局）

（イ）高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

（ウ）豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。

（エ）国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、市町村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。（中部森林管理局）

（オ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。（地方整備局）

４　緊急通行車両等確認事務

（１）基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

（２）実施計画

【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

ア　確認事務手続

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。（資料編参照）

イ　事前届出車両の取扱い

予防計画第９節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び警察（警察署、検問所等）において行う。

５　輸送手段の確保

（１）基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）市町村からの要請に基づき、第５節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡する。（危機管理部）

（イ）市町村からの要請に基づき、予防計画第９節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野運輸支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。（危機管理部）

（ウ）市町村からの要請に基づき、ＪＲ各社に対して協力を要請する。（危機管理部）

（エ）被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。（危機管理部）

（オ）県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。（総務部）

（カ）緊急輸送を実施するため、必要に応じて（公社）長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。（危機管理部）

（キ）緊急輸送を実施するため、必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。（危機管理部）

（ク）長野県石油商業組合に対して、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請する。（危機管理部、産業労働部）

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会）

（ア）ヘリコプター運航機関は、要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。（自衛隊等）

（イ）緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。（北陸信越運輸局）

（ウ）緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣しＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。（北陸信越運輸局）

（エ）（公社）長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。

ａ　道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

ｂ　県下７地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊

急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。

ｃ　輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

ｄ　広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

（オ）北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

（カ）北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

（キ）赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

（ク）(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

６　輸送拠点の確保

（１）基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）広域物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。（危機管理部、地域振興局）

（イ）警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。（警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

（ア）地域内物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

（イ）被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

第１１節　障害物の処理活動

第１　基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第２　主な活動

１　障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。

２　除去障害物の集積、処分方法については、原則として、除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第３　活動の内容

１　障害物除去処理

（１）基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

（ア）実施機関

ａ　県管理の道路施設上の障害物の除去は、道路啓開計画に基づき建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。

ｂ　その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

（イ）障害物除去の方法

ａ　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

ｂ　除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ｃ　緊急輸送道路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送道路を通行止めとする。（警察本部）

ｄ　交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部）

ｅ　障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。（警察本部）

ｆ　障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部）

（ウ）放置車両等の移動等

ａ　通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。（警察本部）

ｂ　県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を

行う。（建設部）

c　道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するため広域的な見地から指示を行う。（建設部）

（エ）必要な資機材等の整備

a　障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

b　資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

c　建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

（オ）応援協力体制

a　緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部）

b　市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（イ）放置車両等の移動等

a　市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（ウ）応援協力体制

a　市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b　市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

（ア）実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

（イ）障害物除去の方法

a　緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとするものとする。（地方整備局）

b　巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。

c　除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）放置車両等の移動等

a　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b　運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

（エ）必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

（オ）応援協力体制

ａ　各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。

ｂ　市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

２　除去障害物の集積、処分方法

（１）基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

（ア）実施機関

ａ　県管理の道路施設上の障害物に係る集積は、建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。

ｂ　その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

（イ）障害物の集積、処分の方法

ａ　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

ｂ　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

（ウ）必要な資機材等の整備

ａ　資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

ｂ　建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

（エ）障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ａ　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

ｂ　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

ｃ　障害物が二次災害の原因にならないような場所

ｄ　広域避難地として指定された場所以外の場所

（オ）応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（イ）応援協力体制

ａ　市町村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b　市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

（ア）実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

（イ）障害物の集積、処分の方法

a　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

（エ）障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c　障害物が二次災害の原因にならないような場所

d　広域避難地として指定された場所以外の場所

（オ）応援協力体制

a　各機関限りで実施困難のときは､市町村長に応援協力を要請するものとする。

b　市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第１２節　避難受入及び情報提供活動

第１　基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第１次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第２　主な活動

１　市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
２　市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
３　避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
４　市町村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
５　県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
６　県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
７　県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第３　活動の内容

１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

（１）基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

（２）実施計画

ア　実施機関

（ア）

実施事項	機　関　等	根　　拠	対象災害
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	市町村長		

（イ）知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

（ウ）県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

（ア）高齢者等避難

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

（イ）避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

（ウ）緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

ウ　措置及び報告、通知等

（ア）市町村長の行う措置

ａ　高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

（ａ）長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｃ）河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

ｂ　避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

（ａ）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）

（ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｃ）河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域

（ｄ）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域

（ｅ）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

（ｆ）地すべりにより著しい危険が切迫している地域

（ｇ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

（ｈ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

（ｉ）避難路の断たれる危険のある地域

（ｊ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

（ｋ）酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

ｃ　緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することが、かえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等

に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

（ａ）長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ｄ　報告（災害対策基本法第60条等）

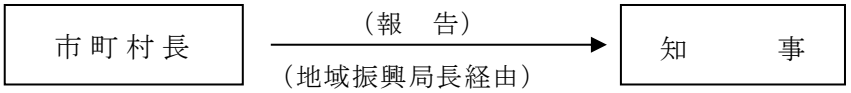

（報告様式は第２節災害情報の収集・連絡活動第２の４参照）

※　避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

（イ）水防管理者の行う措置

ａ　指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

ｂ　通知（水防法第29条）

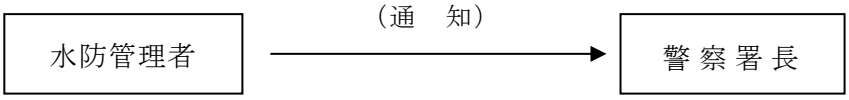

（ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置

ａ　洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

ｂ　地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

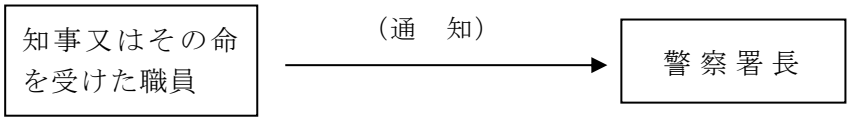

（エ）警察官の行う措置

ａ　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

（ａ）住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
（ｂ）市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
（ｃ）市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。
　この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
（ｄ）被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
（ｅ）避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
（ｆ）被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
（ｇ）避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
（ｈ）警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
（ｉ）被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

ｂ　報告、通知
（ａ）上記ａ（ｃ）による場合（災害対策基本法第61条）

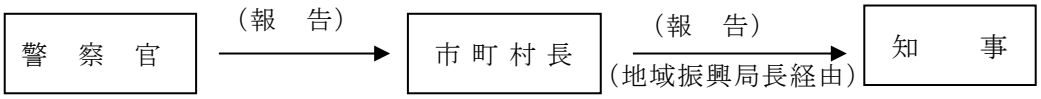

（ｂ）上記ａ（ｄ）による場合（警察官職務執行法第４条）

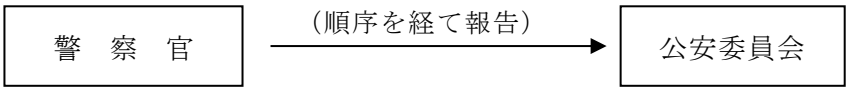

（オ）自衛官
ａ　避難等の措置
　自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置をとる。

ｂ　報告（自衛隊法第94条）

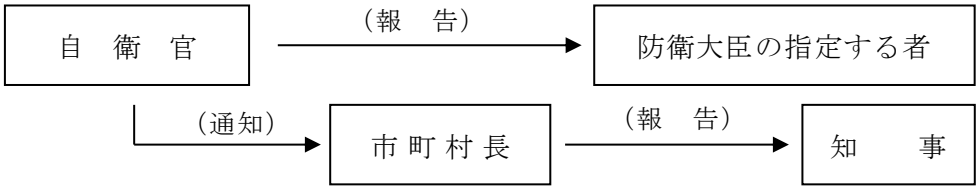

エ　避難指示等の時期

上記ウ（ア）に記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお､避難指示等を解除する場合には､十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ　避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

（ア）発令者
（イ）発令日時
（ウ）避難情報の種類
（エ）対象地域及び対象者
（オ）緊急避難場所
（カ）避難の時期・時間
（キ）避難すべき理由
（ク）住民のとるべき行動や注意事項
（ケ）避難の経路または通行できない経路
（コ）危険の度合い

カ　住民への周知

（ア）避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

（イ）市町村長以外の発令者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

（ウ）市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

（エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

（オ）県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（カ）避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク　県有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

（ア）施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

（イ）避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

２　警戒区域の設定

（１）基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

（２）実施計画

ア　実施者

（ア）市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）

（イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

（ウ）消防吏員、消防団員（消防法第28条）

（エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

（オ）自衛隊法第83条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第３項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお、県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。

（ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

（イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
（ウ）避難の指示については、その罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ　上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

３　避難誘導活動

（１）基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

（２）実施計画

ア【上記１（２）アの実施機関が実施する対策】

（ア）誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

（イ）誘導の方法

ａ　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。

ｂ　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

ｃ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

ｄ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。

ｅ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

ｆ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

ｇ　市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

ｈ　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行うものとする。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

ｉ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。

ｊ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

（ウ）避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

４　避難所等の開設・運営

（１）基本方針

市町村は､収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生)、Ｋ：キッチン（食事)、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ、指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）

ａ　市町村からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合、調達及びあっせんを図る。

ｂ　市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。

（イ）指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（全部局）

（ウ）災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）

（エ）県立学校における対策（教育委員会）

ａ　指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

ｂ　学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ｃ　幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場

合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

（オ）やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。（危機管理部、健康福祉部）

（カ）在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する対策】

（ア）災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（イ）災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（ウ）指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（エ）避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（オ）避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。

（カ）指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

ａ　避難者
ｂ　住民
ｃ　自主防災組織
ｄ　他の地方公共団体
ｅ　ボランティア
ｆ　避難所運営について専門性を有したＮＰＯ等の外部支援者

（キ）指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

（ク）避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（ケ）避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

（コ） 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。

ａ　トイレの設置状況・し尿処理状況等の把握に努め、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

ｂ　食事供与の状況の把握、栄養バランスのとれた適温の食事の提供（炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保）

ｃ　避難所開設当初からのパーティションや段ボール　ベッド等の簡易ベッドの設置

ｄ　入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保

ｅ　避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握

（ａ）パーティション等によるプライバシーの確保状況
（ｂ）段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
（ｃ）健康のための入浴施設設置の有無及び利用頻度
（ｄ）洗濯等の頻度
（ｅ）医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
（ｆ）暑さ・寒さ対策の必要性
（ｇ）食料の確保、配食等の状況
（ｈ）ごみの処理状況

ｆ　家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）、家庭動物の受入状況の把握

（サ）指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（シ）指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるするものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（ス）指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（セ）災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

（ソ）指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

ａ　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の　解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

ｂ　異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいよう

に、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。

ｃ　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

ｄ　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

（ａ）介護職員等の派遣

（ｂ）入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

（ｃ）病院や社会福祉施設等への受入れ

ｅ　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

ｆ　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

（タ）指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

（チ）市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。

（ツ）指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（テ）やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

（ト）在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（ナ）車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支　援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、　必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（ニ）避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告するよう努めるものとする。

（ヌ）指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

（ネ）必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定避難所の運営について、必要に応じ市町村長に協力するものとする。

（イ）被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続

を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。

（ウ）日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。

ａ　日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

ｂ　赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

（エ）民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

５　広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

（１）基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）広域避難の対応

ａ　協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

ｂ　市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

ｃ　実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ｄ　避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（イ）広域一時滞在の対応

ａ　協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町

村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b　市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c　広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）広域避難の対応

a　協議

災害の予測規模、避難者数に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して、必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b　実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c　避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（イ）広域一時滞在の対応

a　協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b　市町村間の情報共有等

被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に関する情報共有を確実に行うものとする。また、受入先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

c　広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）】

（ア）活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（イ）避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

６　住宅の確保

（１）基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行い、避難所の早期解消に努めることとする。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）

（イ）賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）

（ウ）(公社)長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。

（エ）災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（危機管理部、建設部）

ａ　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

ｂ　応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（国から通知があった場合はこの限りでない。）

ｃ　応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。

ｄ　(一社)プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

ｅ　入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。

ｆ　応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。

（オ）市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）

ａ　避難所としてのホテル・旅館の提供

ｂ　食材の供給・炊き出し

ｃ　入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

（ア）利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

（ウ）災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。

ａ　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。

ｂ　応急仮設住宅の建設のため､市町村公有地又は私有地を提供するものとする。

ｃ　被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行うものとする。

ｄ　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

（エ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。

（オ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。

（カ）応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

７　被災者等への的確な情報伝達

（１）基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

（ア）県及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

（イ）市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

（ウ）市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

（エ）県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の　危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

（オ）県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（カ）県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を、迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（キ）県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

（イ）指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（ウ）要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第１３節　孤立地域対策活動

第１　基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当県の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

１　被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
２　緊急物資等の輸送
３　道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たるものとする。

第２　主な活動

１　孤立予想地域に対しては、各市町村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
２　交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
３　通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
４　緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。
５　迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第３　活動の内容

１　孤立実態の把握対策

（１）基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平時からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

県は、市町村における孤立状況を直ちに調査する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶･復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。
（イ）孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

２　救助・救出対策

（１）基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとする。
（イ）市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
（ウ）負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
（エ）孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報するものとする。
（イ）ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告するものとする。
（ウ）負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意するものとする。
（エ）孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

３　通信手段の確保

（１）現状及び課題

ＮＴＴ回線が不通となった場合、市町村防災行政無線の整備されていない市町村にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）電気電信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について、協力を求める。（危機管理部）
（イ）アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求めるものとする。（危機管理部）
（ウ）警察は、孤立地域へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。（警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（ＮＴＴ東日本㈱）

（ア）携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

（イ）避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

エ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市町村との連絡確保に自ら努めるものとする。

４　食料品等の生活必需物資の搬送

（１）基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。

（イ）市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。（本章第10節「緊急輸送活動」による）

イ【市町村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

（イ）住民自らも、隣接地域及び市町村との連絡確保に努めるものとする。

５　道路の応急復旧活動

（１）基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。

（イ）豪雪にともなう道路障害については、計画（第10節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努める。

（ウ）市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第１４節　食料品等の調達供給活動

第１　基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第２　主な活動

１　県は、関係業界団体、国等との協定に基づき食料品等を調達する。市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。

２　備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第３　活動の内容

１　食料品等の調達

（１）基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）災害対策本部室は災害発生時に、管内市町村からの食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送が出来ない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。（危機管理部）

（イ）市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。

また、長野県市町村災害時相互応援協定第３条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第２条に規定する代表市町村等との連絡調整に努めるものとする。（危機管理部）

（ウ）長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（県民文化部）

（エ）市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、（一社）長野県ＬＰガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。（産業労働部）

（オ）「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。（農政部）

（カ）「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。（農

政部）
（キ）長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき、食料の供給を要請する。（農政部）
（ク）株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき、食料の供給を要請する。（危機管理部・農政部）
（ケ）株式会社デリクックちくまとの協定に基づき、食料の供給を要請する。（農政部）
（コ）上記（ウ）、（エ）、（キ）、（ク）及び（ケ）については発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）
（サ）上記（ア）、（イ）については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。（危機管理部、健康福祉部）
（シ）避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ【市町村が実施する対策】
（ア）計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。
（イ）避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】
（ア）農林水産省
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行うものとする。
（イ）米穀販売事業者
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき、供給を行うものとする。
（ウ）卸売市場業者
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

２　食料品等の供給

（１）基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。
各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

（２）実施計画

ア【市町村が実施する対策】
（ア）市町村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず当

該市町村の備蓄食料の供給を行うものとする。

（イ）市町村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、県災害対策本部室に対して要請を行って調達した食料を、被災者等に対して供給するものとする。

（ウ）食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供　給　の　対　象	精米必要量
１　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食当たり 精米２００グラム
２　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	１食当たり 精米３００グラム

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー

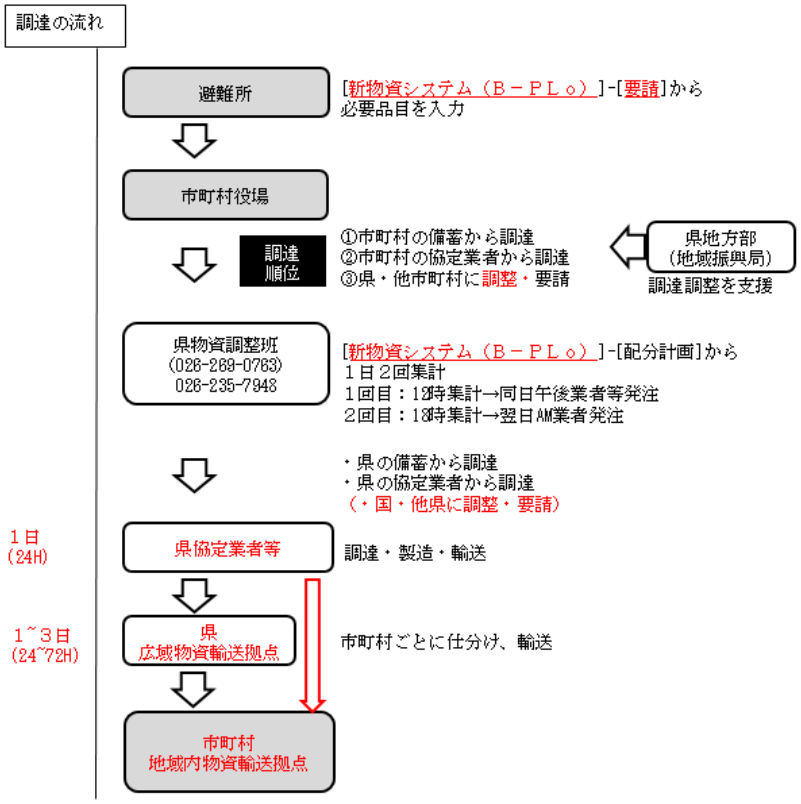

第１５節　飲料水の調達供給活動

第１　基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、他市町村から応援給水を受ける。

第２　主な活動

１　被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。

２　飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第３　活動の内容

１　飲料水の調達

（１）基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。（環境部）

（イ）被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。（環境部）

（ウ）地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局は、危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は、他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。（危機管理部）

（エ）サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づき、ボトルウォーターの供給を要請する。（危機管理部）

イ【水道事業者等が実施する対策】

（ア）県企業局が実施する対策

ａ　浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。

ｂ　「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。

ｃ　非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。
ｄ　給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。
ｅ　ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。

（イ）市町村が実施する対策
ａ　被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。
ｂ　プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。
ｃ　被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

２　飲料水の供給

（１）基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

（ア）断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
（イ）感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
（ウ）相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、（公社）日本水道協会に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

（ア）県企業局が実施する対策
ａ　断水地域の把握等、情報の収集を行う。
ｂ　管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。
ｃ　給水車により、市町村が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。
ｄ　「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。
ｅ　ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。
ｆ　市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。
ｇ　給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
ｈ　給水区域の市町村と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。
（ａ）被災状況、断水状況、復旧見通し等を市町村へ連絡をする等情報共有を図る。
（ｂ）　市町村の応急対策方針を踏まえて、市町村と連携して応急給水を行う。
（ｃ）　応急給水活動で水を補給する施設及び設備（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を市町村と相互利用する。
（ｄ）市町村と協力して、住民に対し、飲料水の供給等に関する広報活動を行う。

（イ）市町村が実施する対策
ａ　断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。

b　出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
c　給水用具の確保を行うものとする。
d　災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、１人１日３リットル以上の飲料水を供給するものとする。
e　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
f　被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
g　復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
h　住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

第１６節　生活必需品の調達供給活動

第１　基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市町村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市町村からの要請に基づき、県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。

第２　主な活動

１　市町村においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市町村では調達できないものについて、県へ協力を要請する。

２　県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第３　活動の内容

１　生活必需品の調達

（１）基本方針

県、市町村及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市町村からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

イ【市町村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請するものとする。

２　生活必需品の供給

（１）基本方針

県、市町村及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて、迅速かつ的確に供給・分配する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市町村の要請に基づき、迅速に供給する。

また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど、十分配慮するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力するものとする。

第１７節　保健衛生、感染症予防活動

第１　基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災保健所・市町村における保健医療福祉活動の指揮調整のもと、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養・食生活改善支援等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第２　主な活動

１　被災保健所・市町村は、被災者の健康支援に必要な情報収集・分析に基づき保健医療福祉活動チームの配置や物資確保等の支援体制構築の指揮調整を行う。これらの指揮調整の支援にあたっては、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）を派遣する。

２　保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。

また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養・食生活相談を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。

さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。

３　平時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。

また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。

第３　活動の内容

１　保健衛生活動

（１）基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

（ア）被災者の健康管理のため、市町村と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所等における健康意識の向上に努める。

（イ）被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（ＤＰＡＴ事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣調整を要請する。

（ウ）市町村及び関係機関と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情

報を提供するとともに、医療機関の受診状況や住まいの状況の確認等を行い、継続ケアに努める。

（エ）安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。

ａ　被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養・食生活相談を行う。

ｂ　炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。

ｃ　提供食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。

ｄ　必要に応じ提供食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。

ｅ　災害発生の季節・気象状況に応じた食品衛生指導を行う。

ｆ　被害を受けた食品等の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。

（オ）被災保健所、自治体等の保健医療福祉活動に関する指揮調整機能を補佐するため、必要に応じ厚生労働省に対し、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）を派遣要請するとともに、長野県ＤＨＥＡＴを派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）被災者の避難状況を把握し、県災害対策本部地方部に置かれる地域本部に報告するとともに、被災者台帳等に反映するものとする。

（イ）被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。

（ウ）県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

（エ）被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。

（イ）看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。

（ウ）行政との連携をもとに、栄養士会は、栄養・食生活相談、身体・病態の状況に合わせた食品の提供等、食生活改善推進協議会は、炊き出し等を行うよう努めるものとする。

（エ）関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

エ【住民が実施する対策】

（ア）医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

（イ）住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

２　感染症予防対策

（１）基本方針

感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、

感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また､感染症の発生を未然に防止するため､被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

（ア）災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

（イ）災害時に備え、感染症予防対策用物品の確保及び訓練（点検を含む。）を行い、被災時は資機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。

（ウ）災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。

（エ）実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後、直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。

（オ）感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒、ねずみ族や昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。

なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置をとる場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。

（カ）状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要網に基づき国へ報告する。

（キ）感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。

（ク）災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお､災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して、適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告額を審査した後国へ提出する。

（ケ）被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

（コ）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（サ）避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立

し、被災時には迅速に対応するものとする。

（イ）災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図るものとする。

（ウ）感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

（エ）感染症の発生を未然に防止するため、管轄保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずるものとする。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図るものとする。

（オ）災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

（カ）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を、県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（キ）関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、管轄保健所を経由して県へ報告するものとする。

（ク）感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

（ケ）災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお､災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して、適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

（コ）避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

県及び市町村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、市町村の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第１８節　遺体の捜索及び対策等の活動

第１　基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第２　主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第３　活動の内容

遺体の捜索及び対応

１　基本方針

（１）遺体の捜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

（２）災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な対応を行う。

（３）多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

（４）検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により、その場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

２　実施計画

（１）【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

ア　被害が広範囲にわたり、県のみで対応が困難となった場合に備えて広域相互応援体制の整備を図り、必要に応じ他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ　市町村長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに(公社)長野県トラック協会長に応援要請をする。

ウ　市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、「長野県広域火葬計画」に基づき、他の市町村との連絡調整、他都道府県等への応援要請を行う。

エ　市町村から、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき、応援を要請する。

オ　遺体の捜索、輸送、収容等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。

カ　検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。

（ア）市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。

（イ）検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
（ウ）医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
（エ）葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
（オ）検視に使用する装備資器材の整備を行う。
（カ）多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。

キ　検視実施要領を以下のとおりとする。
（ア）多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様、適正な遺体観察を行う。
（イ）検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る死体発見表を貼付する。
（ウ）検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
（エ）すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。

ク　身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
（ア）身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
（イ）身元を明らかにすることができない遺体は、当該遺体を引き渡したとしても、その後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において、死体取扱規則第５条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。
（ウ）行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。

ケ　外国籍県民等の遺体の措置については以下のとおりとする。
（ア）所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、死体取扱規則第２条の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報すること。
（イ）遺体の引き渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

（２）【市町村が実施する対策】

ア　遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。
イ　被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。
　なお、場所については予め選定しておくことが望ましい。
　また、収容に必要な機材を確保するものとする。
ウ　収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定めるものとする。
エ　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行うものとする。
オ　外国籍県民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議するものとする。
カ　火葬許可証発行事務処理体制の整備を行うものとする。
キ　遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請するものとする。

（３）【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行うものとする。

第１９節　廃棄物の処理活動

第１　基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災した市町村によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

第２　主な活動

１　ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。

２　処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第３　活動の内容

１　ごみ、し尿処理対策

（１）基本方針

県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、市町村においては、被災地における衛生的環境を確保するため、廃棄物の処理活動を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）災害発生後、地域振興局を通じて、速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行う。(環境部)

（イ）市町村等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、(一社)長野県資源循環保全協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行う。(環境部)

（ウ）市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、(一社) 日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。(危機管理部)

イ【市町村が実施する対策】

（ア）災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。

（イ）被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり、廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。

（ウ）下水道使用地域等で災害により、トイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講ずるものとする。

（エ）生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。

（オ）災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。

（カ）収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。

（キ）ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し、必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

（ク）被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに当該市町村を管轄する地域振興局へ報告するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は､災害により発生したごみを市町村が指定した場所に搬入するものとする。

搬入に当たっては、分別区分等市町村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

２　廃棄物処理の広域応援

（１）基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、被災した地方公共団体のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求めるものとする。

第２０節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第１　基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第２　主な活動

１　災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。

２　災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第３　活動の内容

１　社会秩序の維持

（１）基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア　災害に便乗した窃盗事犯の取締り

イ　災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

ウ　災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

オ　広報啓発活動の推進

カ　防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

キ　避難所等への定期的な巡回

２　物価の安定、物資の安定供給

（１）基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部）

（ア）物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、価格需給動向について調査、監視を行う。

（イ）調査結果を基に関係機関で対応を協議し、輸送ルートの確保等在庫不足等の早

期解消に向け必要な措置を講ずる。

（ウ）適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

（エ）情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

（オ）買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

（イ）適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

（ウ）情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

（エ）買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

（オ）管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

ウ【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

エ【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第２１節　危険物施設等応急活動

第１　基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第２　主な活動

１　危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

２　火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

３　高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

４　液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。

５　毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

６　放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

７　石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

８　大気汚染防止法で定める、ばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第３　活動の内容

１　共通事項

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する主な対策】

（ア）災害時等における連絡（県・市町村）

危険物施設等において災害時における、関係機関との連絡体制を確立するものとする。

（イ）漏洩量等の把握（県・市町村）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努めるものとする。

（ウ）危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市町村）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施する

よう指導するものとする。

（エ）周辺住民への広報の実施（市町村）

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

（オ）避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止するものとする。

（カ）環境汚染状況の把握（県・市町村）

必要に応じて､関係機関と連携して周辺環境調査や水質･大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握するものとする。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行うものとする。

（キ）人員、機材等の応援要請（県・市町村）

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行うものとする。

イ【危険物施設等管理者が実施する対策】

（ア）危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

（イ）危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

（ウ）危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

２　危険物施設応急対策

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

（イ）災害時における連絡

危険物施設において、災害時における連絡体制を確立するものとする。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次に掲げる事項について指導するものとする。

ａ　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

ｂ　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ｃ　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずるものとする。

ｄ　危険物施設における災害発生時の応急措置等

（ａ）応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

（ｂ）関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

（ｃ）相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請するものとする。

（ｄ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

３　火薬類等災害応急対策

（１）基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

（２）実施計画

【県が実施する対策】

ア　産業労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

（ア）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。

（イ）火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知すること。

イ　警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

４　高圧ガス施設応急対策

（１）基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する対策】

ア　産業労働部が実施する対策

（ア）高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

ａ　施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報する。

ｂ　高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

ｃ　製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

ｄ　貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

ｅ　漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努める。

ｆ　災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図る。

ｇ　状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

（イ）高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ａ　状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理する。

ｂ　輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。

ｃ　長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

イ　警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

５　液化石油ガス施設応急対策

（１）基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する対策】（産業労働部）

ア　液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請する。

イ　容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置をとるよう、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請する。

ウ　発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請する。

エ　被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請する。

オ　避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請する。

カ　仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請する。

キ　救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

６　毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

（１）基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。(健康福祉部)

（イ）警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。(健康福

祉部）
（ウ）飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）
（エ）中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）
（オ）関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

イ【市町村が実施する対策】
（ア）周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行うものとする。
（イ）飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。
（ウ）消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

ウ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】
（ア）災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置をとるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
（イ）毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずるものとする。

７　放射性物質使用施設応急対策

（１）基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

ウ【放射性同位元素使用者が実施する対策】

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施するものとする。
（ア）放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報するものとする。
（イ）放射線障害の危険のある地域（放射線量１ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告するものとする。
（ウ）放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとるものとする。
（エ）放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除

去を行うものとする。
（オ）放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止するものとする。
（カ）事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置をとるものとする。

８　石綿使用建築物等応急対策

（１）基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

【県が実施する対策】

ア　被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。（地域振興局）
イ　被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び期間について、水大気環境課と協議する。（地域振興局）
ウ　調査を担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。（地域振興局）
エ　災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。（環境部）
オ　派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。（地域振興局）
カ　調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。（地域振興局）
キ　所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市町村との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。（地域振興局）
ク　損壊した建築物の周囲など、粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。（環境部）
ケ　必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について、大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。（環境部）
コ　環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。（環境部）

９　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

（１）基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

第２２節　電気施設応急活動

第１　基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

・　早期復旧による迅速な供給再開
・　感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点に応急対策を推進するものとする。

第２　主な活動

１　職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
２　復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
３　感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第３　活動の内容

１　応急復旧体制の確立

（１）基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

（２）実施計画

【関係機関が実施する対策】

ア　電力会社が実施する対策

（ア）計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。
（イ）被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。
（ウ）電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

イ　県企業局が実施する対策

（ア）計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。
（イ）供給先の電力会社と連携し、復旧体制を確立する。

２　迅速な応急復旧活動

（１）基本方針

復旧用資機材､輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有

する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況の確認を行うものとする。その上で、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するものとする。

（イ）電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での２者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。（建設部）

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）電力会社が実施する対策

ａ　県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。

　また、（２）、ア、（ア）の場合には、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

ｂ　復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して、直ちに調達するものとする。

ｃ　資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。

ｄ　応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。

　また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行うものとする。

ｅ　自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給するものとする。

（イ）県企業局が実施する対策

ａ　工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置をとり、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。

ｂ　水力発電所の地域への開放等、電力供給の多様化を検討する。

３　二次災害防止及び節電

（１）基本方針

　停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして、広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

　また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部・環境部）

（ア）電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市町村へ情報提供を行う。

（イ）電力各社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

（ウ）電力会社からの報告により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、市町村、電力会社と協力して節電の呼びかけを行う。

イ【市町村が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき、市町村の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（電力会社）

（ア）電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

ａ　停電による社会不安除去に関する事項

（ａ）停電の区域

（ｂ）復旧の見通し

ｂ　感電等の事故防止に関する事項

（ａ）垂れ下がった電線に触れないこと

（ｂ）断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

ｃ　送電再開時の火災予防に関する事項

（ａ）電熱器具等の開放確認

（ｂ）ガスの漏洩確認

（イ）広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市町村の有線放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（ウ）需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市町村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第２３節　都市ガス施設応急活動

第１　基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により、住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第２　主な活動

１　巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。

２　復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第３　活動の内容

１　都市ガス施設応急復旧対策

（１）基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大の地域にあっては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での２者以上の工事については、工事現場が輻輳しないための調整の実施

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村道の被害状況の把握

（イ）掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での２者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないための調整の実施

（ウ）住民への広報活動

ウ【都市ガス事業者が実施する対策】

（ア）ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

（イ）二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置

（ウ）復旧人員の確保

（エ）復旧資機材の調達
（オ）受入側にあっては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあっては、適時、適切な応援体制
（カ）復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

エ【住民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

２　都市ガス施設応急供給計画

（１）基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

（２）実施計画

【都市ガス事業者が実施する対策】

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

第２４節　上水道施設応急活動

第１　基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また､復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第２　主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第３　活動の内容

１　基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

２　実施計画

（１）【県が実施する対策】（環境部、建設部）

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

ア　環境部が実施する対策

（ア）水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。

（イ）被災状況の把握を行う。

（ウ）応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

イ　建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での２者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

（２）【水道事業者等が実施する対策】

ア　県企業局が実施する対策

（ア）「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。

（イ）長野県営水道指定給水装置工事事業者へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。

（ウ）本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。

（エ）関係する市町村と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行

う。

（オ）停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努めるものとする。

イ　市町村が実施する対策

（ア）被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
（イ）復旧体制の確立を行うものとする。
（ウ）被災の状況により応援要請を行うものとする。
（エ）住民への広報活動を行うものとする。
（オ）指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

（３）【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第２５節　下水道施設等応急活動

第１　基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第２　主な活動

１　情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。

２　収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。

３　ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第３　活動の内容

１　情報の収集連絡、被害規模の把握

（１）基本方針

県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

（２）実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。

２　応急対策の実施体制

（１）基本方針

県及び市町村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。

また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。

（２）実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

ア　災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

イ　被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとるものとする。

ウ　災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水

道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

３　応急対策の実施

（１）基本方針

下水道施設等が被災した場合おいても､ライフラインとしての機能を確保するため、県及び市町村は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

（２）実施計画

ア【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

（ア）管渠

a　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努めるものとする。

b　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせるものとする。

（イ）処理場等

a　停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。

b　処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。

c　処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて､緊急調査､応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第２６節　通信・放送施設応急活動

第１　基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

第２　主な取組み

１　県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
２　市町村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
３　電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
４　放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
５　警察機関は、警察通信施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第３　計画の内容

１　県防災行政無線通信の応急活動

（１）基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

（２）実施計画

【県が実施する対策】

ア　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。（危機管理部、総務部、建設部）
イ　通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、臨時無線回線等を開設し、通信の確保に当たる。（危機管理部、総務部、建設部）
ウ　停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
エ　通信の輻輳が発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。（危機管理部）

２　市町村防災行政無線通信の応急活動

（１）基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

（２）実施計画

【市町村が実施する対策】

ア　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。
イ　通信施設が被災した場合には、市町村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。
ウ　停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、

供給を図るものとする。

エ　孤立防止無線など、災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。

オ　災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

３　電気通信施設の応急活動

（１）基本方針

通信サービス確保の基本方針

ア　被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ　避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。

（２）実施計画

【ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する対策】

ア　重要通信のそ通確保

（ア）応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。

（イ）重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

（ウ）非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講ずるものとする。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

ウ　無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の設置

避難所等への無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の設置に努めるものとする。

エ　携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ　災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

カ　情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

４　放送施設の応急活動

（１）基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【日本放送協会が実施する対策】

（ア）放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置をとるものとする。

（イ）会館設備

ａ　演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行うものとする。

（ａ）非常用放送施設の開設運用
（ｂ）非常持ち出し機材・書類の搬出および保管
（ｃ）必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
（ｄ）連絡系統の確保、非常通信の利用
（ｅ）施設の応急対策
（ｆ）その他、電波確保に必要な事項

ｂ　局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用するものとする。

（ａ）加入電話
（ｂ）ＮＨＫの基地局、陸上移動局、簡易無線局
（ｃ）ＮＴＴ専用線（試験打合、専用線の借用）
（ｄ）放送回線
（ｅ）非常通信協議会加盟通信網
（ｆ）長野県防災行政無線電話通信網
（ｇ）非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
（ｈ）放送電波
（ｉ）アマチュア無線局

（ウ）被災者に対する情報提供のため、次の措置をとるものとする。

ａ　常設、臨時掲示板による情報提供
ｂ　サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
ｃ　受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ【信越放送㈱が実施する対策】

（ア）復旧の優先順位

ａ　ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
ｂ　テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
ｃ　サテライト局の復旧
ｄ　連絡通信網の確保

（イ）ラジオ対策

ａ　ラジオマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出するものとする。

ｂ　送信所が完全マヒの場合（回復不可能）

（ａ）応急用代替設備をセットして放送を行うものとする。
（ｂ）伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の１台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設するものとする。

ｃ　放送中継網の確保

本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応するものとする。

（ウ）テレビ対策

ａ　親局（美ヶ原送信所）対策

11CH確保を前提に応急対策を講ずるものとする。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。

b　本社（中継車を含む）が全滅の場合
ＮＴＴ～美ヶ原間にＦＰＵをセットし、ネット受けに対応するものとする。

c　テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出するものとする。

d　放送中継網の確保

（ａ）ＮＴＴ～本社間の回線障害の対策
- キー局の放送波受信により対応するものとする。
- ＮＴＴ～本社間にＦＰＵをセットし、対応するものとする。
- 中継映像素材などの各局への送り出しはＳＮＧにより対応するものとする。

（ｂ）ＳＴＬ回線障害の対策
- ＮＴＴ～本社間にＦＰＵをセットし、対応するものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する対策】

（ア）本社演奏所設備が被災した場合

a　商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図るものとする。
非常用発電機も故障の場合は､中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給するものとする。

b　本社～送信所間のＳＴＬ回線が故障した場合は、中継用のＦＰＵを応急に使用するものとする。

c　主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保するものとする。

d　ＮＴＴ～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのＮＴＴ無線中継所からＦＰＵにより臨時回線を設営し、ネット番組の放送を確保するものとする。

（イ）送信所が被災した場合

a　商用電力が断たれた場合は､非常用発電機(150KVA現用予備２台）で電力供給を図るものとする。

b　現用(10KW)の送信系が故障の場合は､予備(1KW)の送信系に切り替え､放送を確保するものとする。

c　現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え、放送を確保するものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する対策】

（ア）演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図るものとする。
また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をＳＮＧまたはＦＰＵで結び放送を確保するものとする。

（イ）美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討するものとする。また、演奏所と善光寺平サテライト間にＦＰＵを設置して長野地域の放送を確保するものとする。(他の地域の放送は不可能)

（ウ）中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先するものとする。

オ【長野朝日放送㈱が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力するものとする。

（ア）本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施するものとする。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努めるものとする。

（イ）送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努めるものとする。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接ＦＰＵで結び可能な限りの放送を確保するものとする。

（ウ）中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行うものとする。

（エ）電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保するものとする。

（オ）その他必要な措置は、非常災害対策要領によるものとする。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する対策】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図るものとする。

（ア）演奏所設備の被災、およびＳＴＬ設備が被災し放送不能の場合

美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設ＳＴＬにより復旧するものとする。

また、被災の状況によっては送信所において、ＪＦＮ加盟社のＦＭ電波を受信し、直接中継するものとする。

（イ）送信所設備が被災の場合

放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は２条給電に改修し、冗長性の改善を図るものとする。

また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行うものとする。

（ウ）ＦＭ中継局が被災した場合

可搬型非常用ＦＭサテライト装置により速やかに復旧するものとする。

（エ）災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として､災害地域を対象とした臨時ＦＭ放送局の開設を検討するものとする。

５　警察通信施設の応急活動

（１）基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

（２）実施計画

【警察本部が実施する対策】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

ア　災害警備本部の開設
イ　臨時中継所の開設
ウ　衛星通信回線の開設
エ　衛星通信車及び応急通信対策車の支援要請
オ　応急用資機材の支援要請
カ　本部代替施設の開設

第２７節　鉄道施設応急活動

第１　基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し、迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第２　主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

１　基本方針

（１）県

道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るものとする。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での２者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

（２）東日本旅客鉄道㈱

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

（３）東海旅客鉄道㈱

ア　部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとるものとする。

イ　部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処するものとする。

ウ　災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常召集計画によるものとする。

エ　鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努めるものとする。

（４）長野電鉄㈱

災害が発生した場合、社内規程の鉄道災害対策要綱により対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに災害対策活動に入るとともに被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、早期復旧と輸送の早期再開を図るものとする。

（５）アルピコ交通㈱

災害が発生した時は、災害復旧心得に基づき、併発防止をしつつ、人命の救助を最優先とし、被害を早期に復旧し輸送の再開を図るものとする。

（６）しなの鉄道㈱

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図るものとする。そのためには、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

（７）北陸信越運輸局

ア　鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。

イ　被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

２　実施計画

（１）【県が実施する対策】（建設部）

ア　県は、特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、県に協力するものとする。

イ　鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、２者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

（２）【東日本旅客鉄道㈱が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

ア　旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとする。

イ　水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておくものとする。

ウ　建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。

エ　駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期するものとする。

オ　災害復旧

（ア）災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

（イ）災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して､その適正を期するものとする。

（３）【東海旅客鉄道㈱が実施する対策】

ア　危険防止措置

保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定するものとする。

イ　応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ　災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行うものとする。

（４）【長野電鉄㈱が実施する対策】

ア　災害対策本部の設置

イ　本部は、次の業務を行うものとする。

（ア）被害情報の収集と本部への伝達

（イ）職員の非常召集

（ウ）災害箇所の調査及び報告

（エ）応急復旧工事用機器資材の調達

（オ）不通箇所の代行振替輸送の検討手配

ウ　災害復旧に当たっては、早期復旧に全力を尽くし、危険個所の点検後、安全を十分に確認したのち、運送業務にあたるものとする。

（５）【アルピコ交通㈱が実施する対策】

ア　災害が発生した時は、状況により、対策本部、復旧本部を開設するものとする。

区　　分	本　社	現　場
・重大事故が発生したとき ・本線が５時間以上不通の見込みのとき	対策本部	復旧本部

イ　対策本部

事故の復旧、動員、救援の計画及び応急対策並びに広報事務、その他の処理。

ウ　復旧本部

事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、復旧計画並びに復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他の措置。

エ　災害復旧に当たっては、早期復旧に全力を尽くし、危険個所の点検後、安全を十分確認した後、運転を再開するものとする。

（６）【しなの鉄道㈱が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努めるものとする。

ア　被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施するものとする。

イ　旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによるものとする。

ウ　水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておくものとする。

エ　災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。

また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておくものとする。

オ　施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておくものとする。

（７）【北陸信越運輸局が実施する対策】

ア　鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して必要に応じて、関係列車の非常停止の手配等の指導を行うものとする。

イ　報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに乗客等に提供する。

ウ　復旧の長期化が想定される場合には、速やかな復旧を図るため、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力できるよう調整する。

第２８節　災害広報活動

第１　基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、県民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第２　主な活動

１　住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。

２　住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第３　活動の内容

１　住民等への的確な情報の伝達

（１）基本方針

県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って、的確に提供するものとする。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。

（ア）広報資料の収集

広報資料の収集は、第２節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行う。

なお､取材員の派遣先において､感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（イ）広報活動

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

ａ　災害の状況に関する情報

ｂ　応急対策に関する情報

ｃ　冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報

ｄ　二次災害の予防に関する情報

ｅ　医療機関等の生活関連情報

ｆ　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
ｇ　交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
ｈ　犯罪防止に関する情報
ｉ　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
ｊ　ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
ｋ　その他必要と認められる情報

（ウ）報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報については、災害対策本部を設置した場合は、本部室長の指示により情報発信担当が、それ以外は危機管理部がそれぞれ報道機関等に対し発表を行う。

なお、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。

また、大雨特別警報発表時など、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、知事が直接住民に対して避難を呼びかける。

（エ）中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

（オ）災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市町村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう、体制整備に努めるものとする。

ａ　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
ｂ　二次災害の防止に関する情報
ｃ　避難所・経路・方法等に関する情報
ｄ　医療機関等の生活関連情報
ｅ　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
ｆ　交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
ｇ　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
ｈ　安否情報
ｉ　その他必要と認められる情報

ウ【放送事業者が実施する対策】（ＮＨＫ･ＳＢＣ･ＮＢＳ･ＴＳＢ･ａｂｎ･ＦＭ長野）

（ア）法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

ａ　県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村

ｂ　長野地方気象台（ＮＨＫ・ＳＢＣ・ＮＢＳ・ＴＳＢ・ａｂｎに通知）

ｃ　日本赤十字社長野県支部

（イ）臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍県民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

２　住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（１）基本方針

県､関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り､住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市町村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

第２９節　土砂災害等応急活動

第１　基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう、現場での早急かつ適切な判断を行う。

第２　主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第３　活動の内容

１　大規模土砂災害対策

（１）基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

（ア）地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

（イ）緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を、関係自治体の長に通知する。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請する。

（エ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

（イ）緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を、関係自治体の長に通知するものとする。

（ウ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

ウ【市町村が実施する対策】

（ア）土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずるものとする。

（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（ウ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

２　地すべり等応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに、地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)

（イ）土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

（ウ）必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請する。(建設部)

（エ）市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずるものとする。

（イ）地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

（ウ）必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に、速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

（イ）豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、

県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

（ウ）地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣するものとする。

（オ）市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。

３　土石流対策

（１）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）土砂災害発生状況等を調査する。

（イ）二次災害に備えて必要に応じ、警戒避難に関する情報を市町村、住民等に提供する。

（ウ）不安定土砂の除去等応急工事を実施する。

（エ）土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

（オ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請する。

（カ）市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずるものとする。

（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（ウ）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

（ア）直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

（イ）豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急

対策を実施するものとする。

（ウ）防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣するものとする。

（オ）市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。

４　崖崩れ応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。

（イ）土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請する。

（エ）市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずるものとする。

（イ）崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

（ア）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣するものとする。

（イ）市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。

第３０節　建築物災害応急活動

第１　基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

第２　主な活動

１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。

２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。

第３　活動の内容

１　建築物

（１）基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。（全機関）

（イ）市町村から、宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（建設部）

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとるものとする。

（イ）宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。

また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

（ウ）必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

（ア）建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

（イ）安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を

とるものとする。

２　文化財

（１）基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部）

（ア）災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万、全を期すよう、市町村文化財所管部局を通じて指導する。

（イ）国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

（ウ）被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導するものとする。

（イ）国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。

（ウ）被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

（ア）見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

（イ）文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。

（ウ）災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。

（エ）被災した建造物内の文化財について、県や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第３１節　道路及び橋梁応急活動

第１　基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第２　主な活動

１　道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。

２　被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第３　活動の内容

１　道路及び橋梁応急対策

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、警察本部、道路公社）

（ア）道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によるパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により被害状況を把握する。

（イ）事前に定めた道路啓開計画に基づき、道路啓開を行う。

（ウ）パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

（エ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して、道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

（オ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。

また、応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

なお、措置に当たっては、緊急交通路及び緊急輸送道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

（イ）経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況や通行状況を適切に把握する。

（ウ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

（オ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。

応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

２　関係団体との協力

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関及び隣接県と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関及び隣接県と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

（イ）必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。（危機管理部）

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、市町村のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行うものとする。

第３２節　河川施設等応急活動

第１　基本方針

災害による被害を軽減するため、市町村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

１　水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
２　水防上必要な資器材の調達体制
３　水門もしくは、閘門の適切な操作
４　市町村における相互の協力及び応援体制

第２　主な活動

１　水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
２　大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第３　計画の内容

１　河川施設等応急対策

（１）基本方針

市町村の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
（イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
（ウ）被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
（イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
（ウ）被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
（イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
（ウ）被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

（エ）堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

２　ダム施設応急対策

（１）基本方針

異常出水が生じた場合、大規模地震が発生した場合、ダム施設に障害が生じた場合、またはその恐れのある場合には、速やかに臨時点検を実施する。

その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置をとり安全を確保する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

イ【市町村が実施する対策】

ダムを管理する市町村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第３３節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第１　基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第２　主な活動

１　構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
２　危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
４　倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
５　危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第３　活動の内容

１　構造物に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

道路・橋梁等の構造物についても、倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）

（イ）道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)

（ウ）パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）

（エ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。(建設部、警察本部、道路公社)

（オ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し、適切な方法を選択する。(建設部、警察本部、道路公社)

イ【市町村が実施する対策】

（ア）行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

（イ）災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。

（イ）パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

（ウ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。

（エ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

［危険物関係］

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

［火薬関係］

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

［液化石油ガス関係］

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそ

れがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【県が実施する対策】

（ア）緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第８節　消防・水防活動参照）

（イ）避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

（イ）災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

（イ）危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

（ウ）危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずるものとする。

（エ）危険物施設における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

ｂ　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

（オ）相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

（カ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

［火薬関係］

ア【県が実施する対策】

（ア）知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。

（イ）下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)

（ウ）関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

（ア）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

（イ）火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

［高圧ガス関係］

ア【県が実施する対策】(産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

（ア）高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施するものとする。

ａ　災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

ｂ　施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報するものとする。

ｃ　高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

ｄ　製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

ｅ　貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとるものと

する。

ｆ　漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

ｇ　状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い､特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図るものとする。

ｈ　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

（イ）高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。

ａ　状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

ｂ　輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

ｃ　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

［液化石油ガス関係］

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(一社)長野県ＬＰガス協会に要請する。

イ【(一社)長野県ＬＰガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

［毒物劇物関係］

ア【県が実施する対策】

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

ａ　災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。

ｂ　応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

ｃ　応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

（イ）緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

（ウ）避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

（イ）飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

（イ）毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

（ウ）毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

ｂ　従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

（１）基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。

（イ）河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。

（イ）河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア）市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。

（イ）河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

オ【ダム管理者が実施する対策】

（ア）異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。

（イ）臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

（ウ）この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行うものとする。

４　風倒木対策

（１）基本方針

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

（２）実施計画

【県が実施する対策】（林務部）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずるものとする。

５　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

（ア）緊急点検マニュアルにより土砂災害警戒区域等及び施設の点検を実施する。

（イ）土砂災害警戒区域等及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

（ウ）防災アドバイザー制度を活用する。

（エ）緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

（オ）専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

（イ）専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第３４節　ため池災害応急活動

第１　基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため､点検の結果､安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第２　主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第３　活動の内容

１　基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

２　実施計画

（１）【県が実施する対策】（農政部）

ア　ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手する。

イ　応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関に協力する。

（２）【市町村が実施する対策】

ア　被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。

イ　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

ウ　被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

（３）【関係機関が実施する対策】

ア　ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市町村へ報告するものとする。

イ　ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。

ウ　ため池管理者は、市町村が実施する応急対策について協力するものとする。

第３５節　農林水産物災害応急活動

第１　基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒伏した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第２　主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。

第３　活動の内容

１　農水産物災害応急対策

（１）基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部）

（ア）県及び農業農村支援センターは、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

（イ）被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業農村支援センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

（ウ）家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

（エ）被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。

（オ）被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

（カ）必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。

（イ）農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

（ア）市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

（イ）作目別の主な応急対策

ａ　水稲

（ａ）浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病白葉枯病の防除を行うものとする。

（ｂ）土砂流入田は、茎葉が３分の２以上埋没した場合、土砂を取り除くものとする。

（ｃ）水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行うものとする。

ｂ　果樹

（ａ）浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行うものとする。

（ｂ）倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努めるものとする。

（ｃ）傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

（ｄ）樹木に付着した泥は、速やかに洗い流すものとする。

（ｅ）病害虫の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

ｃ　野菜及び花き

（ａ）浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図るものとする。

（ｂ）病害虫の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

（ｃ）傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

（ｄ）茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行うものとする。

ｄ　畜産

（ａ）畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行うものとする。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

（ｂ）倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努めるものとする。

ｅ　水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

（ウ）被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

２　林産物災害応急対策

（１）基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら、迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

（イ）市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第３６節　文教活動

第１　基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。

第２　主な活動

１　児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
２　被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第３　活動の内容

１　児童生徒等に対する避難誘導

（１）基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

（ア）県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ａ　児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。

ｂ　児童生徒等が在校中の場合の措置

（ａ）情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

（ｂ）市町村長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

（ｃ）全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。

ｃ　児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

（ａ）児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

（ｂ）災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、

保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

（ｃ）災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

（イ）県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。（県民文化部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものする。

２　応急教育計画

（１）基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

（ア）県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

ａ　県立学校施設・設備の確保

（ａ）学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

（ｂ）学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

ｂ　教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ｃ　学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財) 長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

（イ）県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

ａ　被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

ｂ　教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

ｃ　教育活動

（ａ）災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

（ｂ）被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
（ｃ）避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
（ｄ）授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

ｄ　児童生徒等の健康管理

（ａ）必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
（ｂ）授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

ｅ　教育施設・設備の確保

（ａ）学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
（ｂ）施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
（ｃ）残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

ｆ　学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは､県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

（ウ）県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。（県民文化部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

３　教科書の供与及び授業料の減免等

（１）基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

（２）実施計画

ア　教科書の供与

（ア）【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

（イ）【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ　授業料の減免

（ア）【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

ａ　県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。

ｂ　県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して、学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ　就学援助

（ア）【県が実施する対策】（教育委員会）

必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

（イ）【市町村（教育委員会）が実施する対策】

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

第３７節　飼養動物の保護対策

第１　基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所等での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。

第２　主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第３　活動の内容

１　基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。

２　実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。（健康福祉部）

（イ）県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等必要な措置を講ずる。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（健康福祉部、農政部、警察本部）

（ウ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。（健康福祉部、農政部）

（エ）県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。（健康福祉部、農政部）

（オ）県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、(一社)長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める。（健康福祉部）

（カ）県は、飼い主と家庭動物の同行避難を円滑に受け入れるために、避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時から普及啓発と連携を進める。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する対策】

（ア）関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な措置を講ずるものとする。

（イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講ずるものとする。

（ウ）家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。
（エ）飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。

ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】

（ア）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
（イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第３８節　ボランティアの受入れ体制

第１　基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について、速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。

第２　主な活動

１　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。

また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。

２　災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第３　活動の内容

１　被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

（１）基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図るものとする。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部、健康福祉部）

（ア）市町村、防災関係機関と連携し、被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。

（イ）ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

（ウ）長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の

収集運搬調整などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。

（イ）ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し、支援を行うものとする。

（ウ）市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

　また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

（エ）ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

（オ）都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は，共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について，社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ウ【社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策】

県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

エ【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等)、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】

（ア）被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

（イ）県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

（ウ）必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

オ【その他ＮＰＯ・ＮＧＯ等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

２　ボランティア活動拠点の提供支援

（１）基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

（２）実施計画

ア【県（危機管理部、企画振興部、健康福祉部）及び市町村が実施する対策】

（ア）県及び市町村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

（イ）必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

イ【社会福祉協議会が実施する対策】

（ア）県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

（イ）被災地の市町村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

（ウ）被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

ウ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市町村との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

第３９節　義援物資及び義援金の受入れ体制

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合には、県、市町村は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第２　主な活動

１【義援物資】（危機管理部）

（１）県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。

（２） 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

（３）各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

２【義援金】（危機管理部、会計局）

（１）県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、県が募集する義援金の取扱いについては災害義援金募集要綱等により定めるものとする。

（２）義援金の配分に当たっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第３　活動の内容

１　義援物資及び義援金の募集等

（１）基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

（２）実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する対策】

（ア）【義援物資】

ａ　県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知するものとする。

ｂ　県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合に

は、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知するものとする。

c　県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請するものとする。

（イ）【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

イ【住民、企業等が実施する対策】

（ア）【義援物資】

a　義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮するものとする。

b　義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

２　義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分（危機管理部）

（１）基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

（２）実施計画

ア【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

イ【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

３　委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料編参照）の定めるところによる。

第４０節　災害救助法の適用

第１　基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市町村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第２　主な活動

１　被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

２　県、市町村はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第３　活動の内容

１　災害救助法の適用

（１）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

（２）活動の内容

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）地域振興局長は、本章第２節に基づき被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

（イ）危機管理部長は、地域振興局長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。

（ウ）知事は、市町村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。

なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市町村長への通知等直ちに必要な手続を行う。

（エ）市町村から災害救助法に定める「災害にかかった住宅の応急修理」に該当する者の被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置の要請があった場合は、協定締結先の長野県瓦事業組合連合会に依頼するものとする。（危機管理部）

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行うものとする。

（イ）市町村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行うものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し､その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならないものとする。

【法の適用事務】

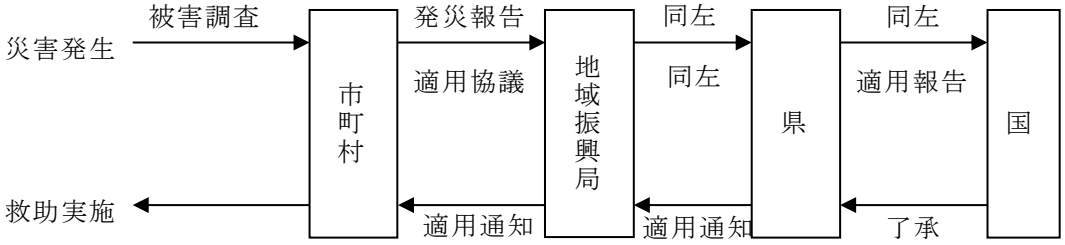

２　救助の実施

（１）基本方針

県、市町村は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市町村長に事務の一部を委任する。

なお、市町村に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	市町村に委任する事務
避難所の設置	市町村からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	市町村からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市町村管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT 等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	市町村からの要請による資材調達	その他全て

（イ）救助の実施は、別に定める基準により行う。

（ウ）知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。

　委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。

（イ）救助の実施は、別に定める基準により行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

（ア）日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

（イ）知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

第４１節　観光地の災害応急対策

第１　基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

第２　主な取組み

１　観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第３　活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部、観光スポーツ部）

観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する

（２）【市町村が実施する対策】

ア　観光地での災害時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

イ　消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

（３）【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

２　外国人旅行者の安全確保

（１）【県が実施する対策】（観光スポーツ部）

国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。

（２）【県及び市町村が実施する対策】（県民文化部、観光スポーツ部）

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

（３）【市町村が実施する対策】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行なうものとする。

（４）【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより、外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第４章

災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

第１　基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第２　主な活動

１　原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。

２　復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第３　活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

（１）基本方針

県・市町村は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

（２）実施計画

ア【県・市町村が実施する対策】

（ア）県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知するものとする。

（イ）被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は県・市町村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は県・市町村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

２　支援体制

（１）基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

（２）実施計画

【県・市町村が実施する対策】

県、市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第２　主な活動

１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
３　被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。

第３　活動の内容

１　被災施設の復旧等

（１）基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

（２）実施計画

ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】

（ア）被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

（イ）被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

（ウ）著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

（エ）指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（オ）大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

（カ）ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区

ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

（キ）道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

（ク）水道事業者及び下水道事業者は、復旧に当たり上下水道一体となった対応に努めるものとする。

（ケ）被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。

（コ）災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。

（サ）復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

（シ）緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

（ス）暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

２　災害廃棄物の処理

（１）基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

（ア）災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

（イ）市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づき、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するものとする。

a　適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努めるものとする。

b　復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。

ｃ　環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。

（イ）収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村等から応援を求めるものとする。

３　職員派遣

（１）基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが､その対応にあたり､被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

（イ）被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第３節　計画的な復興

第１　基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第２　主な活動

１　複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備

２　再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施

３　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第３　計画の内容

１　復興計画の作成

（１）基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、女性、障がい者、高齢者等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する計画】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ【市町村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市町村における復興計画を作成するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

２　防災まちづくり

（１）基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性、障がい者、高齢者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（２）実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

（ア）復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

（イ）防災まちづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。

ａ　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

ｂ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

ｃ　建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

ｄ　耐震性貯水槽の設置等

（ウ）前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ａ　都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

ｂ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施するものとする。

ｃ　既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

ｄ　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

ｅ　住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となる

まちづくりを行うものとする。

ｆ　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

（エ）建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

（オ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努めるものとする。

３　特定大規模災害からの復興

（１）基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

（２）実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

県、市町村及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

イ【県が実施する計画】

（ア）国の復興基本方針に即して、復興のための施策に関する方針を定める。

（イ）特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

（ウ）特定大規模災害からの復興にために必要な場合、国に対し、職員の派遣を要請する。また、市町村から要請があった場合は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

ウ【市町村が実施する計画】

（ア）必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

（イ）特定大規模災害からの復興にために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第４節　資金計画

第１　基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

第２　主な活動

１　県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。
２　市町村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。
３　関東財務局長野財務事務所は必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第３　活動の内容

１　県の資金計画

（１）災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うに当たって必要な資金を迅速に調査し、掌握する措置をとる。
（２）歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
（３）地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
（４）一時借入金及び起債の前借等により、災害関係資金を確保する。

２　市町村の資金計画

被災市町村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努めるものとする。

（１）地方債
　歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債
（２）地方交付税
　普通交付税の繰上交付、特別交付税
（３）一時借入金
　災害応急融資

３　県、市町村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行うものとする。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

第１　基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２　主な活動

１　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
２　被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続等を実施する。
３　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
５　被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
７　被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
８　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
10　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
11　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
12　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第３　活動の内容

１　住宅対策

（１）基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）災害復興住宅建設等補助金（建設部）

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開

設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。

（イ）災害公営住宅（建設部）

被災地全域で500戸以上、もしくは一市町村の区域内で200戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

（ウ）既存県営住宅の再建（建設部）

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

（エ）県営住宅等への優先入居（建設部）

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には､必要に応じ､被災者に対し、県営住宅等への優先入居の措置をとる。

（オ）被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）

被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。

調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（カ）発災後、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するものとする。

また、その実施に当たっては，ビデオ会議システムを活用し，各市町村に映像配信を行うなど，より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

（キ）災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。

（イ）災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは一市町村の区域内で200戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

（ウ）既存市町村営住宅の再建

既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

（エ）市町村営住宅への優先入居

災害により、一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市町村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。

（オ）居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

２　被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

（１）基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）地域振興局長は、本章第２節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

（イ）知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用する。

なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続を行う。

（ウ）市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。

（エ）支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

（イ）災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するものとする。

（ウ）被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。

（エ）被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行うものとする。

（オ）被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

（カ）被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

３　生活福祉資金等の貸付

（１）基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

（２）実施計画

ア【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

イ【県（健康福祉部）・市町村が実施する対策】

県及び市町村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

４　被災者の労働対策

（１）基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

（ア）労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため、被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

（イ）災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

（ウ）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置をとる。

イ【長野労働局が実施する対策】

（ア）災害により、離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。

（イ）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより、基本手当を支給するものとする。

（ウ）労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。

（エ）災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。

（オ）労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

５　生活保護

（１）基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度

の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

（２）実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

６　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

（１）基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により、精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

（イ）災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

（ウ）災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（イ）災害援護資金の貸付

市町村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

７　被災者に対する金融上の措置

（１）基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

（２）実施計画

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。

ア　資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、

貸出金の返済猶予等の措置

イ　預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ　事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ　災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ　生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

８　租税の徴収猶予、及び減免

（１）基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置をとる。

（ア）期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

ａ　災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

ｂ　その他の災害

知事又は県税事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

（イ）徴収猶予

知事又は県税事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

（ウ）減免等

知事又は県税事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ【市町村が実施する対策】

地方税法又は市町村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

９　医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

（１）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し､必要に応じて､医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、国民健康保険資格確認書の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、マイナ保険証又は資格確認書提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。

10　罹災証明書の交付

（１）基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため､遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（２）実施計画

【市町村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

11　被災者台帳の作成

（１）基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

12　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

（１）基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部、総務部）

（ア）知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

（イ）相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

（ウ）相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

（エ）地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。

（オ）相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を要請する。また、市町村から相談業務に係る支援要請があったときは県職員の派遣、他の関係機関への協力要請等の調整を行う。

（カ）長野県災害支援活動士業連絡会との「災害時における相談業務に関する協定」（資料編参照）に基づき、被災者支援のための相談業務の実施を要請することができる。

（キ）県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

（ク）県は、報道機関に対し、発表を行う。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）市町村長は必要に応じ市町村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

（イ）相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

（ウ）住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行うものとする。

（エ）報道機関に対し、発表を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

（ア）必要に応じ、それぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

（イ）それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。

（ウ）報道機関に対し、発表を行うものとする。

第６節　被災中小企業等の復興

第１　基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
２　事業再開に対する相談体制を整備する。

第３　活動の内容

１　被害農林漁業者等に対する支援

（１）基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により､被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部、林務部）

（ア）次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。
　a　天災資金
　b　日本政策金融公庫資金
　c　農業災害資金

（イ）市町村、日本政策金融公庫等を通じ、（ア）に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

（ウ）「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

２　被災中小企業者に対する支援

（１）基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

（ア）次の制度金融の効果的な運用を図る。
　中小企業融資制度資金（融資）

（イ）市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

（ウ）被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

（エ）長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

（オ）商工会議所、商工会及び市町村と連携し、被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第７節　被災した観光地の復興

第１　基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第２　主な取組み

１　観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。

２　風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第３　活動の内容

１　被災した観光地に対する支援

（１）【県及び市町村が実施する対策】（観光スポーツ部）

ア　国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ　国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

（２）【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、県、市町村、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

修　　正　　経　　過			
昭和38年 3月22日	作成	平成12年 3月17日	第35回修正
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成13年 6月18日	第36回修正
昭和40年 2月27日	第2回修正	平成15年 3月31日	第37回修正
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成16年 5月21日	第38回修正
昭和42年 3月15日	第4回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正
昭和43年 2月29日	第5回修正	平成18年 2月17日	第40回修正
昭和44年 2月28日	第6回修正	平成19年 6月22日	第41回修正
昭和45年 2月27日	第7回修正	平成20年 5月29日	第42回修正
昭和46年 2月15日	第8回修正	平成21年 3月27日	第43回修正
昭和47年 2月25日	第9回修正	平成23年 1月11日	第44回修正
昭和48年 2月13日	第10回修正	平成23年 7月12日	第45回修正
昭和49年 2月22日	第11回修正	平成24年 2月15日	第46回修正
昭和50年 2月19日	第12回修正	平成25年 2月19日	第47回修正
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成26年 2月28日	第48回修正
昭和52年 2月18日	第14回修正	平成26年11月20日	第49回修正
昭和53年 2月28日	第15回修正	平成27年 3月 6日	第50回修正
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成28年 2月15日	第51回修正
昭和55年 3月31日	第17回修正	平成29年 3月31日	第52回修正
昭和56年 3月25日	第18回修正	平成30年 3月13日	第53回修正
昭和57年 3月25日	第19回修正	平成31年 1月21日	第54回修正
昭和58年 3月25日	第20回修正	令和 2年 3月31日	第55回修正
昭和59年 3月29日	第21回修正	令和 3年 3月10日	第56回修正
昭和60年 3月28日	第22回修正	令和 3年12月20日	第57回修正
昭和61年 3月25日	第23回修正	令和 5年 2月13日	第58回修正
昭和62年 3月19日	第24回修正	令和 6年 3月29日	第59回修正
昭和63年 5月23日	第25回修正	令和 7年 3月19日	第60回修正
平成元年 5月15日	第26回修正		
平成 2年 5月30日	第27回修正		
平成 3年 5月21日	第28回修正		
平成 4年 6月10日	第29回修正		
平成 6年 3月 9日	第30回修正		
平成 7年 3月20日	第31回修正		
平成 8年 5月23日	第32回修正		
平成 9年 3月31日	第33回修正		
平成10年 6月30日	第34回修正		

長野県地域防災計画
風水害対策編

発　行　日　令和８年３月 25 日　第 61 回修正
編集・発行　長野県防災会議
長野県危機管理部　危機管理防災課
〒380－8570 長野市南長野幅下 692－2
電話　026(235)7184(直通)
FAX　026(233)4332
E ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　bosai@pref.nagano.lg.jp